

平成 19 年旭市議会第 2 回定例会会議録目次

第 1 号 (6月11日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	3
開 会.....	4
追 悼.....	4
人事の紹介.....	4
議長報告事項.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	6
議案上程.....	6
議案第 1 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 2 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 3 号 旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 4 号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 5 号 旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 6 号 財産の取得について	
議案第 7 号 財産の取得について	
議案第 8 号 工事請負契約の締結について	
議案第 9 号 工事請負契約の締結について	
議案第 10 号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	
議案第 11 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
議案第 12 号 専決処分の承認について	

議案第 13 号 専決処分の承認について	
報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について	
報告第 2 号 事故繰越し繰越計算書について	
報告第 3 号 旭市土地開発公社の事業経営状況について	
報告第 4 号 財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について	
報告第 5 号 専決処分の報告について	
提案理由の説明並びに政務報告	7
議案の補足説明及び報告の説明	18
散 会	34

第 2 号 (6月13日)

議事日程	35
本日の会議に付した事件	35
出席議員	35
欠席議員	35
説明のため出席した者	36
事務局職員出席者	36
開 議	37
議案質疑	37
追加日程	59
常任委員会議案付託	60
常任委員会請願付託	60
散 会	61

第 3 号 (6月15日)

議事日程	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	63
欠席議員	63
説明のため出席した者	63

事務局職員出席者.....	6 4
開 議.....	6 5
一般質問.....	6 5
1 1 番 木 内 欽 市.....	6 5
8 番 滑 川 公 英.....	8 0
7 番 景 山 岩三郎.....	9 4
4 番 伊 藤 房 代.....	1 0 1
2 0 番 向 後 和 夫.....	1 0 8
散 会.....	1 1 3

第 4 号 (6月18日)

議事日程.....	1 1 5
本日の会議に付した事件.....	1 1 5
出席議員.....	1 1 5
欠席議員.....	1 1 5
説明のため出席した者.....	1 1 5
事務局職員出席者.....	1 1 6
開 議.....	1 1 7
一般質問.....	1 1 7
1 番 伊 藤 保.....	1 1 7
1 3 番 日 下 昭 治.....	1 2 2
2 1 番 高 橋 利 彦.....	1 4 4
1 6 番 明 智 忠 直.....	1 7 0
1 4 番 平 野 浩.....	1 9 6
散 会.....	2 0 4

第 5 号 (6月27日)

議事日程.....	2 0 5
本日の会議に付した事件.....	2 0 5
出席議員.....	2 0 5

欠席議員.....	2 0 6
説明のため出席した者.....	2 0 6
事務局職員出席者.....	2 0 7
開 議.....	2 0 8
議長報告事項.....	2 0 8
常任委員長報告.....	2 0 8
質疑、討論、採決.....	2 1 2
常任委員長請願報告.....	2 1 6
質疑、討論、採決.....	2 1 7
発議案上程.....	2 1 9
発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について	
発議第 2 号 国における平成 2 0 (2008) 年度教育予算拡充に関する意見書の提出 について	
提案理由の説明.....	2 2 0
質疑、討論、採決.....	2 2 2
東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙.....	2 2 3
事務報告.....	2 2 4
閉 会.....	2 2 6

平成19年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成19年6月11日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 追 悼
- 第 3 人事の紹介
- 第 4 議長報告事項
- 第 5 会議録署名議員の指名
- 第 6 会期の決定
- 第 7 議案上程
- 第 8 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 9 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 追 悼
- 日程第 3 人事の紹介
- 日程第 4 議長報告事項
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 議案上程
- 日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（24名）

1番	伊 藤 保	2番	島 田 和 雄
3番	平 野 忠 作	4番	伊 藤 房 代
5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世

7番 景山岩三郎
 9番 嶋田哲純
 11番 木内欽市
 13番 日下昭治
 15番 林俊介
 17番 林一雄
 19番 嶋田茂樹
 21番 高橋利彦
 24番 神子功

8番 滑川公英
 10番 柴田徹也
 12番 佐久間茂樹
 14番 平野浩
 16番 明智忠直
 18番 高木武雄
 20番 向後和夫
 22番 林正一郎
 26番 林一哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤鐵

説明のため出席した者

市長 伊藤忠良
 教育長 米本弥榮子
 病院事務部長 伊藤敬典
 秘書広報課長 加瀬寿一
 財政課長 平野哲也
 市民課長 木内國利
 保険年金課長 増田富雄
 社会福祉課長 在田豊
 商工観光課長 神原房雄
 建設課長 米本壽一
 下水道課長 山田憲明
 消防長 佐藤眞一
 庶務課長 浪川敏夫
 生涯学習課長 花香寛源
 農業委員会事務局長 小田雄治

副市長 鈴木正美
 病院事業者 吉田象二
 総務課長 高埜英俊
 企画課長 加瀬正彦
 税務課長 野口徳和
 環境課長 平野修司
 健康管理課長 小長谷博
 高齢者福祉課長 横山秀喜
 農水産課長 堀江隆夫
 都市整備課長 島田和幸
 会計管理者 木内孫兵衛
 水道課長 堀川茂博
 学校教育課長 及川博
 監査委員事務局局長 林久男
 飯岡荘支配人 野口國男

病院經理課長 鎚 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

日程第1 開 会

議長（嶋田茂樹） おはようございます。

最初にご連絡をいたします。本会議はクールビズとなりましたので、執行部の皆さんもクールビズで出席していただいて結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をいただきたいと思ひます。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますのでご了解をいただきたいと思ひます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより平成19年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第2 追悼

議長（嶋田茂樹） 日程第2、追悼。

去る4月30日にご逝去されました故鈴木正道議員のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思ひます。

ご起立をお願いいたします。

黙禱。

（全員黙禱）

議長（嶋田茂樹） 黙禱を終わります。ありがとうございました。

ご着席願ひます。

日程第3 人事の紹介

議長（嶋田茂樹） 日程第3、人事の紹介。

人事の紹介をいたします。

去る4月1日の人事異動において、総務課長に、高埜英俊課長。

財政課長に、平野哲也課長。

税務課長に、野口徳和課長。

秘書広報課長に、加瀬寿一課長。

社会福祉課長に、在田豊課長。

健康管理課長に、小長谷博課長。

市民課長に、木内國利課長。

監査委員事務局長に、林久男局長。

病院事務部長に、伊藤敬典部長。

会計管理者に、木内孫兵衛管理者。

下水道課長に、山田憲明課長。

庶務課長に、浪川敏夫課長。

学校教育課長に、及川博課長。

環境課長に、平野修司課長。

なお、このほか異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了承を願います。

日程第4 議長報告事項

議長（嶋田茂樹） 日程第4、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思っております。

日程第5 会議録署名議員の指名

議長（嶋田茂樹） 日程第5、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。15番、林俊介議員、16番、明智忠直議員、以上の2議員を指名いたします。

日程第6 会期の決定

議長（嶋田茂樹） 日程第6、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第2回定例会の会期は、本日から6月27日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月27日までの17日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第13号までの13議案と、報告第1号から報告第5号までの報告5件であります。

配布漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第7 議案上程

議長（嶋田茂樹） 日程第7、議案上程。

議案第 1 号から議案第13号までの13議案と報告第 1 号から報告第 5 号までの報告 5 件を一括上程いたします。

- 議案第 1 号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 号 旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 財産の取得について
- 議案第 7 号 財産の取得について
- 議案第 8 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 9 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 10 号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 11 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 12 号 専決処分の承認について
- 議案第 13 号 専決処分の承認について
- 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2 号 事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 3 号 旭市土地開発公社の事業経営状況について
- 報告第 4 号 財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について
- 報告第 5 号 専決処分の報告について

日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告

議長（嶋田茂樹） 日程第 8、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） おはようございます。提案理由並びに政務報告を申し上げます。

その前に一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

これまで、通算6期、20年にわたって市議会議員としてご活躍をなされておられました鈴木正道前議長が、4月30日にお亡くなりになりました。今、皆さん方と一緒にそのご冥福をお祈りし、そして、改めてこうして議場の席に花が設けられておるのを拝見をさせていただいて感無量の思いがいたしております。

本当に、市民のために全力で活躍をしてこられたすばらしい前議長でございました。その功績が認められまして、正六位旭日双光章の荣誉に叙され、去る6月1日、市長室でその伝達をさせていただきました。本来であれば、自分の手でその受章を受け取っていただきたかったかと、その思いが強いわけでございますけれども、もう、今となってはそれもかなわないわけでございます。改めて、前議長のご冥福、そして、霊安らかなることを心からお祈りを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

それでは、提案理由並びに政務報告を申し上げます。

本日、ここに平成19年旭市議会第2回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、今回提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正されたことに伴い、別表に定める選挙長以下、開票立会人までの8項目に係る報酬額を改めるものであります。

議案第2号は、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、更正医療に係る所得制限を導入するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、結核予防法が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、看護師確保対策の一環として、旭中央病院附属看護専門学校の定数を、現行の120人から180人に増員するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまし

て、本年度より取り組んでおります施設及び経営改善事業の一環として、利用者のニーズに弾力的に対応するため、使用料に定めております食事料等を条例から削除するものであります。

議案第6号及び議案第7号は、財産の取得についてであります。

議案第6号は、水槽付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、議案第7号は、救助工作車1台を購入することについて、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第8号及び議案第9号は、工事請負契約の締結についてでありまして、議案第8号は、旭市立中央小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結について、議案第9号は、旭市立滝郷小学校校舎大規模改造工事請負契約の締結について、それぞれ指名競争入札を執行し仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第10号は、旭市固定資産評価員の選任についてでありまして、現評価員の退任に伴い、後任の評価員を選任するにあたり議会の同意を求めるものであります。私は、野口徳和氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第11号は、旭市教育委員会委員の任命についてでありまして、現委員のうち1名が来る8月19日をもって任期満了となるため、後任の委員を任命するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。私は、服部紘一氏が適任であり、再度お願いしたいと考え提案するものであります。

議案第12号及び議案第13号は、専決処分の承認についてであります。

議案第12号は、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、専決処分したものであります。

報告第1号は、繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、旭市土地開発公社の事業経営状況について、報告第4号は、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について、報告第5号は、議会の指定した専決処分について、それぞれ報告するものであります。

次に、平成18年度の一般会計並びに各特別会計の執行結果についての概要を申し上げます。

平成18年度の一般会計並びに各特別会計は、5月31日に出納を閉鎖し、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。

その結果、平成18年度の一般会計は、概算で歳入総額258億1,700万円、歳出総額239億2,400万円となり、繰越財源を差し引いた実質収支額は18億400万円の黒字が見込まれるものであります。また、各特別会計においても、概ね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

はじめに、防災について申し上げます。

防災計画については、本市における防災に関し、市民の生命・身体・財産を災害から守ることを目的として、災害対策基本法に基づき、その処理すべき事務並びに業務の大綱を策定するものであり、現在、県と事前協議を行っているところであります。

今後は、県との協議が整い次第、防災会議を経て、9月末を目途に策定したいと考えております。

次に、防犯について申し上げます。

千葉県では、本年2月に「安全で安心なまちづくりに関する基本方針」を策定したところであり、本市においても、この基本方針に基づき、市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、条例の制定に向けて準備を進めているところであります。

市民、自治会及び事業者等の防犯意識を高めるとともに、犯罪の防止に配慮した環境を整備することにより、犯罪や事故等を未然に防ぐことができると考えております。

また、各地域においては、エンジョイパトロール隊や地域ボランティア組織などによる防犯活動が展開されておりますので、地域の皆様のご協力によるこのような活動が、犯罪等に対する一層の抑止力に繋がるものと期待しているところであります。

次に、消防行政について申し上げます。

平成18年度の消防活動の状況は、火災発生56件、救急出場2,631件、救助出場26件となっており、近年の特徴としては交通事故による出場件数は減少傾向にあるものの、急病による救急出場は増加の一途をたどっており、救急活動は消防活動において大きなウェイトを占める状況となっております。

消防本部では、4消防署すべてに高規格救急車を配備し、14名の救急救命士を配置するなど、救急体制に万全を期しておりますが、今後も、市民の安全で安心な暮らしを守るため、救急救助体制の構築に努めてまいります。

次に、生活環境について申し上げます。

東総地域ごみ処理広域化計画については、東総地区広域市町村圏事務組合を中心に、構成する銚子市並びに匝瑳市と協議を行いながら、ごみ処理の広域化計画が進められているところであります。

住民説明については、去る2月13日、22日、24日の3日間にわたって第1回目の説明会を、5月18日には、東総文化会館を会場に第2回目の説明会が開催され、説明会では、参加した地区住民から数多くのご質問やご意見をいただいたところであります。

一方、去る5月15日には、共和嚶鳴地区の区長会代表をはじめ、つくも町内会長、周辺住民の会代表から、また6月1日には、豊畑地区の区長代表より、遊正地区への建設に反対する陳情書が提出されましたが、この施設は安全、安心できる施設であるとともに、東総地域の将来において、是非とも必要となる広域ごみ処理施設であると考えているところであります。

今後も、地元の皆様方と話し合いを行いながら、構成する銚子市並びに匝瑳市と協議してまいりたいと考えております。

次に、清潔で住みよい生活環境づくりについては、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様のご協力をいただきながら、環境保全ときれいなまちづくりを目指して、各種の事業を実施しているところであります。

恒例となりました春のゴミゼロ運動については、去る5月27日に市内全域において実施し、1万人余の市民の皆様のご協力をいただく中、空き缶5.3トン、空きびん、ペットボトル等の散乱ごみ17.2トンを回収し、環境美化を図ることができました。

ゴミゼロ運動は、既に地域社会に定着しましたが、今後も活動を継続しながら、環境に対する市民意識の高揚に努めてまいります。

一方、去る5月28日に大分県別府市で開催された全国海岸大会において、本市から矢指小学校と飯岡小学校の2校が海岸功労者として表彰を受けました。矢指小学校については、昭和46年から36年間、飯岡小学校は昭和33年から48年間、それぞれ継続して海岸のごみ収集や分別などの清掃活動を行ってきており、長年にわたる環境美化活動への貢献が認められたものであります。今後も、このような活動が末長く続くことを期待するものであります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険における介護認定者は高齢化の進展により年々増加しており、5月末現在で1,977人、前年と比較して90人増加し、第1号被保険者に対する認定率は11.9パーセントとなっております。国・県に比較すると本市は低い数値にありますが、今後も、認定者は増加

することが見込まれることから、一層の介護予防事業を推進するため、本年4月から、市直営による地域包括支援センターの業務を開始したところであります。

支援センターでは、介護認定審査において要支援1・要支援2と認定された方々や、特定高齢者への介護予防ケアマネジメントをはじめ、総合相談や権利擁護等について、地域全体で支援するネットワークづくりを行っているところであります。

次に、児童・保育行政について申し上げます。

干潟保育所の指定管理者制度の導入については、保護者の皆様のご理解をいただいたことから、去る6月1日から指定管理者の公募を開始いたしました。保護者の皆様からは、運営そのものが民間に移行することを心配するご意見等がありましたが、導入時期を一年延長する中で、話し合いの機会を通じてご理解をいただいたものと考えております。

公募にあたっては、保護者の皆様から寄せられたご意見を取り入れて募集要項及び仕様書を作成しており、8月中には選定委員会において候補者を決定し、第3回定例会に関連する議案を上程したいと考えております。

次に、SLまつりについて申し上げます。

昭和46年に中央児童遊園内に設置した「C58蒸気機関車展示庫」の改修に伴い、これを記念して去る6月2日にSLまつりを開催いたしました。当日は、旭SL保存会や商工会主催のわくわく市場をはじめ、旭幼稚園、JR千葉支社吹奏楽部、あさひ八万高によるお囃子などで大いに盛り上がりを見せたところであります。

次に、学校教育について申し上げます。

教諭補助員配置事業については、小学校に14名、中学校に4名の教諭補助員を市単独で配置し、少人数学級などの児童生徒に対するきめ細かな指導を行っております。

放課後児童健全育成事業については、新たに鶴巻小、滝郷小、飯岡小及び古城小の4か所に開設し、市全体で372名の児童が学童保育を利用している状況であります。

今後も、入所児童の安全対策に万全を期すとともに、指導体制の充実に努め、子育て支援の拡充を図ってまいります。

沖縄交流事業については、来る7月25日から3日間、20名の小学生が沖縄県中城村を訪問する予定であります。子ども達がより広い視野を持ち、現地の子ども達とさらに友好が深まることを期待するものであります。

また、来る6月23日、24日には、日本生活科・総合的学習教育学会の主催により、第16回全国大会「ちば・旭大会」が開催されます。初日は、市内の小中学校等で提案授業や研究発表

表が行われるとともに、翌日は、東総文化会館でのシンポジウムにおいて、旭市から「学びをはぐくむコミュニティ形成」と題して提案することとしております。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第二中学校屋内運動場改築工事については、基礎工事が終了して躯体工事に着手したところであり、平成20年2月の完成に向けて工事は順調に進捗しております。

また、同校の校舎改築工事については、実施設計が終了したことから、現在、契約等の準備を進めているところであります。

次に、6月中旬のプール開設を目前に控える中、各小中学校のプールについて、排水口等の危険箇所の一斉点検を実施いたしました。

結果は、小学校13校、中学校3校で危険箇所を確認したことから、直ちに改修工事を実施したところであります。

また、他の小中学校における耐震等改修工事についても、工事は順調に進捗しており、今後も安全で安心な学校施設の整備に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

「いつでも・どこでも・だれでも学べる学習環境づくり」の実現に向け、新年度の各種講座が5月から本格的に始まりました。

また、文化振興については、去る5月31日にNHK「BSふるさと皆様劇場」の公開録画が東総文化会館で収録されました。

この収録には、市内外から多くの観覧希望があり、申し込み総数は6,180件に達し、当日は番組出演者の熱演と地元の出演者の楽しい話題など、出演者と観客が一体となり、会場は大いに盛り上がったところであります。

体育振興については、「第52回千葉県東部五市体育大会」が去る5月17日、20日の2日間にわたって匝瑳市で開催され、本市からは26競技に379名の選手が代表として出場いたしました。

大会では、バドミントン女子、ソフトボール女子、グラウンドゴルフの部で優勝するなど、それぞれの競技で活躍されました。

ゆめ半島千葉国体「第65回国民体育大会」については、去る5月15日に第1回常任委員会を開催し、各種の専門委員会を設置いたしました。7月中には、国体の開催が正式に決定される見込みであることから、今後は、準備委員会を実行委員会へと移行するなど、平成22年の開催に向けて準備を進めてまいります。

次に、農業について申し上げます。

水田農業については、減少を続ける米の消費に対応して、需要に応じた新たな水田作物を模索しているところであります。

本年度は、従来の麦・大豆や飼料用稲等の栽培に加え、基盤整備事業の完了した万力地区において、3ヘクタールの水田を乾田化し、試験的にトウモロコシ・かぼちゃ・ブロッコリー等を栽培しているものであり、今後は、これらの作物の採算性などを検討しながら、新たな転作作物として推進してまいりたいと考えております。

次に、農業基盤整備事業について申し上げます。

経営体育成基盤整備事業万力 期地区については、去る3月30日に事業採択され、県営ほ場整備事業として着手される運びとなりました。本年度は換地計画を作成する予定と聞いております。

次に、畜産について申し上げます。

バイオマスタウン構想の一環として、干潟地区に建設中の食品加工残渣等処理する「液状飼料化施設」が完成し、去る5月13日から稼動いたしました。昨今、トウモロコシのエタノール燃料化等により、畜産飼料が高騰している中での施設完成であり、今後は期待されるところであります。

また、家畜排せつ物を利用した、たい肥化への取組みとして、平成17年度から5か年計画で実施されている資源リサイクル事業については、参加6ブロックのうち3ブロックの施設が完成し、畜産環境の適正化に向けて可動を始めたところであります。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米作り交流事業については、事業の継続性と住民協働の観点から、市民有志による「都市農漁村交流協議会」を立ち上げました。去る5月6日、13日、19日には、新たに市川市の子ども会や品川区のNPO法人が加わり、昨年度の消費者団体と合わせ、総勢460人による「田植え体験」を実施いたしました。

今後は、7月に田んぼの生きもの調査や草取りなどを実施し、9月には稲刈りや収穫祭を開催して、幕末の農村指導者「大原幽学」の偉業を後世に伝えながら交流の輪を広げてまいります。

また、去る5月19日には市民相互の交流の場として、サツマイモの苗植えによる農業体験を実施したところであります。

さらに、農業委員会では、秋の産業まつりの1コマとして芋掘りコーナーを企画しており、

これに向け市内幼稚園児と芋苗の定植を行ったところであります。秋には、幼稚園児も参加しての芋掘り体験を通じて収穫の喜びを感じてもらえるものと考えております。

次に、水産まつりについて申し上げます。

旭市の沖合には日本でも有数の好漁場があり、漁獲量は、イワシ、サバ、アジなどを中心に県内第2位の規模となっております。

こうした恵まれた水産資源を有効に活用し、市民と来訪者との交流による地域の活性化を図るため、新たな試みとして、来る7月22日に、飯岡漁港といいおかみなと公園を会場に「いいおか港・水産まつり2007」を開催することといたしました。

当日は、新鮮な魚介類や水産加工品の即売等が開催されますので、これらを通じて、本市水産業の活性化と知名度の向上につながるものと期待するものであります。

次に、商業振興について申し上げます。

既存商店会等の振興策として、旭市商業振興連合会では、昨年に引き続きプレミアム付き共通商品券を発行いたします。

本年度は、1万2,000セット、1億3,200万円の発行を予定しており、6月17日には5,000セット、5,500万円分を販売いたします。

市としても、この共通商品券の普及が個人消費の喚起と商店街の活性化につながることを期待するものであります。

次に、観光について申し上げます。

今年も袋公園において、4月1日から5月5日まで桜まつりを開催し、併せて鯉のぼりの掲流を行いました。

4月7日には、袋公園美化推進協議会主催による子供ゲーム大会、お囃子、カラオケ大会などと合わせ、商工会主催によるわくわく市場も同時開催され、1万1,000人余りの親子連れで賑わいを見たところであります。

また、袋公園と長熊釣堀センターにおいても春の釣大会が開催されていることから、今後、春のイベントとして定着するようPRに努めてまいります。

次に、夏期観光について申し上げます。

海水浴場については、7月14日から8月19日までの37日間、飯岡海水浴場と矢指ヶ浦海水浴場を開設する予定であり、観光協会をはじめ関係機関のご協力をいただきながら、来遊者が安全で楽しく過ごしていただけるよう準備を進めているところであります。

期間中、「サマーフェスティン矢指ヶ浦2007」は、7月21日に、「いいおかYOU・

遊フェスティバル2007」は7月28日と29日に、第53回「旭市七夕市民まつり」は8月6日と7日に開催することを予定しております。

それぞれのイベントには、より多くの市民の皆様に参加していただき、大勢の観光客を迎えられるよう、各実行委員会を中心に検討が行われているところであります。

また、昨年開催された「あさひ砂の彫刻美術展」については、今年度から新たに実行委員会が発足し、市民参加型のイベントとして地域の皆様方の協力のもとに開催されますので、市としても、観光振興策の一環として支援してまいります。

次に、国民宿舎飯岡荘の経営改善について申し上げます。

本市の新鮮で安全・安心な食材を活用した「食彩の宿づくり」を目指し、国民宿舎運営委員会のご意見をいただきながら、経営改善対策に取り組んでいるところであります。

食材なら何でも揃うこの旭市において、特色ある料理を提供するため、今般、ホテル・旅館等の専門の人材バンクから、指導実績の豊富な調理技術指導員の派遣を受け、6月1日から営業を開始したところであります。

この飯岡荘を、本市の観光・交流の拠点施設として位置付けるとともに、これまでの国民宿舎のイメージを刷新し、合わせて現状の料金体系や名称等についても見直しを行ってまいります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めており、現在、11件について工事を発注したところであります。また、国の補助事業では、旭中央病院アクセス道ほか4路線について、関係機関と協義を行っているところであり、早期に着工できるよう準備を進めているところであります。

県事業については、清滝バイパスにおいて、去る6月6日に清滝跨道橋の架設工事が完成いたしました。今後は、トンネル工事に着手する予定となっており、早期の全線開通が期待されるところであります。

下水道事業については、認可区域の約72パーセントに当たる145.9ヘクタールの区域で下水道の使用が可能となっており、現在対象世帯1,865世帯のうち1,090世帯で使用され、日量約1,000立方メートルの汚水を適正に処理しております。

面整備工事については、東町及び網戸地先7.8ヘクタールの区域を予定しており、地元説明会を開催するなど、早期に発注できるよう準備を進めているところであります。

次に、病院事業について申し上げます。

看護師確保対策の一環として、附属看護学校の定数増について、県当局と協議を進めてまいりましたが、今般、事前協議が整いましたので、今議会に関連する議案を提案したところであります。

看護師が不足するという事態は、病院運営にとって大変重要な課題であることから、今後も、全国的に大学や看護学校を訪問するなど、看護師確保に努力してまいります。

旭中央病院再整備事業については、基本設計に着手したところであり、今後は、健全経営の堅持を大前提に市民並びに議会のご理解をいただきながら事業を進めてまいります。

また、東総地域の医療連携については、東総地域医療連携協議会を通じて、各病院間の連携や機能分担による効率的な医療体制の構築に向けて協議を進めてまいります。

次に、「出会いの場創出事業」について申し上げます。

若者の定住化、そして結婚対策の一環として、後継者対策協議会「出会いコンシェルジュ」を立ち上げました。

委員の皆様からは、幅広いご意見や斬新なアイデアをいただき、独身者への出会いの場の提供など、結婚のきっかけ作りをすることで、将来の旭市の活性化につながることを期待するものであります。

次に、銚子連絡道路について申し上げます。

去る5月30日、第10回銚子連絡道路整備促進地区大会が地元いいおかユートピアセンターにおいて、議会をはじめ大勢の皆様のご参加をいただき中、盛大に開催されました。

この銚子連絡道路は、地域経済の発展には不可欠なものであり、活力ある東総地域を実現するためにも、一日も早い全線完成が望まれることから、引き続き関係機関に要望活動を展開してまいります。

最後に、子ども議会について申し上げます。

昨年に引き続き、来る7月24日に市内小中学校20校の児童・生徒を対象に子ども議会を開催することといたしました。

小学校から各1名、中学校から各2名、合計25名の子ども議員の参加を予定しているところであり、地方自治制度や議会制度などを実際の議場で体験することにより、市の行政運営について少しでも理解を深めてもらえたらと考えております。

当日は、子どもの視点での市政に対する率直な意見が出てくることを期待するものであり、実りある議論が展開できることを楽しみにしております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し

上げました。詳しくは事務担当者からご説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（嶋田茂樹） 提案理由の説明及び政務報告は終わりました。

日程第9 議案の補足説明及び報告の説明

議長（嶋田茂樹） 日程第9、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第10号、議案第11号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

総務課長（高埜英俊） 議案第1号、議案第10号及び議案第11号について補足説明をいたします。

最初に、議案第1号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が、去る3月に一部改正され、本条例は、この法律の基準を用いていることから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、別表中の、「選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人及び開票立会人」の8項目の報酬単価を、それぞれ100円引き下げるものであります。

次に、議案第10号は、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてであります。

本案は、現職の辞職の申し出に伴い、地方税法第404条第2項の規定により、固定資産評価員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

固定資産評価員に選任したい方は、旭市入野1903番地、野口徳和氏です。

野口氏は、昭和25年12月8日生まれで、昭和49年4月に旭市に奉職、以来33年余にわたり勤務しております。

また、本年4月1日からは税務課長の職にあり、固定資産評価員として適任でございますので、お願いするものであります。

なお、地方税法に規定する兼職及び請負の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当

しないことを申し添えます。

続いて、議案第11号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。

本案は、教育委員の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育委員を任命するにあたり、議会の同意を求めるものでございます。

教育委員会委員に任命したい方は、旭市大間手530番地、服部紘一氏です。

服部氏は、昭和17年10月8日生まれで、昭和40年に教職に就かれ、平成15年に旭市立第二中学校長で退職するまで38年間の長きにわたり教育の現場におられ、平成17年8月からは、旭市教育委員会委員として活躍されております。本年8月18日をもって任期満了となるため、これを再任いたしたく、お願いするものでございます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び地方自治法に規定する欠格事項等については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 在田 豊 登壇）

社会福祉課長（在田 豊） 議案第2号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本事業につきましては、千葉県の実地重度心身障害者医療給付改善事業の補助対象事業となっております。

このほど、県は、平成19年8月1日以降の医療に対し、世帯の市町村民税 これは所得割でございますが、23万5000円以上となる重度心身障害者を補助対象外とする要綱改正を行います。それに伴いまして、本市におきましても条例改正の必要が生じたので、一部改正を行うものです。

改正の内容は、第3条に第2項として、市町村民税の所得割の額23万5,000円以上となる重度心身障害者については、助成の対象としない旨の内容を加えるものでございます。

また、法律の改廃によりまして、第4条第3項中の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、結核予防法」を「障害者自立支援法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に改めるものであります。

次に、附則1は、本条例の施行日を県要綱の施行日に合わせ、平成19年8月1日とするも

のであります。

また、附則 2 は、高額治療継続者である重度心身障害者に対します経過措置であります。

以上で、議案第 2 号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時 5分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第 3 号について、健康管理課長、登壇してください。

（健康管理課長 小長谷 博 登壇）

健康管理課長（小長谷 博） 議案第 3 号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律が、平成18年12月8日に公布となり、結核予防法が廃止され、結核等に関連する規定については、感染症法や予防接種法に組み込まれ、平成19年4月1日から施行されることになったため、条例第 2 条中の「及び結核予防法（昭和26年法律第 6 号）」を削除するものであります。

また、1市3町の合併に伴い、旭市海上郡医師会と佐原市香取郡医師会の一部が一緒になり、新たに旭市医師会として発足したので、条例第 3 条中の名称を改めるものであります。

以上で、議案第 3 号の補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 健康管理課長の補足説明は終わりました。

議案第 4 号について、病院事務部長、登壇してください。

（病院事務部長 伊藤敬典 登壇）

病院事務部長（伊藤敬典） 議案第 4 号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

市長からもご説明しましたが、看護師確保対策の一環といたしまして、附属看護学校の定

数を1学年1クラス40人から2クラスで60人とするに伴う改正でございます。

今後の予定としましては、7月末までに県を通じまして、厚生労働省に定数の増員申請を行いまして、年内には認可がおりる予定となっております。

このことによりまして、来年4月の入学生からは増員となる予定でございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 病院事務部長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

飯岡荘支配人（野口國男） 議案第5号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本改正案は、旭市国民宿舎使用料条例の別表から食事料、宿泊予約金及び休憩料を削除する改正を行うものでございます。

本改正にあたりましては、近年の旅行形態のさま変わりから宿泊ニーズが多様化したこと、また、素泊まりの増加や食へのこだわり等、現在の使用料体系ではこれらのニーズに対応することが難しくなっております。

これらを踏まえまして、食事料については食彩の宿としての新しい商品づくりやさまざまな食へのニーズに対応するため、使用料として定めず利用体系によって弾力的にその運用を図るものでございます。

また、宿泊予約金については、予約システムの効率化を図るため、これを削除するものでございます。

休憩料については、宿泊の延長として運用をしておりましたが、目的型の旅行形態の進展で、その利用が見込まれないことから、これを削除するものでございます。

なお、施行日でございますが、利用者への十分な周知期間とレストラン改修工事等を勘案いたしまして、平成19年12月1日とするものでございます。

以上で、議案第5号について補足説明を終了させていただきます。

議長（嶋田茂樹） 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

財政課長（平野哲也） 議案第6号から議案第9号までについて補足説明を申し上げます。

初めに、議案第6号及び議案第7号について、補足説明をいたします。

いずれも財産の取得についてでありまして、予定価格が2,000万円以上の動産の買い入れであるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第6号は、水槽付消防ポンプ自動車の購入です。

取得財産の内容は、水槽付消防ポンプ自動車1 - B型1台であります。

契約の方法は、随意契約です。

契約金額は3,276万円であります。

契約の相手方は、栃木県鹿沼市のジーエムいちはら工業株式会社であります。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札は、入札参加登録業者で納入可能な6社を指名し、去る5月23日に指名競争入札を行いました。

入札の結果、落札者がありませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、入札で最低金額を提示したジーエムいちはら工業株式会社と随意契約交渉を行いました。

その結果、3,276万円が提示され、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、5月24日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は、平成19年10月19日であります。

続いて、議案第7号は、救助工作車の購入です。

取得財産の内容は、救助工作車1台及び附属する救助用資機材一式です。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は8,505万円です。

契約の相手方は、株式会社モリタ東京ポンプ営業部です。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札は、入札参加登録業者で納入可能な4社を指名し、去る5月30日に執行し、5月31日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は、平成20年3月17日であります。

以上で、議案第6号及び議案第7号について、補足説明を終わります。

続いて、議案第8号及び議案第9号について、補足説明をいたします。

いずれも工事請負契約の締結についてでありまして、請負金額が1億5,000万円以上であるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第8号は、旭市立中央小学校校舎大規模改造工事であります。

工事の内容は、耐震補強工事、屋根防水、外壁、内装、サッシュ、設備等の改修工事、アスベスト撤去工事であります。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は2億3,205万円であります。

契約の相手方は、株式会社伊藤工務店であります。

工事の期限は、平成20年3月21日であります。

次に、契約の経過を申し上げます。

平成19年5月8日に建設工事等指名業者選定審査会を開催し、建設工事指名業者選定基準規程により、市内業者4社、市外業者9社の計13社を指名し、平成19年5月30日に入札を執行し、5月31日に仮契約をいたしました。

続いて、議案第9号は、旭市立滝郷小学校校舎大規模改造工事であります。

工事の内容は、耐震補強工事、屋根防水、外壁、内装、サッシュ、設備等の改修工事、アスベスト撤去工事であります。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は1億7,010万円あります。

契約の相手方は、株式会社伊藤工務店であります。

工事の期限は平成20年3月21日であります。

次に、契約の経過を説明いたします。

平成19年5月8日に旭市建設工事等指名業者選定審査会を開催し、建設工事指名業者選定基準規程により市内業者4社、市外業者9社の計13社を指名し、平成19年5月30日に入札を執行し、5月31日に仮契約をいたしました。

以上で、議案第8号、議案第9号について、補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第12号、議案第13号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 野口徳和 登壇）

税務課長（野口徳和） 議案第12号、旭市税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

2枚目の裏をご覧ください。

今回の改正は、平成19年度税制改正に係る地方税法等の改正により、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長等が行われたことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

個々の条文の説明に入ります前に、税制改正のうち市町村に関係する主なものについて申し上げます。

まず、住宅のバリアフリー改修については、高齢者、障害者向けにバリアフリー改修を行ったとき翌年度の家屋に係る固定資産税を3分の1減額するものであります。

次に、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例については、市民税の所得割の特例適用期限を1年間延長するものです。

それでは、お手元の条文の順に、本市に関係するものを主に説明いたします。

第23条第1項の改正は、個人及び法人に課する均等割、所得割、法人税割の規定であり、新たに第5号を追加することにより、法人課税信託を行う者を法人税割の対象とするものであります。

第23条第3項の改正は、法人課税信託を行う者を法人とみなして、条例中の法人の規定を適用するものであります。

第31条第2項の改正は、条文の整備であります。

第95条の改正は、たばこ税の税率について、附則で定められていた特例税率を本則税率としたものであります。

第131条の改正は、条文の整備であります。

附則第10条の2第4項及び第5項の改正は、条文の整備でありまして、第6項を加える改正は、高齢者、障害者向けに既存住宅のバリアフリー改修を行ったときの固定資産税の減額措置の創設に伴う申告書の整備であり、工事が行われた年の翌年度の1月1日を賦課期日とする年度の家屋に係る固定資産税を3分の1減額するもので、平成19年4月1日から平成22年3月31日までに行われた改修工事が対象となります。

3枚目の8行目をご覧ください。

附則第11条の3を加える改正は、鉄軌道用地の価格の特例であり、複合的に利用されている土地の評価については、運送の用に供する施設と運送以外の用に供する施設の面積により案分することを基本とし、運送以外の用に供する施設の面積により案分された部分は付近の土地の価格を基準に評価を行うものであります。

複合利用施設が対象となりますので、本市は該当となりません。

附則第16条の2の改正は、たばこ税の税率の特例であり、第95条の改正により本則での課税となったため、特例を規定していた第1項を削り、第2項以降を繰り上げたものであります。

附則第17条の2第3項の改正は、条文の整備であります。

3枚目の裏をご覧ください。

附則第19条の2第1項の改正は、証券取引法の題名が金融商品取引法に改正されたため、引用法律名を改めたものであります。

附則第19条の3の改正は、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例であり、平成21年度まで1年間延長するものであります。

附則第20条第7項の改正は、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例であり、平成21年3月31日まで2年間延長するものであります。

附則第20条の4第3項の改正は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例であり、平成21年3月31日まで1年間延長するものであります。

附則第20条の5を加える改正は、租税条約の相手国の社会保障制度で支払った保険料を国内の社会保険料とみなして条例の適用を行い、控除する特例として整備したものであります。

続いて、本条例の附則の説明をいたします。

附則第1条は、本条例の施行期日を定めたものでありまして、基本的な施行期日を平成19年4月1日とし、各号列記部分については、改正の根拠となる法律の施行日に合わせるため、第1号は、施行期日を租税特別措置法の施行日の平成20年4月1日とするものを、第2号は、施行期日を信託法の施行の日とするものを、第3号は、施行期日を証券取引法等の一部を改正する法律の施行日とするものを規定したものであります。

附則第2条は、租税条約の実施に伴う所得税法等の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行日に併せて、平成19年4月1日以後に支払い等を行う保険料について適用することを定めたものであります。

4枚目をご覧ください。

附則第3条は、固定資産税に関する経過措置として、改正後の条例の適用区分を定めたものであります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

次は、議案第13号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

2枚目の裏をご覧ください。

今回の改正は、同一の条文について、施行期日の異なる改正を行うため、第1条による改正と第2条による改正の二段階に分けて行っております。

第1条による改正のうち、第2条第2項の改正は、地方税法第349条の3において、第32項を削除したため、第33項以降を繰り上げたものであります。

附則第14項の改正は、地方税法附則第15条において、第3項、第21項、第27項を削除したことに伴い項を繰り上げたものであります。

第2条による改正は、第1条の改正と同じ条項であり、郵政民営化法等の施行に伴う項が追加されたため、条文の整備であります。

続いて、本条例の附則の説明をいたします。

本条例の施行期日を定めたものでありまして、第1条は、施行期日を平成19年4月1日とし、第2条は、平成19年10月1日と定めたものであります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

財政課長（平野哲也） 報告第1号及び報告第2号について、ご説明申し上げます。

報告第1号は、繰越明許費繰越計算書についてであります。

本計算書は、一般会計において平成18年度3月補正により、繰越明許費として設定した事業について翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰り越した事業は全部で15事業であります。まず、2款1項総務管理費の電算システム運用事業は、介護保険の電算システム改修業務委託料262万5,000円でありまして、事業の完了は12月下旬を予定しております。

3款2項老人福祉費の地域密着型サービス拠点等施設整備事業は、小規模特別養護老人ホームの施設整備に対する補助金2,078万7,000円について、工事期間の延長により繰り越したもので、事業は5月18日に完了しております。

8款2項道路橋梁費の防衛施設周辺民生安定事業は、忍坂横根線外2路線の道路改良工事に伴う調査測量業務委託料1,491万円について、国の補助金交付の内示が遅れたことにより繰り越したもので、事業の完了は9月下旬を予定しております。

10款教育費の事業は、小・中学校校舎等の耐震補強、大規模改造工事及び中学校屋内運動場改築工事に係るものであります。

このうち、2項小学校費の1行目から6行目までの干潟小、共和小、豊畑小、飯岡小学校と、3項中学校費の1行目干潟中学校の校舎等改修事業については、平成18年度と平成19年度の2か年事業で実施するものですが、平成18年度分の事業について、耐震補強、大規模改造工事に伴う耐震補強判定が遅れたことにより繰り越したものであります。

中学校費の2行目、第二中学校屋内運動場改築事業についても、平成18年度と平成19年度の2か年事業で実施するものですが、平成18年度分の事業について、周辺住宅への電波障害調査等に時間を要したことにより繰り越したものであります。

なお、いずれも事業の完了は、平成19年度事業分と併せまして平成20年3月を予定しております。

また、2項小学校費の7行目から9行目までの中央小、滝郷小、鶴巻小学校と、3項中学校費の3行目の第一中学校の校舎改修事業は、国の補正予算の成立に伴って、平成19年3月に追加採択されたため、3月補正により予算計上をしたものですが、実質的な事業の執行は平成19年度となるため、設計料を含め事業費の全額を繰り越したもので、事業の完了は、平成20年3月を予定いたしております。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続きまして、報告第2号、事故繰越し繰越し計算書について、ご説明申し上げます。

本計算書は、10款3項中学校費の第二中学校改築事業と5項保健体育費の第二学校給食センター管理費の2事業について、事故繰越ししたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

事業内容の、第二中学校改築事業は、実施設計委託料2,520万円です。繰り越しの理由は、構造設計等を行う中で、新たな地質調査が必要となり、これに時間を要したことによるもので、業務は5月31日に完了しております。

また、第二学校給食センター管理費は、施設改修工事393万7,500円です。理由は、ルーフファンの撤去・設置に関し、既存施設の強度確認等に時間を要したことによるもので、事業は4月10日に完了いたしております。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 神原房雄 登壇）

商工観光課長（神原房雄） 報告第3号、旭市土地開発公社の事業経営状況について報告を

いたします。

初めに、平成18年度の事業報告及び決算について説明を申し上げます。1ページをお開きください。

まず、平成18年度の事業報告からご説明いたします。

旭市土地開発公社の平成18年度の事業は、1点目の総括事項に記載のとおり、いずれも旭市からの受託事業に関わるものであります。

一つは、公有地先行取得事業として取得した扇屋ジャスコあさひ南店跡地に係る借入金利息を原価に計上いたしました。

二つ目は、都市計画道路3・4・19号谷丁場遊正線整備事業用地取得事業として1,553.01平方メートルを新たに取得して原価に計上いたしました。

三つ目は、都市計画公園4・5・1号袋公園整備事業用地取得事業として959.78平方メートルを新たに取得して原価に計上いたしました。

四つ目は、市道H-01-005号線道路改良事業用地取得事業として2,255.72平方メートルを新たに取得して原価に計上いたしました。

2点目の、経理状況を申し上げます。

収益的収支については、収益合計で355万円、費用合計は504万6,208円となり、当年度の純損失は149万6,208円となりました。

また、資本的収支につきましては、資本的収入が4,873万1,032円、資本的支出は5,101万597円となりました。

2ページをお願いいたします。

3点目の行政官庁認可事項につきましては、公拡法に基づく手続きであり、4点目は、理事会に関する事項を記載したものでございます。説明は省かせていただきます。

続いて、3ページは、平成18年度の損益計算書であります。

収支の金額につきましては、先ほど収益的収支で説明したとおりでありまして、収益的収入及び支出の明細は6ページから8ページに記載しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思っております。

次に、4ページをお開きください。平成19年3月31日現在の貸借対照表であります。

左側、資産の部は、流動資産で8億658万3,110円、固定資産で233万8,634円、合計8億892万1,744円となりました。

右側の負債及び資本の部につきましては、固定負債で6億8,630万9,341円、資本金は旭市

の全額出資で500万円、準備金は、特別積立金で6,715万3,943円、前期繰越準備金で5,195万4,668円、当期の純損失額は149万6,208円で、合計 8 億892万1,744円となりました。

次の5ページは、平成19年3月31日現在の財産目録でございます。

資産総額 8 億892万1,744円に対しまして、負債は 6 億8,630万9,341円となり、差し引きの正味財産は 1 億2,261万2,403円となりました。

次の6ページから13ページは決算資料の明細書でございますので、これをご参照いただきたいと思います。

次に、少し飛びますけれども、15ページをお開きください。

平成19年度の事業計画、予算及び資金計画についてご説明いたします。

初めに、平成19年度の事業計画であります。

前年度と同様に旭市からの受託事業でございまして、上から順に申し上げます。

1行目は、日本国有鉄道清算事業団用地の一部を旭市へ売却を予定しております。

一つ飛びまして3行目、4行目は、都市計画公園「5・5・1文化の杜公園」及び都市計画道路「3・4・19谷丁場遊正線」にかかわる事業用地の先行取得をそれぞれ予定するものでございます。

5行目は、市道H-1-005号線道路改良事業用地を旭市へ売却する予定をしているものでございます。

よって、平成19年度の事業計画の総額は、収入支出の予定額をそれぞれ4億1,219万円とするものであります。

16ページをお願いいたします。平成19年度の予算でございます。

第2条収益的収入及び支出から説明いたします。

収入のうち、1款1項公有用地取得事業収益については、先ほどの事業計画でご説明いたしました国鉄清算事業団用地の売却収益として6,262万8,000円と、市道H-1-005号線道路改良事業用地の売却収益1,229万3,000円を合わせて7,492万1,000円を予定いたしました。

2項補助金収益は、旭市からの営業費等の補助金で100万円を計上し、1款事業収益の合計を7,592万1,000円と予定しました。

2款事業外収益は2万2,000円を予定し、収入合計を7,594万3,000円と見込んだものであります。

支出につきましては、1款1項公有用地取得事業原価は、収入の部でご説明しました国鉄清算事業団用地と市道H-1-005号線道路改良事業用地の売却原価を合わせた7,492万

1,000円を計上いたしました。

2款1項販売費及び一般管理費は382万2,000円を計上し、支出の合計を7,874万3,000円とするものであります。

明細については、18ページから20ページの収益的収入及び支出予算明細書に記載してございます。後ほどご確認をいただきたいと思っております。

次に、17ページをお願いいたします。

第3条は、資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、1款1項借入金を3億3,726万9,000円予定いたしました。

次に、支出の1款1項公有用地取得事業費3億3,784万4,000円は、国鉄清算事業団用地の借入金利息と公有地であります扇屋ジャスコ跡地の借入金利息、それから谷丁場遊正線事業の用地費、文化の杜公園事業の用地費と借入金利息、それと市道H-1-005号線道路改良事業用地の借入金利息であります。

次の、第2項の償還金7,434万6,000円は、国鉄清算事業団用地売却代金と、市道H-1-005号線道路改良事業用地の売却代金を償還金に充てるものでありまして、資本的支出の合計は4億1,219万円となります。

なお、資本的収入額が支出額に対して不足する額7,492万1,000円は、損益勘定留保資金及び繰越準備金で補てんするものであります。

この明細につきましても、21ページから23ページの資本的収入及び支出に記載してございます。後ほどご確認をいただきたいと思っております。

続いて、第4条は、長期借入金の限度額を9億5,400万円と定め、第5条は支出の予算の流用について定めております。

次は、飛びまして24ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

表の右側になります。収益合計7,594万3,000円に対しまして、左側の費用合計は7,874万3,000円となり、差し引き280万円の当期純損失が予定されます。

次は、25ページになります。予定貸借対照表であります。

左側、資産の部は、1、流動資産として現金及び預金と公有用地を合わせますと10億7,111万7,000円、2の固定資産を合わせて、資産合計を10億7,311万5,000円と予定いたしました。

右側、負債及び資本の部は、2の固定負債、長期借入金で9億5,323万4,000円、3の資本

金は、基本財産で500万円、4の準備金は、特別積立金が6,715万4,000円、前期繰越準備金5,052万7,000円、当期純損失を280万円と見込み、負債及び資本の合計を10億7,311万5,000円と予定いたしました。

最後に26ページをお願いいたします。

平成19年度の資金計画であります。

受入資金を5億1,430万2,000円、支払資金を4億1,601万2,000円と見込み、差し引き9,829万円を翌年度に繰り越す予定でございます

以上で、報告第3号、旭市土地開発公社の事業経営状況の説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 商工観光課長の説明は終わりました。

報告第4号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 在田 豊 登壇）

社会福祉課長（在田 豊） 報告第4号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について、ご報告申し上げます。

初めに、平成18年度の運営状況について申し上げます。1ページをお開きください。

あさひ健康福祉センターにつきましては、平成16年6月に開館いたしまして高齢者の健康づくりと地域社会の福祉増進に努めてまいりました。年間の利用者数は1万8,013人でありました。旧館の利用者につきましては、9月30日をもって閉館しましたので415人となっております。

旭市蓼科高原山の家の運営につきましては、例年どおり7月から10月までの季節開設いたしました。年間利用者数は237人でありました。

次に、決算の状況について申し上げます。3ページをお開きください。

収入の決算額、支出の決算額ともに3,844万1,688円となりました。

収入につきましては、4ページをご覧くださいと思います。

健康福祉センター事業収益の収入済額は826万4,743円で、前年度比60万3,031円の減となりました。

山の家事業収益の収入済額は144万1,010円でありました。

市補助金は1,331万2,519円であります。

続きまして、支出についてご報告申し上げます。5ページをご覧くださいと思います。

福祉センター事業費用の支出済額は3,356万7,545円で、前年度比258万8,886円、8.4%の増でありました。

山の家事業費用は487万4,143円で、前年度比64万5,441円の減となりました。

7ページから16ページは、歳入歳出事項別明細書でございます。

17ページは、平成18年度の月ごとの利用状況でございます。

続きまして、平成19年度の事業計画並びに予算について申し上げます。21ページをお開きください。

事業計画として、健康福祉センターについては、年間業務予定量を2万1,320人と見込み、山の家利用については、7月から10月までの季節開設で、利用者数を500人と見込んだものであります。

次に、予算について申し上げます。23ページをお開きください。

第2条で、予算の総額は収入、支出ともに4,845万6,000円としております。前年度比120万4,000円、2.5%の増であります。

収入については、24ページをご覧ください。

利用者数を2万1,320人と見込み、健康福祉センター事業収益は1,193万3,000円、前年度比237万2,000円の増であります。

山の家事業収益は、利用者数500人を見込み、事業収益を307万8,000円といたしました。これは昨年と同額でございます。

委託金1,740万3,000円は、昨年度から指定管理者制度が導入されましたことにより、施設の管理及び運営を委託されたものでございます。

補助金1,604万2,000円は、市からの補助金であり、前年度比78万3,000円の減となっております。

支出につきましては、25ページをご覧ください。

健康福祉センター事業費用は3,954万8,000円で、前年度比198万1,000円の増であります。健康増進事業によるトレーナー等の人件費及び光熱水費等でございます。

また、山の家事業費用は790万8,000円で、前年度比77万7,000円の減であります。

27ページ以降につきましては、平成19年度事業会計予算に関する説明書でございます。

以上で、報告第4号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況の報告を終わります。

議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長の説明は終わりました。

報告第5号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

総務課長（高埜英俊） 報告第5号について説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、当市では市の義務に属する損害賠償の額の決定等で100万円未満のものについては、市長が専決処分することと委任されております。

この専決処分については、同条第2項の規定により議会へ報告することになっております。それでは、案件ごとに説明いたします。

案件1は、平成18年2月9日清和甲での市有自動車の衝突物損事故で、同年4月21日に専決しております。損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件2は、平成14年7月17日総合体育館での負債事故で、平成18年4月24日に専決しております。

案件3は、平成18年4月15日松ヶ谷での市有自動車の衝突人身物損事故で、物損部分のみ同年6月7日に専決しております。

案件4は、平成17年12月26日市内二での市有自動車の衝突人身物損事故で、平成18年6月14日に専決しております。

案件5は、平成17年12月26日市内二での市有自動車の衝突人身事故で、平成18年6月14日に専決しております。

案件6は、平成18年5月11日働く婦人の家駐車場での自動車自損事故で、同年7月7日に専決しております。

案件7は、平成18年4月21日中谷里での自動車自損事故で、同年7月18日に専決しております。

案件8は、平成18年6月18日後草での負傷事故で、同年7月18日に専決しております。

案件9は、平成18年6月30日塙での自動車物損事故で、同年8月1日に専決しております。

案件10は、平成18年10月12日仁玉での市有自動車への転倒人身事故で、同年12月21日に専決しております。

案件11は、平成18年12月16日倉橋での自動車自損事故で、平成19年1月16日に専決しております。

案件12は、平成18年6月13日市内二での市有自動車の衝突人身事故で、平成19年2月16日に専決しております。

案件13は、平成18年12月22日川口北コミュニティ会館敷地内での市有自動車による衝突物損事故で、平成19年2月26日に専決しております。

案件14は、平成18年12月29日クリーンセンターでの市有車両による衝突物損事故で、平成

19年3月5日に専決しております。

案件15は、平成19年2月9日仁玉での自動車自損事故で、同年3月8日に専決しております。

案件16は、平成19年1月22日東総リサイクルセンターでの市有自動車による物損事故で、同年3月28日に専決しております。

以上、平成18年度の専決案件についてご説明いたしました。

議長（嶋田茂樹） 総務課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は13日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時56分

平成19年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第2号）

平成19年6月13日（水曜日）午前10時開議

第1 議案質疑

第2 常任委員会議案付託

第3 常任委員会請願付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

追加日程 採決

日程第2 常任委員会議案付託

日程第3 常任委員会請願付託

出席議員（24名）

1番	伊藤保	2番	島田和雄
3番	平野忠作	4番	伊藤房代
5番	林七巳	6番	向後悦世
7番	景山岩三郎	8番	滑川公英
9番	嶋田哲純	10番	柴田徹也
11番	木内欽市	12番	佐久間茂樹
13番	日下昭治	14番	平野浩
15番	林俊介	16番	明智忠直
17番	林一雄	18番	高木武雄
19番	嶋田茂樹	20番	向後和夫
21番	高橋利彦	22番	林正一郎
24番	神子功	26番	林一哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤 鐵

説明のため出席した者

市長	伊藤 忠良	副市長	鈴木 正美
教育長	米本 弥榮子	病院事業者 管理	吉田 象二
病院事務部長	伊藤 敬典	総務課長	高埜 英俊
秘書広報課長	加瀬 寿一	企画課長	加瀬 正彦
財政課長	平野 哲也	税務課長	野口 徳和
市民課長	木内 國利	環境課長	平野 修司
保険年金課長	増田 富雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在田 豊	高齢者 福祉課長	横山 秀喜
商工観光課長	神原 房雄	農水産課長	堀江 隆夫
建設課長	米本 壽一	都市整備課長	島田 和幸
下水道課長	山田 憲明	会計管理者	木内 孫兵衛
消防長	佐藤 眞一	水道課長	堀川 茂博
庶務課長	浪川 敏夫	学校教育課長	及川 博
生涯学習課長	花香 寛源	監査委員 事務局長	林 久男
農業委員会 事務局長	小田 雄治	飯岡荘支配人	野口 國男
病院経理課長	鏑木 友孝		

事務局職員出席者

事務局長	宮本 英一	事務局次長	石毛 健一
------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

議長（嶋田茂樹） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第13号までの13議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） おはようございます。

議案第1号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、若干ご質疑申し上げたいと思います。

今回の条例の改正につきましては、非常勤の職員の報酬について、別表第1、選挙関係の職名の報酬額がそれぞれ100円減額する内容となっております。これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正が行われたことによることということで、ちなみに法の改正の内容につきましては二つございまして、一つには、最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務所経費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費及び費用弁償額等を実情に即するように見直し、これらの基準を改正するという内容と、もう一つは、最近における物価変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示費等の基準額について、その積算基礎である労務賃金等を実情に即するように見直し、これらの基準を改正する、こういうような内容となっております。

そこで、今年は参議院選挙の年でありまして、7月には選挙を迎えるわけでございますけ

れども、今回改正される内容につきまして、しかも法の改正によりまして、平成19年度におけます旭市の一般会計では、参議院議員選挙費として予算措置が組まれております。これが、この法の改正、あるいはそれを受けての今回の条例の一部改正によりましてどのように予算措置が変わるものかどうか、また、旭市として持ち出しがないかどうかにつきましてお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（高埜英俊） それではお答えいたします。

7月に予定されております参議院議員通常選挙の執行経費におきまして、今回の改正の部分、これにつきまして試算をしてみましたら、市全体で3万2,100円の減ということになりました。

ご指摘のように、この部分以外にも見直しが行われましたので、国からの執行経費は減るということになりますが、過去の状況から考えますと、現計予算の予算措置の変更は必要ないというふうに思います。それから、市からの持ち出しの心配もないというふうに思っております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） ありがとうございました。

市からの持ち出しもない、そしてまた現計で行けるだろうということでございますので、現計予算につきましては、80ページに記載されておりますけれども、県支出金として3,197万1,000円というのが現計でございます。これを上回るということもないし、恐らく下回るだろうという判断をしてもよろしいのかどうか、その点確認をいたします

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（高埜英俊） 費用弁償以外の部分の数字というのは、今の段階では全く分かっておりませんので、執行経費全体が予算よりも増えるかどうかということについてもちょっと分かりません。予算組みと言いますのは、安全な範囲で歳入の場合には予算組みをしておりますので、場合によっては増えることもあるのかなと思いますけれども、今回のような減額があった場合には減るかもしれません。その辺はちょっと申し訳ありませんが、今の段階で

は分かりません。

以上です。

(「結構です」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

神子功議員。

24番(神子 功) 議案第2号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてご質疑申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、新たに所得制限を導入することとして、市町村民税の所得割の額が23万5,000円となる重度心身障害者を助成の対象としない内容であり、これが、平成19年8月1日から施行することとし、障害者自立支援法に基づく高額治療を継続している重度心身障害者については経過措置が設けられると、このような内容でございました。そこで何点かお伺いをいたします。

一つ目、今回の条例の改正につきましては、所得制限について千葉県の要綱と合わせるとの説明がありました。旭市としては、所得制限を導入することについて、どのような検討がなされたのでしょうか。

2点目、現在、医療費助成を受けている人は何人おりますか。

3点目、今回の改正により、所得制限を導入することについて、対象から外れる人は何人いるのでしょうか。

最後に、経過措置による対象者は何人。そして、その方についてはどのような障害を持っている方なのかどうか、4点お伺いをいたします。

議長(嶋田茂樹) 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長(在田 豊) それでは、ご答弁申し上げます。

今回の改正につきましては、国の自立支援医療の所得基準の見直しを基本にしておりまして、それに伴いまして県も同じように所得制限を設けようとしておるものでございます。

市町村民税の所得割の額が23万5,000円以上となる重度心身障害者につきましては、県の

補助金の対象外にするということをごさいます、旭市におきましては、今回、対象外となる世帯の収入の状況ですとか家族構成等、それぞれその状況を検討し、また、近隣の市で、既にもう条例改正がなされておるところもごさいますし、ほとんどが6月議会におきまして条例改正を予定しております。これらの状況等を踏まえ、今回の改正というものがやむを得ないものという判断をさせていただきます、改正をさせていただくものでごさいます。

それから、医療費助成を受けている方は何人かということをごさいます、今、私どもの方の課でつかんでおります対象者につきましては全体で631人のごさいます。そして、今回所得制限が設けられることによりまして対象外となる人数のごさいます、57人ぐらいでないかということをごさいます。そして、経過措置による対象者のごさいますけれども、これは現在10人いらっしゃいます。それで、これらの方につきましては障害の内容のごさいます、透析等をやられている腎臓機能の障害者ですとか、免疫機能の障害者の方、それらの障害を持っていらっしゃる方ということをごさいます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） まず、1点目の、今回所得制限につきましては、千葉県と合わせるとこの検討の内容につきましては、その家族の収入、あるいは家族の構成、さらに近隣では既に条例を改正されているということも踏まえて改正をすることに至ったというお話がありました。

そうしますと、私がちょっとインターネットを調べましたら、県の方では、当初、4月現在では20万円以上ということがありましたけれども、これが23万5,000円ということに変更になったようのごさいます。要するに幅が狭まったという、そういった解釈をしていいかと思えますけれども、そういうような状況がここ数か月の間にあったということをごさいます。そういうことを考えますと、収入とか家族構成とかということがありますが、この基本となる所得の内容につきましては、これは給与とか所得ベースにつきましては、大体どのぐらいの範囲の方々がこれに該当するものかどうか、県の方では大体800万円ぐらいではないかというふうに言われておりますけれども、その辺で間違いはないのかどうかお願いをしたいと思います。

これは、国民健康保険、あるいは健康保険という社保の関係ありますけれども、その判断をどういうふうにするのかどうか、解釈につきましてご説明をいただければありがたいと

思います。

続きまして、人数的にはわかりました。現在助成を受けている方々が631名、対象から外れる方が約57名ぐらいというご説明があり、経過措置では10名ということがありました。いずれにしても、これは経過措置を過ぎれば、また所得制限がさらに拡大するかどうかというところはわかりませんが、現時点でこれらの状況を考えた場合に、どうしても困ってしまうようなことがあった場合に、市としてはどのような対応をしていくかということについて検討をされているかどうか、これ市長がお考えがありましたらぜひお願いをしたいと思います。

以上、2点お願いをいたします。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） 神子議員の2点目の質問なんですけれども、現在のところは、まだその検討まではしておりません。そういった事態が生じたら、きちんとした形で検討をさせていただきたい、そう思っております。

議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） まず、世帯の収入の部分ですが、神子議員おっしゃられますように、それぞれの世帯の構成にもよりますけれども、800万円から900万円ぐらいの世帯で、それら以上の方が今回この所得制限に該当してくるというふうに考えております。

それから、社会保険と国民健康保険との関係でございますけれども、あくまでも世帯と申しましても、保険に加入している保険証に記載されている構成がそれぞれの世帯ということに判断をいたしますので、障害を患っている方が加入している保険の世帯ごとにそれぞれ判断をさせていただくということでございます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） 最後に1点、これまで議会で議論になっている内容も含めて、市長にちょっとお尋ねしたいんですが、いずれにしても、こういう重度心身障害者、あるいは医療にかかっている人については、お金が出てしまう、それを支払わなくてはいけないということをお考えすると、一度に払ってしまう。ところが、払うお金がないとか、都合がつかないということになると、大変なご苦労がその家庭ではするわけです。そういった意味で、ある自治体では、病院の方をお願いをして、とりあえず本人の負担についてはないようにするよう

な、そういった措置をとっている自治体もあるかどうかというふうに話を聞いております。そういった意味で、旭市ではまだそこまで、検討をしている段階だというふうに伺っておりますが、そういう関係で、何とかご自分が負担をしなくても、市の方の対応として措置ができるような、そういった検討というのはいかなるのでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対して答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 今の質問ですけれども、先ほどの質問とも併せて、早急に検討をしてみます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第4号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご質疑申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、別表旭中央病院附属看護専門学校の定員を120人から180人とするものでございます。

そこで、1点目といたしまして、現在、旭中央病院附属看護専門学校におきまして、3学年の看護師の養成を行っているわけですが、定員に対してどのような状況にあるのかどうか、また、最近の希望者の傾向というのはどういう状況にあるのかどうかお伺いするのが1点目。

2点目ですが、説明によりますと7月末には認可申請のための手続を行って、年度内には認可が得られるという説明がございました。

そこで、一つ、次年度から30人、2学級となるようでございますが、教室の確保、さらに指導者の確保、あるいは寮の確保等受け入れ体制につきましては問題なくできるのかどうか、

現在どのように進もうとしているのかどうか、お考えと、また体制があればそれをお聞かせ願いたいと思います。

2点目ですが、同時に受け入れに必要な予算というものが見込まれると思います。そこで、この受け入れ時にはどのような予算が必要かどうか、人件費とか、あるいはもろもろの経費、こういったものが新たに発生してきます。次年度につきましては、それを予算に反映していかなければいけないことから内容も含めてお伺いをいたします。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 私からは、大きな3問のうちの2問についてお答えさせていただきます。

まず、最初のご質問でございますが、定員に対してどういう状況か、それから最近の希望者の傾向はどうかという質問でございますが、現在、在学者は、定数120名に対しまして143名おります。

それから、最近の希望者の傾向でございますが、過去3か年の受験者の数を申し上げます。

平成17年度から申し上げていきますが、平成17年度が受験数が151名でございます。それから平成18年度が136名、それから平成19年度が102名ということで少し減少の傾向にございます。

それから、2点目の方の受け入れ体制については問題がないかという質問でございますが、まず、教室についてでございます。教室につきましては、現有の建物で基準を満たすように用途の変更で考えております。主な変更といたしましては、これから1学年2クラスになりますので、教室が3教室から6教室必要になります。これについては大講堂、図書室の一部を充てることで考えております。

それから、指導者でございますが、専任教員でございます。定数が増えますと二人必要になります。これについては既に4月に新規に採用済みでございます。

それから、寮の関係でございますが、学生寮につきましては、今、寮が、現在103名収容できるところ72名が入っております。31人分の余裕がございます。ただ、最終の増員数は60名ということになりますけれども、実はこれまでの学生の入居率というのは約半分しか入っていないですね。ですから、現有施設で十分対応は可能と考えてございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

病院経理課長（鍋木友孝） 私の方からは、受け入れに必要な予算はどの程度見込んでいるかということで申し上げさせていただきます。

まず、人件費でありますけれども、教員2名、それと図書館司書が1名で1,977万円余りでございます。

それと、工事費関係でございますけれども、工事をする合計金額ですけれども4,754万9,250円、そのほかに器具備品が1,110万円、消耗備品が1,208万円、教材費が240万円というようなことでありまして、総合計では7,313万円になります。こちらにつきましては、今年度の予算で既に見込んでおります。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） 概略わかりました。

そうしますと、今、事務部長の方から話がありましたように、最近の願書受け付けと言いますか、内容につきましては若干減少傾向にあるということで、これが、180名にしたことによって、今、考えると逆行するような状況になると思います。そういった意味で、これは近くには西高の看護専門のところは5年間で終わるような状況もありますし、そういったことを考えますと、全国的に看護師養成というのは非常に厳しいような状況の中で、中央に集中するというような状況もあることから、そういった意味で、養成するには大変厳しいような状況にあるのではないかというのがこれから見ると考えられます。

そういった意味で、院長はかなり全国いろいろ奔走されておりまして、どうするかどうかについてかなり検討されているような状況も伺っておりますが、この点につきまして、将来的に3か年で全部埋まるわけですが、この辺のところについては、基本的にどのようにお考えなのかどうか院長からお伺いをしたいというのが一つです。

それから、工事費を含めて7,300万円の予算については、平成19年度で盛られているということですが、次年度については、今回の条例の改正について、さらに予算として見込むような状況があるのかどうか、この2点をお伺いいたします。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） 看護学校入学生の見通しでありますけれども、全国を回ってみますと、やはり少子化の影響というのはまず第一にあります。

それから、第二番目に、看護師の養成につきまして4年制の大学への進学者というのも増えてまいります。したがって、専門学校生徒というのは全国的に減少する方向にございます。そこで、当院の見通しではありますが、この近辺からも、千葉県のほかの看護学校、あるいは看護専門学校、看護短大、あるいは東京のそのような学校に進学している人がたくさんいらっしゃいます。そういうことで、今、何とかおっしゃるとおり応募者を増やそうということで、中学から学校回り、あるいは説明会をして、看護師に対するご説明、将来の看護師を選んでいただけるような、そういうご説明を中学からしております。病院もそういう方々をお集めして説明会を開いたり、それから、高校ももちろんであります。この近辺の高校回りをしておりまして、応募者を何とか確保したいと、このように考えております。

そのようなことで、何とか応募者60名、定員増の分ではありますが、1学年60名、20名の増になるわけではありますが確保していきたいというふうに思っております。学校もそうではありますが、看護師全体の数もこれはやはり少子化の影響で非常に厳しいものがございます。海外から導入したらどうだというような意見もあるわけではありますが、まずは、国内から少し掘り起こしていきたいと、このように考えております。

議長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

病院経理課長（鍋木友孝） 予算的に次年度以降はどうするのかということでもありますけれども、今年度は、設備でありますとか施設の用意をしたわけでもありますけれども、当然、平成20年度からはプラス20名、さらに20名ずつということで予算的には組みたいと考えております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） 1回目のご答弁をいただいた中で、新しく増員するということから大講堂を使用するとかという現状についてはすぐ措置ができないということで、恐らく仮に使うという判断だと思っておりますけれども、これが、1年、2年、3年と経過していく上には教室が絶対必要になってきます。そういった意味で、これは既に分かることなものですから、その辺については、予算も含めてどのような見解をお持ちなのかどうか。

今、課長の方からご答弁いただきましたけれども、平成20年度以降については予算が必要だということですが、どの程度必要なのかどうか、これ検討していなければならないことですので、その点についてご説明をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

病院事業管理者。

議長（嶋田茂樹） 病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） 建物の問題でありますけれども、これは、今の建物をつくったときに、既に将来二クラス、あるいは短大化という選択もあるのかなということを視野に入れておまして、今の大講堂というのは病院の大講堂のことではありませんで、看護学校の中の大講義室のことを大講堂と呼んでおります。これを簡単な改装で教室に変えることができるような構造になっておりますので、今回の改造で今後も十分対応できると、このように考えております。

それから、予算のことにつきましては……

議長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

病院経理課長（鍋木友孝） 20名ずつ増になるということでありまして、平成22年度までは大ざっぱでありますけれども収支の予算を試算をさせていただきます。

（「数字で言ってください」の声あり）

病院経理課長（鍋木友孝） 収益の方でありますけれども、人数が多くなりますと授業料が上がったりとかということがございます。また負担金、交付金ですね、交付税の方が上がってきます。ということで、平成20年度が総額で税抜きで申し上げますと1億9,737万円余りでございます。平成21年度が2億1,981万円、それから、平成22年度が2億4,225万円余りでございます。

費用の方でございますけれども、給与費はもう当然今年度に確保してございますので、あと変わるところでは教育費でございます。それとか経費というのが若干ずつ変わってきます。平成20年度の費用でありますけれども3億4,464万円余り、それから平成21年度が3億5,725万7,000円余りです。それから平成22年度が3億6,900万円余りということでございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

神子功議員。

24番(神子 功) 議案第5号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定についてご質疑申し上げます。

今回、旅行形態の変化とか、あるいは宿泊者のニーズ、これらに対応するように弾力的な運営をしたいということから、別表の食事料、予約料の削除をすると、こういう内容の説明がございました。

そこでお伺いをいたします。

そうしますと、宿泊をする場合に、今までは一泊二食、もう決まっておりますので、幾ら幾らと、大人が七千何ぼ、子供が幾らというふうに出ますし、素泊まりも出ます。したがって、今回の場合には、条例の改正でございますので、これらについてないわけでございますが、食事料という、食事の申し込みについてはどのような形ですか。

2点目、食事自体は季節によって対応するというのを伺っておりますが、実際どのようなことを考えているのかどうか。

3番目が、体制が変わりますので、今現在までお泊まりの方、あるいは泊まっていたきたい方、市民の方々にどのように周知をするのかどうか、この方法についてどのようにお考えになっているのかどうか、3点お伺いをしたいと思います。

以上です。

議長(嶋田茂樹) 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

飯岡荘支配人(野口國男) それでは、神子議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、食事料の申し込みでございます。

今回の改正につきましては、条例から食事料を削除する改正を行ったわけですが、公営企業といたしまして、食事料の料金の設定につきましては、今までどおり設定いたしまして運用を行っていきたいと思っております。したがって、食事料につきましても、宿泊申し込み同様にさまざまな利用者の申込手法がございます。これに今までどおり対応していきたいというふうに考えております。

それと、現在、経営改善を実施しておりますけれども、新しい予約システムにつきましても検討しております。飯岡荘のホームページからそのまま申し込めるような形も現在検討しているところでございます。

それと、予約金の削除でございますけれども、現在、予約の手法が、やはりメール等での申し込みが非常にふえておりますし、そのほか電話はもちろんですが、ファクス等々、

さまざまな予約の手法がございます。そんなことで、この予約金制度を運用いたしますと非常に予約システムに支障を来すと、そのようなことが現在考えられます。またこれからも想定されますので、なるべく円滑な予約をとりたいということで今回削除ということでございます。

次に、食事でございますけれども、現在、食彩の宿を目指しまして経営改善に取り組んでおりますけれども、やはり一番のメーンは、旭の何でもそろそろ食材を生かしたいということで、その料理を提供していくことを目的にしております。この経営改善の中では、現在調理指導員、技術指導員を設置をしておりますし、また、四季に応じた食のデザインもフードコーディネーター等をお願いをしているところでございますので、この運用につきましては、12月1日からの運用を予定しております。

次に、周知の方法でございますけれども、やはりホームページ、パンフレットはもちろんですけれども、そのほかの販売チャンネルがかなり今まで情報取得できなかった部分が私どもの方でかなりございますので、メディア等も使いながらやっていきたいと思いますが、その手法につきましては、現在コンサルタントの方と詰めておりますので、十分検討した上で実行していきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） 周知の方法につきましては、十分利用ができるような体制が必要としますので、今、コンサルタントに協力してもらっているということですから、十分配慮をいただくようお願いしたいと思います。

1点だけなんですけど、そうしますと、宿泊をする場合に、今までは7,000円台で宿泊できましたけれども、今現在お考えになっているのは、一泊二食付き税込みでどのぐらいが最低なのか、あるいはランク付けをすれば、最高はどのぐらいのようなメニューになるのかどうか、この辺お考えでしたらご説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

飯岡荘支配人（野口國男） それでは、現在までの経過につきましてご報告をしたいと思います。

今回の改正の主なねらいですけれども、やはり食彩の宿を目指すということで、食事料の底上げを図りたいというのが今回の目的でございます。現在、朝食の方ですけれども880

円で運用しております。また、夕食につきましては2,200円ということで運用しているわけですが、これを朝食につきましては1,050円、標準の夕食のコースにつきましては4,200円を予定をしております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） 朝食、夕食については従来あったものが、朝食が880円から1,050円に、夕食が2,200円から4,200円にということで、これを見てもみると、全部で1万1,000円ぐらいですね、一泊しますと。もう少し……1万二・三千円ってところですね。そうしますと、これは近隣でも、かんぼの宿についてはやっぱり1万1,000円から1万2,000円ぐらいだということで、同等程度の状況になるわけですね。かんぼの方は新しい部分がありますから利用もかなり高まっている状況もありますが、そういった意味で、今お考えの内容を考えると、よっぽど周知をして、来た方に喜ばれるようにしないと、ただ値段だけ上げたというふうになってしまいますし、幾らニーズが高まっていると言っても、泊まっていたかなければこれは無意味なものですから、そういった意味で、値上げしたことについての経過ですね、この点若干話し合いができていれば、その内容を報告いただければありがたいと思います。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

飯岡荘支配人（野口國男） それでは、大変失礼いたしました。

一泊二食付きの料金を、現在7,200円ですが、先ほど申し上げました食事料になりますと9,370円という運用になります。しかし、今後、施設の改善が終了いたしますとさらにまた宿泊料について考えていきたいなというように思っていますけれども、いわゆる食彩の宿構想の基本的な考え方ですけれども、宿泊料を抑えて、できれば食事を選んでいただきたい。そんな経営ができればなということで運営委員会とも話し合ってきたわけですが、やはり運営委員会の方でも少し高いのではないかなというようなご意見がございました。やはり現在、ただぶらっと、と言いますか旅行に来るようなタイプではございませんで、やはりこだわりを持った旅が非常にふえておりまして、食につきましても、地元でとれたものをあまねく活用したものを食べたいというようなニーズが非常に高くなっておりますので、コンサルタントの方は、その辺を十分察知いたしまして、やはり特徴を生かした料理を提供するためには、やはり中途半端な金額では非常に無理ではないのかなというような基本的な

考え方がございましたので、こういう形で現在進めておりますけれども、なおかつ12月1日からの改正でございますので、もう少し検討していきたいなと思っておりますけれども、基本的な考え方は、この金額で進めていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

日下昭治議員。

13番（日下昭治） 議案第8号、工事請負契約の締結について質疑を行います。

この契約にかかわる入札は5月30日に行われたものであり、今定例会に提出された2件のほかにもう2件の学校関係の入札が実施されたものと思います。うち1件については、入札を2回実施するも落札者がなく、また随契もできず、不調に終わっています。これら4件の設計者の報告をまず伺いたいと思います。

それと、1月、学校関係の契約以降、今回の契約が十一・二件目の契約になろうかと思えます。学校改築改修工事は90億円必要であるという大きな事業であります。また、多くの市民も注目している契約事務であるのに、旭市建設工事にかかわる一般競争入札の試行要綱の設計額が3億円以上の工事の中から選定するというだけのこだわりで指名競争入札になったというしか思えません。地方公共団体における契約は一般競争入札が原則であると思えますが、指名競争入札に至った経緯と、併せて3件の予定価格に対する落札率を報告願います。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 私の方からは、なぜ指名競争入札かというところの経過でございますけれどもお答えいたしたいと思います。

日下議員がおっしゃいましたように、現行の要綱では設計額が3億円以上の工事の中から選定して一般競争入札を実施するという事に確かになっておりまして、今回につきましても、工事期間を確保したりとか、あるいは現在入札及び契約制度につきまして内部で検討中でございます、こういうことができなかつたということで指名競争入札で実施をさせていただきました。

それから、3件の予定価格でございます。

まず、中央小学校の校舎の大規模改造工事でございますけれども、予定価格が これは消費税込みでございますけれども、2億3,358万8,250円、それから落札額が2億3,205万円ということで落札率は99.34%になります。

次に、滝郷小学校校舎大規模改造工事でございます。予定価格の方が1億7,084万9,700円でございます。これに対しまして契約金額 落札額ですけれども、1億7,010万円でございます。落札率は99.56%でございます。

次に、第一中学校校舎の耐震改修工事でございます。これにつきましては、予定価格が1億3,417万1,100円でございます、落札金額は1億2,054万円ということで、落札率は89.84%でございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） それでは、私の方からは設計の関係についてお答え申し上げます。

中央小学校でございますけれども、飯島建築設計でございます。

次の、滝郷小学校につきましては、株式会社網中建築設計。

続いて、鶴巻小学校でございますけれども、株式会社大貴設計でございます。

第一中学校につきましては、株式会社東総設計でございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） ただいまの財政課長の答弁の中において、時間がなかつたという話でございますけれども、例えば4件を入札に入つた中で1件は契約できないんですね。そういったものを考えた際には、その分時間がずれているかと思うんです。

それと、今、落札率を報告いただきましたけれども、2件については99.何%、1件については89.何%と、10%の差が出ているわけです。これはどういうことかと言いますと、うわさですから、私のところわかりませんけれども、この89.何%は話し合いができなかったことなんです、業者の。そういううわさが入ってくるんです。ということは、早く一般競争を入れるべきではないかということをお願いしたいわけです。業者の話し合い、談合と言うと失礼な話になるかもわかりませんが、業者間の話し合いができなかった。そのため10%が落ちこちるわけです。こういった90億円のを10%落ちこちたときには9億円、そうすればこの事業はすべてできてしまうんです、今回の事業なんていうのは。そういうことを考えてもらって、早く入札を一般競争に行くべきではないかなと。

例えば、3億円云々ということになっていますけれども、近隣の状況を見ますと、すべて一般競争に入っていますね、匝瑳市も入りましたし。県も、きのうの県議会で出した案の中で引き下げしていますね。そういう様相をしていますし、そういうものを含めてやるべきではないかなと思います。それらについてはお願いしておきたいと思います、早く取り組んでいただきたいと。

それで、契約事務に関してのことでございますので、契約する際には5,000万円以上を越す工事につきましては専任の監理技術者ですか、それが必要になるかと思えます。今回の契約相手方のそういった技術職員等の総合評点ですか、そういったものの中に1級、2級等との仕分けはございますけれども、その辺の1級、2級という形で、そういう専任の技術者はどのような仕分けの中で当たることができるのかそれをお願いしたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 専任技術者の関係でございますけれども、今回の入札を実施する際に各入札ごとに業者の方に入札条件としまして監理技術者を専任に配置できることということで通知もしましたし、当日もやりまして、実際に監理技術者の資格証というのがございます。これは国交省が出しているものですが、この資格証の写しを入札前に出していただきまして、出せないところは当然入札できないということですが、それでもって全部出していただいて確認をしたということでございます。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 1級、2級は関係ないということですか、それは。

議長（嶋田茂樹） 財政課長。

財政課長（平野哲也） 監理技術者でございますけれども、中にいろいろ要件ございまして、例えば1級の建築士を持っている方、1級の建築施工士を持っている方、いろいろございすけれども、こういったものの中で、やはり国交省の方の認定を受けると言いますか、そういった形で資格をいただいた方ということですので、いろいろ中には持っている資格というのはいろいろあると思います。これは1級の合格者が多分一番多いんだと思いますけれども、そういった形でいろいろな形で取得はできるという形になっているようでございます。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、木内欽市議員。

11番（木内欽市） やはり同じようなあれなのですが、監理技術者が1現場1名ということだと思っておりますが、そうしますと、これから工事たくさん出てまいりますね。それで、監理技術がもう目いっぱいという業者は、最初からもう入札には参加できなくなるのでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） やはり工事も多くなりますし、適正な工事の管理をしていく上では、専任というか、これは私どもは専任というよりも5,000万円以上であれば当然建設業法でも決められていることではございますけれども、我々はなおかつ慎重にということで、入札の条件といたしまして、そのような形で監理技術者を専任でつけてくださいよということをお願いをやっていらっしゃるところでございますので、そういった形で、特に注意を払って専任技術者という形を、入札の条件として我々はやっているところでございます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） そうしますと、これから工事が何本も出てまいるわけですね。そうして、いっぱいになってしまったところは参加できないという業者が狭められてきてしまうと思うんです。今現在もう市内の業者が4か5ぐらいしかいないんで、そうするとその分よその地区からですか、というと日下議員の意見とはちょっと異なってしまいますが、一般競争入札、これも一つの案だと思いますけれども、逆に地元業者育成ということを考えると、地元業者がだんだん仕事をとれなくなってしまうということを私は逆に心配するんですが、ですから、指名の基準を少し見直すとかということは、これは急にはできないんですか。特例で市長が認めた場合とありますが、それだといろいろ誤解を生みかねないんで。

例えば、建築の場合には工事費幾らとありますが、土木で抜群の実績を上げている会社で

も建築がない、それが実績がないということであれば参加できないということになると、これも何か私は土木でもちゃんとした仕事をして会社の内容がよければ、基準を変えて、新たにここに参入してもらってもいいのではないかなと、こう私は考えるんですがどうでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 木内議員のご意見でございますけれども、やはり現在、今、指名競争の場合、今回の場合には1億円以上の工事ということで、確かに市内の業者は4社しか指名できませんでした。市外の業者が19社ということで、市外の業者の方の数が多くなっております。ただこれは、この前にも議会でも議論ございまして、特例は一切適用しないということで現在もやっておりますし、2年に1回の指名参加の登録の業者の書類に基づいてちゃんとAランクの特定建設業ということで、これは下請けを出す業者の場合特定建設業でなければなりませんけれども、そういった形で現在のところはこれを守っていくしかないのかなということで、それ以上のことはちょっと申し訳ありません、よろしく申し上げます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） ですから、その決まりを状況に応じて、こういう状況ですから、私は変えてもいいのではないかなと、こう思っているんです。

（「議案に対する質疑だからだめだそれは」の声あり）

11番（木内欽市） 関連ですから少しお待ちください。

（「関連ではないよ、だめだよ」の声あり）

11番（木内欽市） 8号の関連があるんですよ。

言いますと、鶴巻小学校が一つ不調に終わっているわけですよ。これだって、時間がないとおっしゃっていますけれども、当然今回契約をしていただいて夏休みにやるということだと思えます。ですから、せっかく指名をしても、その業者が落札もしないわけですから、それであれば参加できる業者がいるんですから、今度はそういうのを考えたらどうかなと、こう思うわけです。よろしく申し上げます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 業者数が今回の入札でも、東総地域です、銚子、それから旭、匝瑳市、横芝光町までの範囲を広げまして指名してもなおかつああいう事態が生じたということ

で、今、木内議員おっしゃるように、例えば業者数を増やすということになると、今、これ一番上のクラスですので、下から持ち上げたらどうかというご意見なのかもしれませんが、この辺はちょっとまた慎重に対応しなければなりませんので、ここでちょっと答弁は堪忍していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

日下昭治議員。

13番（日下昭治） もう8号でほとんどやっておりますのであれですけども、指名審査委員会の際に技術監理者が提示されるということですよ。契約のみですか、それは。契約時点においてということになるんですか。専任の技術監理者というのは。指名審査委員会には全く機能しないと。そうすると、どのような形であろうとも、資格者がいようといないとも対象にはなっているということに理解したらいいのですか。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 指名審査委員会の時点ではなくて、ですから先ほど申し上げましたとおり、入札のときに確認をしているということでございます。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 入札のときに確認ですけども、指名をするわけですよ。そうしたら、それには指名の際にはそういったものは全然考慮することは必要ないということになるんですか、そうしますと。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の再質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 先ほどもお答えしましたけれども、審査委員会の時点ではちょっとその確認はできませんで、入札のときに出していただくという形でございます。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 私、一般質問で出してありますので、細かいことは一般質問でやりますけれども、ただ、例えば4件の入札に関して市内の業者4社すべて入っているんですよ。

そうしますと市内の業者4件はすべて1社で受け入れる可能性が生じるわけですよ。そのようなときに、例えば過去にそういった契約を既に行っているということは、専任が張り付いているということを考えなくてはならないと思うんです。それであって、さらに4件がもし一業者に落札した際には、それがすべて4プラス過去のものが増えてくるということですね。そうしますと、指名の際に関係なくそういうことをやってはどうかということをおもうわけですよ。そうしますと指名審査委員会の機能というのは全くしていないのではないかと、そういうことをおもうわけです。

それだけです。あとは一般質問でやります。答弁は必要です。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の再々質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 確かに、指名審査委員会の中の今回の指名に当たっての一つの打ち合わせと言いますか、そういった中で、今回は当日の監理技術者を確認できる書類を出してという時点で協議が終わって、それで指名ということでございますのでよろしくお願ひします。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、木内欽市議員。

11番（木内欽市） ですから、これも関連がないとまたお叱りを受けるのかもわかりませんが、お答えできればお答えください。

不調になった鶴巻小学校は、今後どのような方向で進むのかをお願いします。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 不調になった鶴巻小学校につきましては、この後、今、設計の変更等をやりまして、またお叱りを受けるかもしれませんが、これはまた指名競争入札ですぐ早いうちに入札をやりたいということで今は考えております。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

神子功議員。

24番（神子 功） 議案第12号、専決処分の承認について、内容的には、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この中で、附則第10条の2に6項を加えるということになっております点についてご質疑申し上げます。

内容的にはバリアフリーの関係というふうに乗っておりますが、この具体的な内容につきましてさらに詳しくお伺いをしたいと思いますし、それらについては、今後、市民への周知ということについてはどのような考え方をお持ちなのかどうか。

2点目、現在対象となるような状況はあるのかどうか。あれば件数をお示しいただきたいし、また今後何件ぐらい見込まれるのかどうか、把握していればお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） それでは、住宅のバリアフリー改修の対象となる具体的内容についてお答えいたします。

まず1点目の、対象家屋につきましては、平成19年1月1日前に建築された住宅に対し改修工事がやられたものです。

2点目は、対象期間につきましては、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間となります。

対象者につきましては、65歳以上の者、介護保険の要介護認定、または要支援認定を受けている者、それから障害者。このいずれかの方が居住していることが条件となります。

次に、4点目の対象工事につきましては、法的な制度による補助金を除く自己負担が30万円以上のもので、工事の内容については8点ございます。1点目は廊下の拡幅、2点目は階

段の勾配の緩和、3点目は浴室の改良、4点目は便所の改良、5点目は手すりの取り付け、6点目は床の段差の解消、7点目は引き戸への取り替え、8点目は床表面のすべりどめ化となります。

以上の内容で改修工事後3か月以内に申請されますと、100平米 30坪ですけれども、限度に、翌年度分の固定資産税の3分の1が減額されるということで、来年度から固定資産税が減額されるということになります。

次に、市民に対する周知でございますけれども、去る5月に市のホームページの市税欄に住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置についてということで掲載をいたしました。

次に、この6月15日号の広報に、この制度の概要とホームページ上に掲載したことの内容、問い合わせ先についても掲載予定でございます。

なお、この介護保険の方で助成事業を行っております高齢者福祉課の方においても、このホームページの掲載内容のパンフレット等を用意し、申請者に住宅改修の相談に見えたときに説明をするという体制をとっております。

次に、この住宅バリアフリー改修の対象となる件数はあるのかと、また今後の件数はというお尋ねでございますけれども、これについては介護保険の制度の方で把握しているという件数で申し上げますと、平成18年度の対象者で介護保険制度では101名、それから要介護認定を受けていない65歳以上の方、これが8名ございました。計109名ですけれども、この中で今回の住宅改修自己負担30万円以上の該当になる方は一人ということでございました。今後とも周知等に努めましてやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

24番（神子 功） 1点だけ伺いたいと思いますが、相談窓口を広げているということですが、現在相談に来られている方については実態があるかどうか、この点だけ確認しておきます。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

税務課長（野口徳和） 現在のところ該当になる件数はございません。

議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

以上で、議案の質疑を終わります。

ここで11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

議長(嶋田茂樹) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程

議長(嶋田茂樹) おはかりいたします。議案第10号、議案第11号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思っておりますが、これに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、議案第11号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第10号、議案第11号は人事案件でありますので、討論を省略して、採決いたします。

議案第10号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第10号は同意することに決しました。

議案第11号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第11号は同意することに決しました。

日程第2 常任委員会議案付託

議長(嶋田茂樹) 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号、議案第6号、議案第7号、議案第12号、議案第13号の5議案であります。

続きまして、文教福祉常任委員会は、議案第2号、議案第3号、議案第8号、議案第9号の4議案であります。

続きまして、公営企業常任委員会は、議案第4号、議案第5号の2議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、6月25日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

日程第3 常任委員会請願付託

議長(嶋田茂樹) 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号から請願第3号までの3件であります。

配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 配布漏れないものと認めます。

これより請願を付託いたします。

文教福祉常任委員会に請願第1号から請願第3号までの3件を付託いたします。

付託いたしました請願は、6月25日午後5時までに審査を終了されるようお願いをいたし

ます。

議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は15日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時29分

平成19年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成19年6月15日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（24名）

1番	伊藤 保	2番	島田 和雄
3番	平野 忠作	4番	伊藤 房代
5番	林 七巳	6番	向後 悦世
7番	景山 岩三郎	8番	滑川 公英
9番	嶋田 哲純	10番	柴田 徹也
11番	木内 欽市	12番	佐久間 茂樹
13番	日下 昭治	14番	平野 浩
15番	林 俊介	16番	明智 忠直
17番	林 一雄	18番	高木 武雄
19番	嶋田 茂樹	20番	向後 和夫
21番	高橋 利彦	22番	林 正一郎
24番	神子 功	26番	林 一哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤 鐵

説明のため出席した者

市長 伊藤 忠良 副市長 鈴木 正美

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	總 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 德 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齡 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 田 憲 明	会 計 管 理 者	木 内 孫兵衛
消 防 長	佐 藤 眞 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学 校 教 育 課 長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	監 査 委 員 會 長	林 久 男
農 業 委 員 會 長	小 田 雄 治	飯 岡 莊 支 配 人	野 口 國 男
病院經理課長	鎬 木 友 孝		

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（嶋田茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問は一問一答制にて行うことにしておりますので、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握し、明確な答弁をされるよう特にお願いいたします。

なお、質問回数につきましては、項目ごとに4回以内とし、質問時間は質問のみの40分以内としておりますので、念のため申し添えます。

木内欽市

議長（嶋田茂樹） 通告順により、木内欽市議員、ご登壇願います。

（11番 木内欽市 登壇）

11番（木内欽市） 11番、木内欽市です。

質問に入ります前に、先にお亡くなりになられました故鈴木正道議員に対しまして心から哀悼の意を表します。人一倍旭市を愛し、また非常に責任感の強い方でしたので、任期半ばで回復できずさぞかし無念であられたことと思います。どうぞこれからも高いところから見守っていただきたいと思います。

平成19年第2回定例会において、私は、一般廃棄物、産業廃棄物の不法投棄の防止対策について、一般廃棄物の最終処分場について、都市計画の予定について、広報紙の活用につい

での4項目について質問をいたします。市長及び担当課長の明確な答弁を期待して、順次通告に従い質問を行います。

合併して間もなく2年になりますが、サービスは高く、負担は低くという宣伝文句がよ過ぎたのか、期待が大き過ぎたのかわかりませんが、合併してよかった、よくなったという声はあまり聞かれませんが、実際には合併したおかげで、毎年削られておりました交付税も10年間は減らされませんし、まちづくり交付金や合併特例債などの有利な財源も使えます。現在、市内の小・中学校すべての耐震診断を終え耐震工事に入っておりますが、これも県内では旭市のみであります。合併した自治体と合併しなかった自治体の差はこれから確実についてくるでしょうが、一般の方々には目の前のできごとにどうしても関心が向き、合併前よりよくなって当たり前で、悪くなると不満になります。その一つが、空きかんのポイ捨てなどの一般廃棄物の不法投棄です。2年前の合併前に比べて確実に増えております。産業廃棄物の不法投棄にしても、当時の職員の方々の努力によって完全に無くなりましたが、ここ一・二か月の間に大型ダンプカーの往来が大分増えてまいりました。

そこで伺います。一般廃棄物、産業廃棄物の現在の不法投棄の状況、今後の防止対策、2点について伺います。

次に、一般廃棄物の最終処分場、櫻井グリーンパークについて質問いたします。

旧海上町の岩井に続き、旧干潟の松沢、そして、現在三つ目の最終処分場櫻井グリーンパークも間もなくいっぱいになると思います。いずれの処分場も当時は反対運動も起こらずスムーズに建設ができたと思いますが、これから新たに建設する場合は、今までのようにはいかなくなるのではないかと心配されます。みんなでごみの処理量を減らすよう努力して1年でも長くもたせないといけません。しかし、ごみは毎日運ばれて埋め立て処分されております。

そこで2点伺います。

1点目は、残りの使用年数はあと何年ぐらいか。

2点目は、次の処分場はどこに設置をする予定なのか伺います。

次に、都市計画について伺います。

良好な住環境を維持するために定められた都市計画法ですが、旧3町にはそういった規制がありませんでしたが、合併して新市となって2年が経過しますのでそろそろ都市計画の網をかぶせる時期になっていると思います。旧3町へのこの後の対応を伺います。

以上、3項目について質問を行いましたが、これらのことはすべて地域住民の理解が得ら

れなければ行うことができません。

そこで最後に広報紙の活用について質問いたします。

今までだと、旧町などは大体各集落に1人か2人の議員がおりました。いわばおらが地区の身近な議員、住民と行政との直接のパイプ役を果たしていたのですが、それが合併して、学区から1人か2人しか議員がいなくなったので行政との距離が遠くなってきていると思います。先ほど質問した最終処分場の問題にしても、都市計画法の区域の編入についても、住民が知らないうちに進められると必ず反感をかきます。市の行事の予定などはもちろんですが、長期的な市のビジョンなどでも、身近な広報紙をもっと活用すべきだと思いますがいかがでしょうか。

以上で、私の第1回の質問を終わります。

再質問は自席で行います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） それでは、一般廃棄物、産業廃棄物の不法投棄の防止対策について、1点目の現在の不法投棄の状況をまず説明いたします。

一般廃棄物、産業廃棄物の不法投棄は、海岸線の保安林内や、台地の山林地域などに多く不法投棄されていましたが、現在は大規模な不法投棄は見られません。しかしながら、市内の一部において、私有地で十分に管理されていないところ、民家の少ないところ、田んぼわきや道路わきにゲリラ的に不法放棄、例えば、建築廃材、テレビ、冷蔵庫、タイヤ等がありますが、それらが不法投棄されております。

次に、2番目の現在の不法投棄の防止対策の関係ですけれども、不法投棄の防止対策については、定期的に市内全域に職員による巡回やシルバー人材センターに委託して週五日の環境パトロールの実施、不法投棄監視カメラの設置、不法投棄の多い場所への防止看板の設置などを行っています。また、各地区より選出された不法投棄監視員の監視活動により、防止に努めております。見つけた場合には、すぐに環境課に連絡をお願いしております。

なお、不法投棄されている産業廃棄物については、県の所管であることから、うちの方で現場確認後、速やかに県の方に通報し連携を図っております。

また、一般廃棄物については、市の所管であることから、環境課において対応、処理をしております。

以上でございます。

すみません、もう一つありました。

一般廃棄物の最終処分場の関係でございます。すみませんでした。

残りの使用年数はということでございます。

現在のグリーンパーク、櫻井最終処分場については、平成9年3月に完成し、5月から埋め立てを開始しております。全体の埋め立て容積は16万8,000立方メートルでございますが、平成18年度末の埋め立て処分場は10万6,000立方メートルとなっております。残余容量は6万1,000立方メートルとなっております。過去の実績から推計しますと、年間の処理量が約1万立米ですので、今後五・六年程度と見込んでおります。

次に、どこに設置するかということでございますけれども、最終処分場については、現在3市の既存施設の残余容量が余り少ない状況でございます。ごみ処理広域計画では総合処分も念頭に入れていることから、新たな最終処分場については広域で新たに建設し、一元化して処理することを考えております。新最終処分場については、焼却施設を除く他の2市から建設することが公平であると考えております。

以上でございます。失礼しました。

議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 都市計画についてお答えさせていただきます。

都市計画につきましては、広域的な観点から、行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも旧3町を含めまして、新市を一つの都市計画区域に指定しまして、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましいと考えております。

今後の予定でございますけれども、都市計画区域の見直し、それから、それに基づきまして用途地域の見直し、これは平成19年度から平成21年度にかけて行いたいと思っております。それから、それに並行しまして、都市マスタープランの策定ですね。これも同じく平成19年度から平成21年にかけて行っていきます。

あと、最後にですが、都市計画決定、それから変更手続き等、これは平成21年度以降になると思います。

それから、旧3町への住民の周知でございますけれども、当然これは十分していかなければならないと思っております。まず、都市計画マスタープランの素案ができた段階で、地区別説明会の開催、それから広報、ホームページに掲載するなどしまして、広く市民への周知を図っていきいたいと思っております。

それから、当然市民の意見を十分反映させながら計画を策定していきたいと考えておりま

す。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 秘書広報課長。

秘書広報課長（加瀬寿一） それでは、広報紙の活用についてのご質問にお答えいたします。

木内議員の方から、市のビジョンなど、十分載せて広報紙の活用をもっと図れというご意見でございます。

広報紙は、ご存じのとおりでございますが、市民の皆様にも市の施策、予算、決算、その行政情報をわかりやすく提供することで市民の皆さんの市政へのご理解、ご協力を深めていただくために発行しているものでございます。現在も行政情報等かなり載せているつもりなんです、年間を通してその部分が少ないように感じておられるというご意見だと思います。基本計画決定の時期には広報に載せておりますし、予算特集、決算特集に絡めまして政策的なものを載せたり、年に一度の施政方針も広報掲載しているつもりなんです、若干足りないというご意見のようですので、我々の方ももっと努力いたしまして、担当課と協議する中で、適当な時期、内容を十分吟味いたしまして、掲載できるよう検討いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） それでは再質問をさせていただきます。

まず最初に、一般廃棄物の不法投棄の現場ということでございますが、これは、合併前は各町の場合ですと、老人クラブであるとか、各区の方々の協力をいただいて月に2回程度空きかん拾い等をやってもらっておりましたが、現在は、そういうことがちょっと変わったせいか、だいぶ不法投棄が目立ちます。いわゆる空きかんなどの散乱ごみ、これはごみがごみを呼びますので、ゴミゼロのときには確かにきれいになりましたが、あとはもう散乱ごみが増えているというのが非常に目につきます。ですから、恐らく市街地ではそんなにはないと思うんですが、これも一応不法投棄ですので、旧町あたりは、ほかにも全域ではありますが、激しいところを把握していますでしょうか。ちょっとお尋ねします。

議長（嶋田茂樹） 環境課長。

環境課長（平野修司） 不法投棄の関係でございますけれども、結構、地域住民からうちの方に連絡があります。それらに対して、うちの方現場確認して対処しております。そういう状況でございます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市）では続いて、防止策について1回目の質問を行います。

一番問題なのは、やはり産業廃棄物の不法投棄です。

実は、けさも1時間ほど広域農道のところで私見ていましたら、1時間のうちに銚子方面に向かっていく大型ダンプが16台、帰る車が既にもう2台です。そうしますと、積んでいるものは大体同じような形状の、建設廃材はありませんでした。結局、建設廃材などというのは、今、リサイクル法とか何とか解体現場で、その場で全部鉄は鉄、コンクリはコンクリ、ガラスはガラス、全部分別させられますので、そういった不法投棄はもうできないので、ですから無くなりました。一番問題なのは、今騒がれております硫酸ピッチです。これは、灯油とA重油を混ぜると発生する物質です、硫酸ピッチ。もともとが、不正軽油をつくるために、そのために発生する廃棄物ですから正規の処分はできないんです。不法投棄以外処分できないんです。ですから、それが、首都圏から近いこの台地に、目をつけられますと非常な問題になります。

実際に、北総台地には合併前は70万トンとも80万トンとも言われる不法投棄が既に投棄されております。これはほとんどが、先ほど言ったように建設廃材であるとか、それに伴うコンクリのがらであるとか廃プラスチック、こういうものだと思います。これが害がある無いで、無いとか、そういうことを言っているわけではありませんが、これからは、それ以上に害のあるものが今度は増えてくると。これを撤去するとなると、物すごい金額がかかりますね。手島ですか、あれは60万トンの不法投棄を撤去するのに10年かかるんですね。それでその処理料が490億円です。ですから、この台地に目をつけられて、そういうことになると大変な問題ですので、これを未然に防いでいただきたいというのが趣旨でございます。ですから大型ダンプが何台も来ていますが、これは本当の建材のダンプならいいんですが、これの行き先あたりは把握しておりますか。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 大型ダンプが通っていることは住民から聞いておりますけれども、当地域において捨てられているとか、そういう確認はとっておりません。

また、不法投棄と言いますか産廃の場合は、ご存じのように、県の方で所管していますので、海匠事務所の方、うちの方確認しておりますけれども、特に大きなものは捨てられているという情報を得ておりません。ですから、当地域においては、そういうことはないと思っております。

やはり、監視体制は言われるように最も大事なことです。うちの方の職員も当然ながら見に行きますし、先ほどお話ししましたように地域住民からの情報が結構多いものですから、それらをうまく使いまして、不法投棄の起こらないような体制づくりに努めていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） それでは、不法投棄の問題3回目の質問を行います。

やはり把握してないということですが、実際にここ一・二か月で急に増えているんです。当然、彼らは法の違反をしてるわけですから厳しいところには来ないんです。ちょっと緩めますとどんどん来ます。これは旧町のときに当時の防いでくれた執行を中心としたプロジェクトチームですか、彼らは寝ずに、オーバーで言えば命がけでこれを防いだんですよ。もし万が一のことがあったら町葬にしてやるから一生懸命頑張ってくれと、ここまでトップは言って必死になって防いで今無くなったんです。それが今ダンプがもう増え初めているということは既に不法投棄されているんですね。けさも、やはり広域農道を見ましたら同僚議員がわきを通って、建材屋の車でないのと言いましたが、考えてください。東京から土砂を積んだ車がなんでわざわざこの台地に来るんですか。逆でしょう。台地の土砂を積んで向こうに行くならわかるんですが、これは不法投棄でなければいいですが、その土砂に有害が混ざってきているということになった場合に、それで今現在、旭管内はないかもしれません。ですからどこに行ったかわかりますかという。今度、私も暇だったら後をつけてみようと思うんですが、この先は銚子の台地しかないんですよ。下におりるともう平坦の市街地ですから、不法投棄の現場はこのグリーンベルトと呼ばれるこの台地だけなんです。突き止める気ならすぐわかると思えますが、そういったお考えはありませんか。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） お答えいたします。

そういうお話は聞いておりますので、うちの方も体制を組んで確認したいと思えます。

また、県の方と連携をとりまして、そういうのがあるかどうか確認したいと思えます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番(木内欽市) そうですね、不法投棄を取り締まる権限は市にはないでしょうけれども、やはり県、ですから海匝支庁と協力して、当時の町は海匝支庁、それと警察の力をかりて強引に防いだんですよ。ですから、不法投棄を防ぐのは、もう何と言っても始まってから防ぐよりも、今防ぐのがずっと簡単なんです。未然防止、早期発見、早期対応です。ぜひ逃さずに警察、海匝支庁と協力をしてお願いしたいと思います。

千葉日報の新聞記事に出ていました合同のパトロールとありましたが、あれはただ、やらないよりはいいでしょうが、埋め立て処分が終わったところをただ見ただけみたいな感じがします。そうではなくパトロールですから、旧町的时候には白と黒、彼らは無線でパンダ、パンダと言っていたそうですが、パンダが今どこどこにいと、倉橋にいるからまだ車両は入ってこないように、彼らは、職員が12時ごろに帰りますと、パンダが車庫に帰ったよと、もう大丈夫だと、こういった具合に連携をとりつつやるんです。ですから、パトロールしているところには来ないんです。ですから、パトロールを、それも正々堂々と目立つようにパトロールしていただきたいと思いますよ。彼らが来ないように、未然に防ぐんですから、ぜひその県警、あるいは海匝支庁と協力をして既に車が入ってきているんですから、銚子だって、どこだって同じだと思います。銚子と協力してやればいいと思います。旧町的时候には銚子と協力してやっていたんです。そういうお考えどうでしょうか。

議長(嶋田茂樹) 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長(伊藤忠良) それこそ木内議員、これまで海上町の時代からそういった面では非常に詳しい議員でありますから、その意見本当に尊重させていただいて、早速県と相談をしながらしっかりしたパトロール体制をとりたい、そのように思いますのでよろしく願いいたします。

議長(嶋田茂樹) 木内欽市議員。

11番(木内欽市) よくわかりました。よろしく願いいたします。

次に、一般廃棄物の最終処分場、櫻井グリーンパークについて質問いたします。

委員会のときにもご質問いただきまして、先輩議員から、これだけ詳しく説明したら一般質問は出ないんだらうなということだったんですが、ちょうど時期なので質問させていただきます。よろしく願いいたします。

これは、ただいまの答弁では、今後、四・五年と言ったのかな、それで文書を見ると四・五年でいっぱいになるとか、五・六年でなるとか、2年くらい差があるんですが、ここに来

たらあと残り五・六年の中の1年、2年は物すごい大きいと思うんです。そこをはっきりしておかないと、満タンになっても家庭の廃棄物は毎日毎日出るわけですから、例えば、今、処分場を次の新たな処分場をどこにするか見つけても、焼却場とは違いますが、焼却場の場合には環境アセスに3年もかかるというんですね。完成までやっぱり2年から3年。五・六年かかってしまうでしょう。この最終処分場は、今すぐ見つけたって、環境アセスなど地権者の同意だとか、用地の買収だと、五・六年かかってしまうのではないですか、これ。その正確な年数は言ってもらわないと、四・五年だ、いや五・六年だでは大変なことと思いますけれどもどうでしょう。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 大変申し訳ございませんでした。前段でそれを言うべきだったんですけれども、先ほど説明いたしました全体の容積が16万8,000立米、平成18年度、今年度末で10万6,000立米ですから、あと残りが6万1,000立米ほどあります。平均してですけれども、毎年処分場に処理しているのが約1万立米ですから、単純にいきますと6年となります。

あと延命策はということになりますけれども、延命策については、結構現在の最終処分場、火災等のあった部分の材木等そのまま処理しています。ですから、そういうのを焼却していけばだいぶその分では量が減るんじゃないかということで、そういうもので延命等を考えていきたいと思っています。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 1年に1万トンで6年ということですが、市の場合には汚泥ありますね、下水の掃除した汚泥、それを一たん水切りしておいてそれは最終的には最終処分場へ持っていくんでしょう。それがあると急激に増えると思いますが、今、水切りしてある汚泥というのはどのくらいあるんでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 今回からですけれども、今言いました水切りの汚泥の関係ですけれども、最終処分場の方に持っていきまして、だいたいちょっと量的にはすみません、申し訳ないです。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） おそらく水切りの量も相当あると思います。それも当然計算にしていただかないと1年くらい変わってきてしまうのではないかなと思います。耐用年数の方は以上で質問は終わります。

次に、どこに設置する予定かということなんですが、先ほどの質問では広域だから、要するに焼却場が旭市で受け入れた場合には埋め立て処分場は銚子と匝瑳でつくるということですか。

議長（嶋田茂樹） 環境課長。

環境課長（平野修司） 広域の関係で、東総広域の方ではうちの方確認しましたら事務局ではそういう考えでありますということです。その方が公平だろうと。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） そうすると、ただいまの、現在やはり焼却処分場の問題も、これも早急に当然銚子市、匝瑳市とやっているでしょうが、そちらの方を早くやっていただかないと、例えば匝瑳であるとか銚子が受け入れた場合には、埋め立て処分場は本市が受けるということになるんでしょうから、その場合、さっきも言ったように、昔でしたらそういうのは反対運動は起きなかったと思うんです。もう時代が過ぎていきますので、これどこにつくるにしても、例えば埋め立て処分場を受け入れるにしても、当然地元の反対等、用地の確保大変だと思うんで、ですから、もう既に用地の確保なりそういうことも頭に入れていかないと、先ほど申し上げましたが、ごみは毎日毎日出るわけですから、ごみの捨てるところがなくなってしまうと、それを非常に心配するんです。この点いかがでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 木内議員の言われるとおりだと思っています。うちの方も東総広域の方で進められていますごみの広域化ですか、そちら今焼却場の問題でいろいろありますけれども、それらを一緒にという形になっていますので、その話はしております。あとは、その内容によっては、また旭市としても考えていかなければならない問題ですので、至急、対応は考えていきたいと思っております。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） それでは、どこに設置する予定かの最後の質問を行います。

当然、こういう施設はもうなくてはならない施設ですから、行政は、つくらなければならない。当然そういう方針で努めますね。つくらなければならないんですから。ところが、や

やもすると、政争の具にされてしまいます。必ず反対されて、行政はつくる、間違っただけではなく当然です。これを政争の具に利用されないように十分に理解を得ながら次の処分場の予定の建設を強くお願いをいたします。答弁は結構でございます。

それでは、次の質問に移ります。

都市計画についてでございますが、やはり見直しがもう平成19年という、もう始まるということですが、これは恐らく課長が心配しておられますように、実際案を出しますと、旧3町の町民からは 市民ですか、当然大きな反発が出てまいります。

具体的にどんなことかと言いますと、まず、今まで取られなかった都市計画税というのが新たに当然かかります。これ100分の0.2ですから固定資産の7分の1、この金額が新たに、全くかかってなかった人たちに都市計画税というのが課せられます。これは当然目的税ですから、道路をつくったり公園を整備したりと、自分たちの生活に使う税金ですから、それはもう当然なんです、まして税の公平の意味から言って、旧旭の人だけ払って海上が払わないというわけにいかないでしょうから、当然払うようになります。しかし、これも、よく説明しないと反発が必ず出ますね。

それと、道路の接道義務は当然ですが、中心から2メートルセットバックしないと新たな構築物は建てられなくなります。ブロック塀でも何でもそうです。そうすると結果的に4メートルの道路ができて住民の住環境はよくなるんですが、ここもよく説明しないと、旧海上でも飯岡でもそうですが、狭い道路ありますが、あの方たちが今度は家を建て直す場合には全部中心から2メートルセットバック何でかんでしなければならぬです、都市計画の網をかけられたら。広い家ならいいんですが、車庫がいっぱいいっぱい建っている。そうすると車が後ろ半分出てしまうんですね、今度、2メートルセットバックしたら。こういう実態が当然なるわけですから、これの説明をよく、もう既に始まってもいいんじゃないかなと私はこう思います。もう既にこういうのは市になったんだから、こういうことはもう理解を得ていかないと、と思いますが、課長のお考えはいかがですか。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 確かに木内議員おっしゃるとおり、十分説明をしていかなければならないと思っております。ある程度、先ほど申し上げましたけれども、都市計画マスタープラン、これが今年度から策定していきますので、今度素案ができました段階で、今年マスタープランの中で全体の区域の計画を立てていきますので、その素案ができました時点

でそれをつくりまして、平成20年度で、さらに地区別の地域の独自性を生かした地区別の計画を立てますので、それらができましたら地区別懇談会等を開催しまして十分に説明させていただきますので、それまでご理解いただきたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 恐らくこれ2年間は混乱が起きないように猶予期間を置いてくれたのではないかなと、こう思っております。ですからもう2年が経過するんですから、そろそろ指導をしていただいても決して遅くはないなと、こう思います。

それと、銚子市の場合には全域かかっているんでしょうね、山の中もどこも。匝瑳市は全域ではないと、一部かかってないところがあるということですが、本市の場合は、やはり広い面積になっていますからかけるときは全域をかけるのか、あるいは旧町の山の中とか、そういうところはかけないのか、その辺はいかがでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） もちろん木内議員ご承知のとおりでございますけれども、都市計画というものは農林漁業等の健全な調和を図りながら適正な制限のもとに土地の有効利用を図れるようにしまして、住みよいまちづくりを行っていくことを基本理念としてございます。

例えば、都市計画をしいていない場合、山林、それから農地、農地の場合農振がかかっているところ、ないところはございますが、農地の場合は農地転用をした場合はすぐにほかの土地利用規制が及ばなくなってしまいます。何でもいいという形のポテンヒットになってしまうおそれがございます。

例えば、建物を建てる場合、どんな建物。例えば、どんな大きな建物でも、都市計画をしいてないとどこにでも建てられてしまいます。極端に言えば、先ほど木内議員おっしゃっていましたが、道路とか接道要件ございませぬので道路幅員も関係ございませぬ。もっと極端に言えば、道路がなくても、また雨水とか、汚水の排水先がなくても家は建てることはできます。本当に都市計画をしいてないと建築基準法の集団規定というのが適用できなくて非常に弱いんです。逆に都市計画をしいていれば、建築基準法の集団規定が適用となりまして、先ほど申し上げましたけれども道路の幅員や敷地の容積率、建ぺい率、そういったものの適用がございまして、それと建物の高さですね、その制限もございませぬから、安全面、環境面から本当に適正な制限ができます。こういったことから安全・安心、快適で住みよい

まちづくりを行っていくためには都市計画は必要だと思っております。

全域にかける、かけないというのは、これからの問題でございますので、今後、十分しっかりと考えていきたいと思っております。

ちなみに、都市計画をしいている市町村、県内に56市町村ございますけれども、50市町村が都市計画をしいてございます。その中で、先ほど木内議員おっしゃいましたけれども、全域をしいているところ、それから一部のところもございます。それから都市計画税の問題もございますけれども、これは、都市計画税を取る、取らないは市の判断でございますので、例えば匝瑳市では都市計画税はかけておりません。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） そうすると全部かけるかかけないは今後ということでしょうか、今、都市計画税、取っても取らなくてもということですが、旧旭の場合は、確か2億3,000万円ぐらい現在都市計画税上がっていると思うんですが、これを旧3町を入れた場合には、やはり同じより幾らか低いんでしょうかね。大体わかりましたらちょっと教えてもらえればと思います。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 正確な数字でないということをご理解いただきたいと思います。私の方で推計いたしますと1億数千万円ぐらいになるかなと考えております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） どうもありがとうございました。

それでは次に、最後の広報紙の活用について二・三お尋ねをいたします。

今現在、旭市では定期的に月2回発行されておりますが、場合によっては、特集号を組む時期が来れば特集を組んでもいいのではないかなと、こうも考えるんですが、そうすると経費の面でやっぱり無理なのかしらね。銚子や匝瑳は月に1回しか出していなくて旭だけ2回出しているんですが、そのようなことはどうなんですか。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

秘書広報課長（加瀬寿一） それではお答え申し上げます。

木内議員おっしゃられるとおり月2回、1日と15日に広報を発行しております。今の発行形態ですと、1日号が大体これが基本の広報といたしまして16ページから24ページの間を基本として発行しています。15日は、これが補足的なものと考えてお知らせを中心に4ページから12ページ、それを年間通してのトータルの予算で多少若干増やしたり減らしたりと、必要な場合ですが、その1日号の中で若干ページを増やしながらか特集号という形で考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） 本当にこれ、広報をつくる方は本当に大変だと思ひます。たまたま合併して議会の広報委員になられた方から、いや広報をつくるのは大変だと、その苦勞話をいつも聞かされております。ですから、広報はよくできていると思ひます。いろいろ表紙にまず写真を入れて、一般の人の目を引いて、見開いていろいろな配慮をされているようでございます。縦書きにしたり横書きにしたり、間に写真を入れたり、本当のご苦勞よく分かります。よくやっているのは分かるんです。ですけれども、しかし、たまたま、今回健康診断が今実施されていまして申し込み用紙が来ないので行ったら、もうちょっと時期が過ぎているから駄目ですと断られてしまった。何でですかと聞いたら、それはちゃんともう広報に載っていたはずでしょうと、こう言われたというんです。せつかくの広報でも見逃してしまった場合とか、そういう場合もあるんですね。そうすると、そういった場合には、見ない人も悪いんですけれども、大事な記事はやはり小さくてもいいから2回ぐらい続けて出していただけるといいんじゃないかなと、こんなふうにも考えるんです。

そして、あと、先ほど言ひましたが、皆さんよくご苦勞してできているんですが、欲を言ひえば、もう少し最後までちゃんと見ていただけるような工夫があるんじゃないかなと思ひます。どうすれと言われれば私と言ひえないんですが、分かりませんけれども、例えば、広報の評論家の方々の意見を聞くとか、あるいは広報紙のコンテスト、各市のコンテスト、そういったようなものはあるんでしょうか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

秘書広報課長（加瀬寿一） それではお答え申し上げます。

2点あったかと思ひますが、まずは、市民の方からの声ということで、健康診断の情報が分からなかったということでございます。広報といたしましては、広報紙必ずある程度ページ組みを考えまして、このページには例えば、健康情報が載っている。このページには皆さ

んの活躍の情報が載っている。そういうふうには形をまずつくっておるんです。そうしまして、なるべくその形を崩さないで毎回全部頭から最後まで見る人少ないかと思しますので、そのページはまず健康を見てちょうだいよと、そういうふうには意識してはつくってはおります。健康診断の具体的な例なんです私ども何ともその辺言えないんですが、なるべく見ていただきたいと、私どもは見ていただけるように毎日反省しながら努力してつくっておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

また健康診断の関係につきましては、私の課は専門ではありませんので、ちょっと話間違いがあるかも知れませんが、健康カレンダーとか、そういう情報も出してありまして、年間一度カレンダーを3月に配布しております。その中でも確かそういう情報が入っていたかとも思ひます。そんなことをお願いしたいと思ひます。なるべく本当に皆さんに見てもらふ広報に努力したいと思ひます。

それと、広報づくりに関する専門家の意見を聞け、またコンテストの関係でございますが、広報担当で、そういう日本広報協会というのがございまして、それらの講習に出る機会もございまして。また、そこでやっているコンテストもありますので、その辺はまた挑戦していきたいと思ひております。

また、独自に職員の方、東総広報研究会という組織、この地域でございまして、それで写真の研修だとか、広報づくりの研修、これは定期的に年2回ほどやっております。お互いに情報交換しながらよりよいものをというふうには考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

11番（木内欽市） それでは、最後のご質問をさせていただきます。

たまたま健康診断、そのことではないですからちょっと気にしないでください。一応そういうのがあるといふことで、たまたま例ですみませんでした。

ですから、本日も朝刊に広報が入りました。やはり月曜日ですからチラシの枚数なんかも二十何枚か入っていました。このときにはきつと折り込み店にいて、広報が一番表の位置に来るようにはお願ひはしてあるんでしょね。いつも表になっているので、あれが中に入ってしまうと、もうチラシと一緒に捨てられてしまうというようなことがあるんで、そちらの方をよろしくお願ひをしたいと思います。

いずれにしても、四つの自治体が、県下で初めてです、二つ以上の自治体が合併したのは。そして広さは市原、君津、千葉、富津、鴨川、木更津、成田に次いで8番目の広さな

んです。この広さを先ほど言いましたが、もう議員の数は70名から26名に減っていて、そういった一般市民の情報を知り得るのは広報が一番多いのではないかなと、こんな気がしますので、ぜひ広報の皆さん、コンテストで1位をとるような意気込みで、期待をしていますのでよろしくお願いをして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中でございますが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時 5分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

滑 川 公 英

議長（嶋田茂樹） 引き続き一般質問を行います。

続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

8番（滑川公英） 故鈴木正道議員のご冥福をお祈りいたします。

平成19年6月旭市定例市議会におきまして発言の機会をいただき誠にありがとうございます。毎回変わりばえのしない質問かもしれませんがよろしくお願いいたします。

一般質問はセレモニーだと言われていますが、それだけではないと思います。いつまでたっても検討中という答えもセレモニーではないと思います。

大きく4項目についてお尋ねいたします。

1として、ごみ焼却場について、新川西岸遊正地区候補地反対の陳情について。

去る、5月15日、共和、嚶鳴地区全区長さん方が5,142人分の反対署名簿を市長に提出いたしました。当局はこの事実をどのように考えているのでしょうか。

2番目として、5月18日に東総文化会館で行われました住民説明会について、2月に行われました住民説明会の補足説明とのことですが、何名くらいの参加で、どのような状況だったのでしょうか。また説明会の周知期間が1週間とは、ほかに意図があったのでしょうか。

3番目として、いろいろな観点があると思いますが、リサイクル、CO₂削減の時代の流れの中で、旭市の1.8倍近い銚子市のごみを旭市で処分することに同意するのか。人口でいえば約3,000人多い銚子市が、1.8倍近いごみを出すというのは再資源化が、また分別収集が極めて遅れているのではないのでしょうか。焼却するということは、環境に対する負荷、地球温暖化に対する負荷が増加するということです。

ごみ処理の広域化計画については、平成9年5月28日、国の衛生環境173号通知により、広域化を進める、経過期間は平成19年までとするのが基本になっていると思います。平成17年4月11日に、各都道府県知事あてに環境事務次官から、循環型社会形成推進交付金交付要領についての通達がありました。市町村が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、循環型社会形成推進地域計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるために国が交付する交付金で、交付対象は人口5万人以上、または面積400平方キロ以上の地域計画対象地域を構成する市町村等、この通達を見ますと、国は単純焼却、直接埋め立ては補助金を廃止、循環型社会の形成を進めるために幅広い施設を対象に、人口5万人以上の市町村に交付するとのこと。このことは、平成17年6月銚子市議会で、当時の野平市長も答弁していることです。このような通達の中ですので、市町村の構成そのものを検討する時期に来ているのではないのでしょうか。

4番目として、4月10日銚子労働基準監督署の臨時検査について、その検査の対象と、その対象方法についてお尋ねします。

大きい2として、地域間格差の著しい狭隘道路の舗装について、旭市は医療と福祉のまちをうたっておりますが、旧旭市の時代から、4メートル以下の道路舗装の陳情をしておりますが、ある特定のところを除きほとんど舗装されていないのが現況です。高齢化社会を迎え、この議場の中にいる方々も、早世する方を除きいつか必ずなる高齢者です。シニアカーの方や車いすの方が安心して外出できる環境をつくることも行政の役目ではないのでしょうか。無駄だと思われるところにたくさんのお金をかけるより少しのお金で大勢の市民が潤う政策を実行していただきたいと思います。市道編入されていない生活道路の旧市町別の総延長と舗装率はどのようになっているのでしょうか。

2番目として、緊急性のない都市公園整備をなぜ優先するのでしょうか。生活道路整備にはさまざまな補助金や交付金の対象にはならないのでしょうか。

5月30日に行われた銚子連絡道路整備促進地区大会で、林幹雄代議士が生活イコール道路だと来賓あいさつを述べておりました。そのとおりだと思います。幹線道路や市道だけでな

く市の管理する4メートル以下の道路舗装と排水側溝、上水道の敷設を速やかに予算化すべきだと思いますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

大きい3として、旭中央病院建替工事費317億円の基本計画について。

先日の議員説明会におきまして、基本設計は5年ほど前から設計コンペし、今の横河設計事務所に決まったそうです。市長は、昨年の議会答弁で、建設委員会をつくり、患者、議員にも参加してもらおうと述べておりました。この建設工事を急ぐのであれば、一部事務組合化とか独立行政法人などの選択をすべきではないのでしょうか。これまでの負債 中央病院の負債です、153億円、今回の負債209億円をプラスすると362億円、平成19年度予算の売上げと言ったら申し訳ないんですけども、事業売上げが303億円、負債の方が60億円近く超過します。普通、一般企業に対する金融機関の貸し出し限度額は売上げが上限だと聞いております。医療機関だと、このリスクをとる必要はないのでしょうか。

4番目として、入札制度改革について。

入札制度改革につきましては、昨年度より議会でさまざまな提言がされてきました。一括発注をすると事務経費削減になり、分離分割発注よりコストが下がるとの説明でしたが、何か月もしないうちにメンテナンスの面で優れていないから分離分割発注に戻りました。朝令暮改です。そんなことで公の金を使う公共事業が進められていいのでしょうか。

我が旭市では、入札制度の改革が先送りされています。県内自治体の中で、すべての公共工事で一般競争入札制度を導入した佐倉市、船橋市、柏市、我孫子市、またことしから成田市、市川市も加わります。一般競争入札の設定金額を引き下げた千葉県、浦安市もあります。また、匝瑳市や銚子市は郵送事後審査方式制限付き一般競争入札、ダイレクト入札を今月より導入いたしました。このように、ほかの自治体から比べると旭市は対応が極めて遅いと思いますが、どのように改革していく方針なのでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 滑川議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私からは、ごみの焼却場問題のうちの1点目と3点目についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず1点目でありますけれども、新川西側の遊正地区を候補地としての広域の建設の処理

場の問題で、多くの皆さん方から反対陳情が出ているけれども、どのように受け止めているかという問題でありますけれども、非常に重く受け取っております。

私は、5月18日の二度目の説明会、東総文化会館で行ったんですけれども、そのときにもお答えをさせていただいております。どのくらい集まったら多いと思うのかというような問題に対しまして、私は、数の問題でなしに、こういった市民の皆さん方の声をしっかり受け止めて、そして十分ご理解をいただいた上で、建設に当たるなら当たっていく。その理解がいただければそれで無理押しをするようなことは絶対にしません。そのような約束をさせていただいております。今でもその考えに全く変わりはありません。そして、これまでの1回目が3か所で説明会を開きまして、2回目が東総文化会館で行ったわけでありまして、その折に出されましたいろいろな問題点について、いろいろな面から検討をさせていただいております。ですから、そういったことも市民の皆さん方に十分説明を申し上げながら、それでもご理解がいただけないということであれば、当然3市で相談をして、また考えていきたい、そのように考えております。

3点目の問題でありますけれども、ごみの焼却場をどうして広域でという問題でございますけれども、この件に関しては県とも常に相談をさせていただいておりますけれども、いまだに県の答えとしては、先ほど滑川議員から質問があったようなことも、いろいろな問題で3市別々に今の形で実行したんではまずいのか、それから、そうであれば2か所ではどうだとか、一つの運営体にして2か所ではどうだとかいろいろな問題で、県とも何とかひとつ交付金のちょうだいできるような形というものを1か所でなくてとることはできないのかというような話し合いもしているわけでありまして、現状で、県からちょうだいしているのは3市、広域で1か所という答えであります。

ですから、そういった面で検討をさせていただいておりますので銚子のごみの問題も旭市で受け入れるということであれば当然銚子市の分も匝瑳市の分も受け入れますし、また、逆に銚子市、あるいは今度は匝瑳市にお願いをするということになりますれば、我々のところのごみもお願いをしていかなければならないということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

こういった形で、精一杯住民の皆さん方の声に応えさせていただきながら、住民の皆さん方と一緒にこの問題解決をしていきたい、そのように考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思います。

私からは以上です。

議長（嶋田茂樹） 環境課長。

環境課長（平野修司） それでは、広域ごみの関係の2番目、5月18日の住民説明会の内容、参加者。それから4月10日の銚子労働基準監督署の臨時検査の関係でございます。

まず、第1点目の、5月18日の住民説明会の関係につきましては、196名の市民の方が参加されております。

質問者は、10人で、質問内容の主なものとして、建設費用はどのくらいか、ごみ焼却場をつくることによる健康被害が出るのではないかと、ごみ処理場は各市で行うこと。候補地の選定内容はどのように決めたか、車の渋滞があるのではないかと、排ガス規制による車両は、風評被害が心配、地価が下がるのでは、施設の安全性は大丈夫か、市街地になぜつくるのか等がありました。

次に、周知の関係でございますけれども、これは東総地区広域市町村圏の事務組合に確認しました。

それによりますと、まず会場の設定、人数、時間との調整を要したことや、回答書づくりに時間を要したことと3市との協議が必要であったこと。また、地元区長への配布日程が決まっていることなどによるものです。今後、このような場合には十分な余裕を持って通知等を行うことという話を聞いております。

次に、四つ目の銚子労働基準監督署の臨時検査の関係でございます。

滑川議員言われたように、4月10日に銚子労働基準監督署の臨時検査がありました。この臨時検査は、平成18年9月から10月に起こりました労災事故、無資格状態での業務内容等の是正勧告を受けたものでございます。

是正内容は6点あり、対応できるものはすぐに対応しました。また、既に報告も行ってありますし、改善状況の現地確認も行われております。

次に、6点の是正内容と対応策を報告いたします。

一つとして、破砕機等1.5メートルを超える作業箇所昇降用のはしご、安全柵の設備を設けること。これは既に設けております。

2番目としまして、フォークリフトの特定自主検査は、年1回は特定自主検査を実施すること。これについても4月12日、13日に実施しております。

3番目は、ダイオキシン類の濃度の測定を行うこと。これは7月に行います。

4番目は、酸素欠乏危険作業に従事するときは、空気呼吸器等の器具を設置すること。これは5月17日に器具を購入して、職員に説明もいたしました。

5番目が、特定化学物質、硫酸を取り扱う作業について、特定化学物質作業主任者を選任すること。これは、5月12日、13日に受講し、資格を取得をしております。1名しております。なお、もう1名については、6月19日、20日にやはり同じように講習会がありますので、受講させます。

6番目としまして、ダイオキシン類特別教育を実施すること。これにつきましては、6月25日に講習会がありますので職員2名を受講させます。是正内容等で既に改善を行っております。なお、作業の安全確保のための緩衝材の設置や作業場所に安全柵などを設けて安全策を図りました。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 狭隘な生活道路の舗装に関するご質問にお答えします。

1点目は、地区別の舗装率です。

滑川議員は、市道編入されない道路の内訳ということでございましたけれども、市道認定してある1,088キロメートルのうちの幅員4メートル未満、588キロメートルございます。この内訳を述べたいと思います。

旭地区119キロメートル、舗装率は41%です。

海上地区159キロメートル、舗装率は33%です。

飯岡地区123キロメートル、舗装率は65%です。

干潟地区187キロメートル、舗装率は53%です。

次に、道路の舗装に関する考え方ということでございましたので、これは本当に申し訳ないです。何度も同じことになってしまいますが、市道の舗装につきましては、以前からお答えしているとおり、幅員4メートル以上ということにさせていただきます。これは原則です。しかし、建物の状況や地形や地権者の同意等特殊事情があつて4メートル以上に拡幅できない場合には、狭隘道路の取り扱い要綱というのを定めてありますので、そこで道路舗装や側溝の工事だとかを行うことといたしております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） 病院事業につきましてお答えいたします。

病院の経営形態につきましてのご質問であります。病院の経営形態につきましては、これは病院が決める問題ではないと認識しております。再整備事業は現在のままの旭市立病

院として実施していったらどうだろうかというふうなことで進めております。

それから、建設委員会であります。現在、市の方から副市長、財政課長と内部から各部署の代表者というふうな構成で行っております。今後、まず議会にご披露したわけでありますので、各方面からいろいろご意見を取り入れていきたいと、このように思っております。

その他につきましては、事務部長の方からお答えさせます。

議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 私の方からは起債の関係のお答えを申し上げたいと思います。

現在の見込みでは、起債残高のピークは、平成22年度で、その額は310億円余りを想定しております。さっき滑川議員が360億円とおっしゃいましたが、これは年々返しておりますので、現在プラス借りるものがその額になるわけではございません。今の見通しですと310億円余りがピークというふうに考えております。

この額は、年間の医業収益、これは平成22年度で288億円と想定をしておりますので、その1.08倍ということになります。ですから1.08倍ですから、さほど大きな額ではないというふうに考えております。

また、起債の支払い額、元利償還額でございますけれども、これが料金収入に占める割合を見てみますと、これは全国平均を下回っております。したがって、当院の規模を考えますと大きな額ではないというふうに判断をしております。

今後は、さらに負担の軽減を図っていくために、県に対する補助金の要望なども行っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 副市長。

副市長（鈴木正美） 滑川議員の入札関係のご質問に対してお答えいたします。

県の方も入札の改革等を行っているということで、市の方が対応が若干遅いのではないかなというふうなご指摘でございます。

市におきましては、昨年来、12月以降の議会の議論等を踏まえまして、ことしの5月に旭市建設工事等入札及び契約制度の検討委員会を内部的に立ち上げました。昨年来いろいろ申し上げております一般競争入札で実施できる建設工事の金額等の引き下げ、あるいは旭市の郵送事後審査方式の制限付き一般競争入札、いわゆるダイレクト入札、こういったものの試行について、それから電子入札の導入年度の前倒しについて、こういったものについて、具体の検討に入りました。

こういった一般競争入札の実施導入に向けまして、必要な条件整備等をいろいろ議論をしながらよいものにしていきたいというふうに考えております。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） では、1問目からお願いいたします。

新川西岸遊正地区反対の陳情についてなんですけれども、市長は3月議会で、住民の声を無視して建設に踏み切る考えは毛頭ないと、今回の答弁でも重く受け止めていると、そういうような考えをお聞きいたしました。それは、広域の長の立場なのでしょうか、それとも旭市の市長としての立場なのでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 私は、旭市民に選んでいただいた市長であると同時に、東総広域の管理者でもあるわけですから、もちろん両面からの答弁でございます。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） そうすると、今の答弁をいただきますと、反対陳情については数は問題ないということで、先ほども答弁いただいておりますけれども、実際には、重く受け止めているということは、逆に言えばすごく前向きな答弁なのでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁をお願いします。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） これまでも説明会等で住民の皆さん方からいろいろなご意見が出ているわけです。私自身は、もうこれまでの数値から比べたらダイオキシンの問題でも何でも、本当に小さな数字になるんで、全く健康面でも何でも問題がない、であれば、その余熱利用等ができるということであれば、地域の皆さん方にプラスの面でお返しができるだろう、そのように考えて、あの場所でもいいのではないのかなという思いを持っていたわけでありましてけれども、そういった中でもさらに住民の皆さん方からはいろいろな懸念が出ているわけです。そういった懸念に対して、いろいろなところに相談をかけて、実際にそうなのかどうなのかという問いかけを今いろいろしております。

ダイオキシンの問題については、実は名古屋大学の大学院の教授をしているタケダ先生と言いましたが、その先生からダイオキシンは全く猛毒ではないよというような本が出ておるんですけれども、それに対しましても、東京大学の方へ、ちょうど大学院で環境の勉強をなされている方存じ上げている方がいるものですから、その方を通じて、こういった本が出て

いるけれどもそれはどうなんだという問い合わせをさせていただいております。そういった形で、いろいろな意味で住民の皆さん方の声が、実際に心配がないのかどうかという検討を担当と一緒にいろいろな角度から今実施をしております。この間も地元対策の協議会が開かれたわけでありましてけれども、その地元対策協議会でも1年置きに視察をするというのが、今年度も10月か11月ごろに視察をしたいということでございますから、そのときには、いわゆる7区の区長さんと副区長さんの集まりでありますから、平素は区長さんだけなんですけれども、視察のときには副区長さんも一緒に行ってもらっています。今度は市のバスを使っていくわけですから、地元の皆さん方、希望なされる皆さん方には一緒に行ってもらって、そういった施設も見てもらったら、こんなふう考えております。

と言いますのは、あそこから、では住民の皆さん方が反対だからでは私はそれやめたよというのは本当に簡単なんですけれども、広域での塵芥処理場というのはどこかで実施をしなければならぬわけでありまして。実施をするということであれば、では遊正地区がだめであれば別の場所へ行くわけですから。その地元の皆さん方にご理解をいただかなければならない、そのときに健康被害はあるけれども、ここでやるんだよということでは、もう全然話にならないわけでありまして。そういった意味で、きちんといろいろな角度から、私そのものはそういったことに詳しくれば、自分の考えで物をやれるんですけれども、全然そういった面では素人ですから、きちんとしたところに相談をして、で、そういったものをクリアできて、で、きちんとやっていきたい。避けて通る問題でないだけにひとつ議員さん方にも、その辺ご理解をいただいて、お力添えをぜひお願いをしたい、そのように思います。

住民の皆さん方の反対を押し切ってやるようなことは絶対にしませんので、その辺は信用をしていただきたい、そう思います。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 次に、5月18日に行われた住民説明会のことなんですけれども、その後も、5月18日が終わってから、各地区で反対の署名がまだ行われているという状況だそうなんですけれども、トータルとして、どのくらいの反対署名が集まっているのでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） それでは、反対陳情の関係でございますけれども、5月15日に、共和、嚶鳴地区区長会、つくも町内会、周辺住民の会で合計5,078名、6月1日に豊畑地区区長会1,114名、6月14日、きのうですけれども干潟南区、井戸野、若衆内、その他というこ

とで合計で1,178名で、トータルとしまして7,370名となっております。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

その中で、5月18日に、伊藤市長は8月までにこのことについて答えを出すという答弁をしたそうですが、その8月のタイムを切ったということは、それについてお聞きしたいと思いますが。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 当日集まっていた皆さん方の中から、期限は切れないかという質問がございました。そして、8月ごろまでにはどうかめどが立たないかという質問を受けて、8月ごろまでにはおおよその検討はできるだろう、そのように答えさせていただいております。この議会が終わりましたら、3市の首長の会議も開く予定になっておりますから、そういったところでも積極的にそういった集会の様子というものをきちんと伝えながら検討をさせていただきたい、そのように思います。できるだけ約束どおりの形が出せるように頑張りたい、そのように思います。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 先ほど地元対策協議会7区と言われましたけれども、これは旧旭市で、迷惑4施設に対する対策協議会だと思えます。今度範囲を広げまして、10区に範囲を広げたということがございますが、地元対策協議会イコール新しい遊正地区に建てる候補地に賛成しているわけではないと思えますが、その辺の当局のお考えをただしたいと思えます。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 地元対策協議会はまさしく今言われたように、あの周辺に環境施設が集中しておりますので、それらに基づいてつくっております。2年に1回は施設等を見てもらって、対象者は先ほど市長の方から言いましたように区長、あと副区長を含めた形でやっております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） では、労働基準監督署の臨時検査について。

なぜ報告が文教福祉ですか、委員会に報告が出たのは6月1日なんですけれども、4月1

日に臨時検査を受けているんですけれども、議員にもいち早く知らせるべきではなかったんじゃないでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 先ほども概略説明しましたですけれども、労働基準監督署が入りましたのは4月10日です。うちの方4月19日に労働基準監督署に行きまして、是正勧告の内容等を受領しに行きました。それを受けて、うちの方改善すべきものをやりました。その間に、議会の方にご報告等をやる機会がなかったものですから6月1日という形になってしまいました。申し訳ございませんでした。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 現在のごみの焼却場のごみの焼却1トン当たりの処理コストはいかほどになっておるんでしょうか。

このごみの焼却場は、まだ正式な新しいごみの焼却についてもし建つとしたら、総額で買収費と建設費でどのくらいになるんでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 1点目の現在の1トン当たりの処理料はちょっと申し訳ございません。今資料を持っておりませんので、後で報告したいと思います。

新施設の関係ですけれども、東総地区の広域市町村圏事務組合から聞いておりますのは建設費で160億円ほどという形でございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） では、まだ買収費用については、この前も資料にもありましたけれども、全然考えていないと。風評なんですけれども、そこにいる地域の方がおれは8,000万円入るとかと、そういううわさの話も出ているんですよね。

それと、今ごみごみと言っていますけれども、実際には、今、日本の企業の企業努力によりまして、火力発電所だとか、製鉄所、セメント会社、それから製紙会社とか、そういうところではごみを原料として燃やして、委託金をもらっていると、実際には、例えば石炭を買うとか、燃料を買うよりもトータルとして安くなると、そういうことで、例えば新日本製鉄につきましては、廃プラにつきまして、日本の3分の1を燃やしているそうなんです。です

から、我々のところでも……

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員に申し上げます。

ただいまの発言は通告にある質問ではありませんので注意します。

8番（滑川公英） はい。

ごみ焼却の委託金で、ごみを焼却しないでどこかへ持っていくということとはできないのでしょうか。そういう意味で言ったんですけれども。

議長（嶋田茂樹） 環境課長。

環境課長（平野修司） 1点目の、地権者の関係ですけれども、地権者の方から土地の買収申し込み、または組合、東広の方から売ってくれということは今現在やっておりません。またそういう形もありませんという報告を受けております。

2点目の方ですけれども、ちょっとその点よくわかりません。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、大きい3として。道路はもう年中言っていますので結構です。

3番目の、中央病院なんですけれども、3月議会で中央病院の負債がプラスされても23%くらい行くかいかないだろうと、実質起債制限比率でおさまるといようなことがありましたが、実際に、今回201億円の負債ということではありますが、どのような比率になるのでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 実質公債費負担比率ということだと思えますけれども、新しくと言いますか、5月に議員さん方に配られました計画、それに基づいて中央病院サイドの方で実際の償還はどのくらいになるということをちょっと詰めまして、再計算をいたしました。その結果、平成27年度で、現在の試算ですけれども21%程度ということで、若干下がってきております。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） では、3月答弁で、平成23年度くらいですか、その23%くらいと言ったのは、では正確に合っているということによろしいですか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也）　そうですね。再計算、試算いたしまして、およそ21%程度ということでございます。

議長（嶋田茂樹）　滑川公英議員。

8番（滑川公英）　ちょっと数字が違うと思いますけれども。

では、よろしいです。

あと、先ほど吉田院長は、中央病院としては市民病院であって、経営体の問題はないと、ただ我々市民といたしましては、たくさんの市債を抱えているにかかわらず、また201億円の市債を投入するわけですから、この中で、売上げ、要するに中央病院の事業収益のシミュレーションがいい方向にばかり出ているんですけれども、例えば、悪い方のシミュレーション等はしているのでしょうか。

議長（嶋田茂樹）　滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典）　悪い方のシミュレーションをしているのかというご質問でございますが、今回の再整備の収支見込みに当たりましては、入院、外来とも2.5%の単価の伸びを見込んでおります。これは過去4年間の伸びの平均が2.75%でありましたので、端数を切って少な目に見込んでいるわけでございます。

また、費用についても、できる限り実態を反映するように見込んでおります。

さらに、今後病院としても、増収対策とか、それから経費の節減努力をしていきます。

このことによりまして、今後の収支は、予測を上回っていくと、そういうふうに見込んでいる状態でございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹）　滑川公英議員。

8番（滑川公英）　どうもありがとうございました。

一番最後なんですけれども、入札制度改革につきまして検討しているということですが、旭市の職員の能力はほかの自治体の公務員よりスムーズさに本当に欠けているのでしょうか。ちょっとその辺が、何を考えてもいつも検討中とか、先送り、先送りと来ているというのは、どう考えてもおかしいと思うんで、できれば総務課長に。

議長（嶋田茂樹）　滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（高埜英俊）　本市の職員の資質としてスムーズさに欠けるのではないかと

指摘をいただきましたが、その辺についてはちょっと私の方でも何ともコメントのしようがないわけでございますけれども、やはり契約という大きな、まして金額の大きなものでございますから、堅実にやろうという意識が働いたということがあるのかもしれませんが。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 今回の議案に載っていますけれども、1月の議会で99.9%が二つありました、建設工事です。今回も99.9%です。そのときには、これからはよくなるように検討すると、でもまた99.9%では、これはどう考えても今の総務課長の答弁というのは疑いたくなるんですけれども。

それで、あと、分離分割発注、先ほどまだ返答をいただいていたんですけれども、分離分割発注に戻りました。それから今回の99%というのも分離分割で発注しておるのでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） なぜ戻ったかということでございますけれども、この前の議会でする議論しまして、分割しますと電気工事、そういったものが金額的に小さいものが出てきますので、これは地元でということ分割でやるということ切り替えてございます。99.9%、分割してからかということですが、やはりこれは分割して電気、機械設備は別に入札を行っております。

議長（嶋田茂樹） 伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 今回の財政課長の答弁に少し付け加えさせていただきたいと思っております。

予定価格から見ると非常に高止まりの数字になっておりますけれども、実は、設計価格というのが出てまいりまして、それが私のところに来て、私のところで、それから歩切りをさせてもらいます。何%か切らせていただいて、そして予定価格を設定して出させていただいております。そんな意味では、決して高止まりの金額ではないというふうに思っております。

私は、率直に言って、その設計価格と予定価格の違い、言ってしまうといいんではないかと思っている1人なんですけれども、その辺はあとは担当に任せますけれども、かなりの歩切りはしてございますので、そんな意味ではそんなに高いとは思っておりません。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

8番（滑川公英） 今回の議案にはなっていないんですけれども、先日の議員の協議会の中で、

同僚議員が、何で一つだけ89.5%になったんだと、そのような質問をしておりましたが、それは事務局としては何で89%になったかとらえておるのでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） なぜ1件が89%になったかということは原因は分かりません。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中でございますが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 55分

再開 午後 1時 0分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

景 山 岩 三 郎

議長（嶋田茂樹） 引き続き一般質問を行います。

続いて、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（7番 景山岩三郎 登壇）

7番（景山岩三郎） 平成19年6月定例会市議会において、旭市総合計画におけるリーディングプランに関して1点だけ一般質問をいたします。

旭市総合計画の中に医療福祉の郷をはじめとする三つの郷が上げられております。そして、主要施策の中に健康づくりの推進計画があり、その一つとして、健康増進、交流の場として健康パークの整備ということをして上げているわけですが、この健康パークの中にパークゴルフ場の整備がされつつあります。私も、海岸線に住む1人として、時折現場を見に行っております。今、この時期、海岸線に植栽された木、そして、張り詰められた芝生、このパークゴルフ場の整備により中谷里浜の景観が従来の海岸から一転し、まさに公園という感じがしてきました。私は、この健康パークの整備における効果というものを大きく三つ期待しております。

その最も大きな期待は、高齢社会における市民の健康づくりの場であると認識しておりま

す。この総合計画によりますと、目標最終年次における65歳以上の人口は4分の1を占めるとされており、いかに元気に楽しく、そして安心した老後を過ごせるかがこれからの市政に課された大きな問題であることは否めない事実であります。

もう一つの期待は、海岸環境保全からの効果であります。

海岸線の砂防、防潮、ごみの不法投棄の防止にもつながってくるのが予想されます。恐らくパークゴルフ場の植栽の成長は、将来において後背地の民家を塩害から守り、地域の環境保全と緑による安らぎという効果を生み出すのではないかと思います。

さらにもう一つの期待は、景観のよい刑部岬から、飯岡海岸、飯岡荘、かんぼの宿から健康パークにつながる本市海岸線に拠点がポイント的に存在し、観光振興と交流の場が造成されることでもあります。3月議会でも、同僚議員から、当地域の観光施設の整備に関する質問がありましたが、これによる経済効果というものも十分期待できるものではないかと考えております。高度成長期にも過去をさかのぼりますと、地方自治体の行財政運営における失敗例というものは少なくありません。

先月の中旬と思いますが、NHKの特集番組で、「これからのニッポン、止められますか地方の衰退」が放映されておりました。ご覧になられた方もあると思います。地方自治体の財政破たん例、地方衰退の責任、地方の自立など、一般市民と有識者の激論が交わされておりました。これを見ながら、市民の市政への参加は当然のことではあります。我々議会議員は、市民の代表として市政の主眼をどこに向けるか、市政のチェック機能としてだけでなく、大局的な見地から、将来の旭市のあるべき姿を、議会も市当局と一緒に考えて、責任を持っていくという時代になったんだなというのを感じていた次第です。

こういうことから、今日の施設整備等のあり方は単一的な方法、施策であってはならないと思います。一つの施策の生み出す効果、その効果がほかの施策に影響し、さらにほかの施策がほかの施策を刺激するという相乗的に作用しながらその効果を大きくしていくという施策がこれからは大事なことではないかと考えるものであります。したがって、この健康パークの整備による相乗効果を期待し、この計画が新しい旭市の発展のための施策として大いに称賛する価値があると思うものであります。

パークゴルフ場の芝の緑も日一日と青さを増してきました。

そこで、本題の質問に入るわけですが、市当局においては、今現在におけるこの施設の運営をどのような形にするか。考えを持っていればお伺いしたいと思っています。

というのは、この施設は市民の健康づくりという大きな政策理念があります。すべての市

民が利用されるというものではないと思います。また、外来の客も多くあるかと思ひます。円滑な施設運営のためには、利用者数と使用料、年間の施設運営費との関係などから、適正な使用料をどう求めていくか考えなければなりません。また、トレーニングルームとの併用をどうするのかという問題もあります。市が運営するのだから無償とか、非常に安いことはあってはならないと思ひます。こういうことから、自治体運営、民間運営の同規模施設の利用状況、使用料、年間の施設維持管理コスト、運営の形態等、そろそろ検討を始めてもいいのではないかとと思ひますが、お考えをお聞きしたいと思ひます。

また、既にほかの施設の運営状況を調査されたという施設があれば、概要でも結構ですからお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

議長（嶋田茂樹） 景山岩三郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） では、健康パークの件につきましてお答えさせていただきます。

景山議員ご承知のとおり、健康パークの設置目的というのは、市民の健康増進と、それから海岸地域の振興と活性化を目的にしております。

質問の、まず施設の運営の形でございますけれども、今、庁内の検討委員会で十分運営形態等を検討中でございます。まず、利用料ですね、これはまだ検討中でございます。もう少しばらくお待ちいただきたいと思ひます。

この決定に当たりましては、この施設の設置目的、それから運営における収支面、それから、また他のパークゴルフ場の状況等を参考にして決めていきたいと考えております。

それから、利用者数でございましてけれども、年間およそ1万2,000人程度を想定してございます。想定の方にはいろいろございまして。民間のコンサルタント会社などの想定数字、データですね、それを使用するとかなりの利用者になってまいりますので、これらによるデータ等は使用しないで、独自で想定させていただきました。

それから、施設の年間維持管理費についてでございますけれども、日常的な施設管理、それから受付業務等、これらに500万円ほど、それから植栽など芝ですね。樹木、芝などの維持管理費に約700万円、それからあと電気とか水道とか、そういう光熱水費に300万円、合計で1,500万円ほどの経費が必要かなと現在考えております。

それから、トレーニングルームの併用についてでございますけれども、今現在福祉センターにあるんですが、これを今度はパークゴルフ場に管理棟を設置しますのでそちらに移させ

ていただきます。なぜかと言いますと、今あるトレーニングルームを使用する方々から、使用するに当たって集中できない。また、今よりも環境のよい場所、現在非常に狭いですから、そういった苦情や意見がありましたので、私どもは利用者の方々にアンケートをとらせていただきました。その結果、やはり先ほども申しましたとおりでございました。それによりまして、管理棟の方に、非常にロケーションがいいですから2階部分に設置させていただくことに決めさせていただきました。これによりまして、お互いの施設の関連性を十分発揮できるようにしまして、お互いに相乗効果を図っていきたいと考えております。

それから、他の施設の調査状況でございますけれども、県内外の民間、それから公営のパークゴルフ場を調査させていただきました。同規模程度の18ホールです。これを調べました結果、使用料、利用料金なんですけれども1回のプレー料金は安いところは200円、無料のところも当然ございますけれども、200円から1,100円ぐらいまで非常に幅がございます。民間ですとかなりもっと、これは公営の値段が平均的な200円から1,100円ということになります。平均的には500円前後が多かったですね。

それから、利用者数なんですけど、やはり都市部、それから地方部、それから観光地などにある場所、要するに立地条件の違いによりましてかなりの幅がありまして、少ないところは数千人、多いところは数十万人と幅がございます。やはり都市部、観光地などでは利用者が非常に多い傾向でございます。

それから、施設の運営状況は、やはり今公営施設では指定管理者により運営を行っているところが多く見受けられます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 景山岩三郎議員。

7番（景山岩三郎） では2回目の質問をさせていただきます。

1回目の質問で、今、課長が答えてくれました適正な使用料をどう求めていくかということでありましたが、そこでこの施設の運営や使用料を定めるに当たっては、市民を含めた第三者機関を設け、その意見を聞いたらどうかと思うんですけれども。従来使用料運営指針については、一部を除き市当局の示す額が基本になっておりましたが、住民参加による市民の声を聞く市民と協働による運営というものもこれから自治体で考えていったらどうかなと思うんですけれども。

そして、お客さんも来てもらわなくてはしょうがないわけですから、旭市には、飯岡荘というすばらしい施設があるんですから、お客さんが来たらそこへ少し割引とかできるとか、

支配人、ねえ。そういうこともぜひ考えてもらいたいと思います。

あと、トレーニングルームは市内に4か所ほどあるんですが、私もちょっと勉強不足だったんですけれども全部担当課が違うんですよね。これどういう目的で使えるかどうか、ちょっと説明していただけますか。お願いいたします。

そしてまた、旧旭市の時代に、北海道の幕別町ですかパークゴルフ発祥の地、視察に行ったときに、学校の体育の授業や総合学習で利用しているということをちょっと耳にしたことがあります。そこで、やはり老若男女、皆さんができるような施設になってもらいたいと思いますので、教育長どういうふう考えているのかどうか、学校の体育の時間や総合学習で取り入れてはどうかと、私は思っております。その辺をちょっとご答弁願いたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 景山岩三郎議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） それでは、パークゴルフ場の運営について、私の方からお答えをさせていただきます。

今、景山議員からご指摘があったとおりでございます。いろいろな意味でかんぼの宿、あるいは飯岡荘のお客を招く一つ的手段にもこれを利用させていただきたい、活用させていただきたい、そのようなことで、その辺の相談は十分させてもらっています。これからも、どんな形で値引きをさせてもらうのか、その辺の検討を十分していきたい。

それと、先ほどの質問の内容にもございましたように、まさに健康づくりの場というのが一つの大きな目的でありますから、特に高齢者の皆さん方等にご利用をいただいたときには、月に1回やそこらはできれば除草等でお手伝いをいただいて、そのときにはどうするというようなことも含めて検討していきたい、そのように考えています。

今は、このパークゴルフ協会でありますけれども、既に100人くらいの会員が集まっているようです。この間も海上の方の皆さん方から、どこへ申し込んだらいいんだというような問い合わせもございました。ですから知っている方をご紹介しておきましたけれども、そういった会の代表の皆さん方にも入っていただいて、価格なり、運用の仕方というのを十分検討していきたい。そのように思いますし、学校の総合学習の時間なんかにもという話がございましたけれども、その辺も教育長の方をお願いをして積極的に活用ができるように、できれば高齢者の皆さん方と子どもたちの交流がそこでもてれば、なお心身の健康の面でいいのかなと、そんなことも考えておりますのでよろしく願いをいたします。

議長（嶋田茂樹） 健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） それでは、同様の施設ということで、まず、健康管理課所管の健康増進センターの方からご説明させていただきます。

健康増進センターは、高齢者の介護を予防するという目的で国庫補助金、介護予防拠点整備事業補助金を利用してできた施設でございます。

高齢者の介護予防ということから、施設の利用料は市内在住者の65歳以上は無料となっており、市内在住者の65歳未満の使用料は2時間以下は無料、2時間を超えた場合は、超えた1時間につき200円を徴収することになっております。

また、健康増進センターは、登録方式をとっておりますので、登録申請する際は健康状態を入念にチェックしまして、健康状態によっては医師の診断を仰ぐ場合もございます。

以上、健康増進センターの利用の形態について私の方から説明させていただきました。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） 私の方からは、総合体育館にありますトレーニングセンターの関係。

総合体育館のトレーニングセンターにつきましては、ご承知のとおり健康増進、体力向上、つまり市民の皆様方の健康づくり、体力づくりの場として一般に供用をしております。毎年多くの方々に利用していただいております。平成18年度で言いますと年間3万9,106人の利用があります。過去5年間の実績を見ましても、同程度の利用をされている状況であります。

以上であります。

議長（嶋田茂樹） 教育長。

教育長（米本弥栄子） それでは、市長からもお話がありましたように、このパークゴルフ場につきましては、過去にそこに視察に行ったときの状況をお聞きしたことがございますが、北海道でしたか、そこではやはり子どもたちもみんなそういうようなことでそれを活用しているというような報告をいただきました。まだ、どのようにということは施設等も見ておりませんのでわかりませんが、総合学習等、そういうところで子どもたちも老人と一緒にできるということがございますので、機会があれば学校にも研究してもらって活用させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） それでは、旭市健康福祉センターの関係につきまして申し上げますと、健康福祉センターにつきましては、この施設を利用しまして地域のコミュニティの醸成ですとか、それから高齢者の皆様を中心としました福祉の増進を図っていくということを目的に設置をしてございます。

その中に、トレーニング施設 先ほど都市整備課長の方からお話ありましたけれども、ございますが、これは、おふろを目的に来場される一般の方、そういう方につきましてもそうですが、また、介護予防を目的としました高齢者の皆さんまで幅広く利用をされていただいております。

それで、この利用につきまして申し上げますと、なかなか一般の方に開放をしてはおりませんが、一般の利用者の方はさほど多くはございません。それでトレーナーの指導のもとに介護予防の筋力トレーニングをされる高齢者の皆さんの利用が極めて多い、そういう状況となっております。

利用料につきましては、トレーニング施設を分けて利用料をちょうだいしているわけではございませんので、一般のおふろに入ってカラオケをなさる、そういうお客さんと一緒の料金をちょうだいしております。それで、1日利用ですと400円、月の登録で利用されるという方につきましては2,000円をちょうだいしております。平成18年度の実績で申し上げますと、トレーニングの部分が明確にはなっておりませんがおおむね年間4,000人くらいのお客さんにご利用をいただいておりますという状況になっております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 景山岩三郎議員。

7番（景山岩三郎） 3回目のちょっと質問というよりも要望として答弁は要りませんから。

このパークゴルフ場は、近隣市にはないような施設です。そこで、旭に、先ほども課長より説明を受けましたけれども、飯岡、海上にも大変立派な健康に関しての施設があります。また、飯岡には飯岡荘という、サーファーのお客さんも大変来るし、そういうところなので、ぜひ相乗効果を期待するためにも、来たお客さんにやるなら多少の特典を上げますよとか、そういうことも一つ考えてもらいたいですね。

あと、休みになりますと海岸線はサーファーとか、いろいろなお客さんが来ますので、また特に高齢者の皆さんには優しい施設を考えてひとつお願いということで、一般質問を終わりますので、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 景山岩三郎議員の一般質問を終わります。

伊 藤 房 代

議長（嶋田茂樹） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（ 4 番 伊藤房代 登壇 ）

4 番（伊藤房代） 平成19年6月第2回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、まことにありがとうございます。

今回、私は、4点の質問をさせていただきます。

1点目、妊婦健康診査について。

2点目、子育て支援について。

3点目、シルバー人材の雇用について。

4点目、年金問題について質問させていただきます。

まず1点目、妊婦健康診査について質問いたします。

公費による妊婦の無料健診、市町村が実施主体の回数は現在全国平均で2.14回、平成16年度実績となっています。費用は地方交付税措置ですが、従来国の予算に計上されてきた妊産婦健診費用の助成はおおむね2回分として130億円が財政措置されてきました。これが平成19年度は、子育て支援事業、これまで200億円と合わせて約700億円になりました。愛知県大府市では、妊産婦無料健診を従来の3回から15回に増やす。また、10月からは、中学卒業までの子どもの医療費を無料化する。妊婦には、母子健康手帳交付時に受診券が配布されるとなっています。奈良県橿原市の例ですが、妊産婦健診は1回の血液検査で1万2,000円から1万3,000円かかる、このうち7,210円を市が負担し、残りを本人が負担するとなり、出産までかなりの経済負担になるため助成制度を拡充してとの声で3回の無料となったと言われております。

我が旭市としましては、妊婦健康診査は、2回まで無料となっております。受けるべき健康診査の回数の原則は 妊娠初期から23週、4週間に1回、 妊娠24週から35週、2週間に1回、 妊娠36週以降分娩まで1週間に1回、厚生労働省の通知によりこれに沿って受診した場合妊娠初期から分娩まで、大体14回程度の健康診査の基準となり、健康診査を受けるように勧めなければなりません。妊産婦健診は出産まで約15回、出産後2回程度の健診を受けるのが一般的ケースです。15回から17回となれば、13回ないし15回は自己負担となり、大きな負担増になります。少子化の時代と言われております現在、安心して子どもを産めるよう

に妊婦健康診査無料健診の回数を増やすことはできないのでしょうか質問します。

2点目、子育て支援について。乳幼児医療費助成について。

県の通院費の助成対象は現在3歳未満(2歳児)までで、ことし10月から4歳未満(3歳児)までに引き上げられる。これに対し県内約半数の市町村は県より手厚い助成を行っていた。横芝光町が、昨年10月、対象を小学生までに拡充したほか、袖ヶ浦市も、ことし9月以降、小学生までとする。就学前までとしているのは千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、成田市、習志野市、勝浦市、流山市、八千代市、君津市、浦安市、印西市、南房総市、いすみ市、本埜村、東庄町、一宮町、睦沢町、長生村、沼南町、大多喜町、鋸南町が、8月には、市原市、我孫子市、四街道市、白井市、山武市、大網白里町、長柄町の7市町も引き上げる。5歳未満としているのは、佐倉市、8月から柏市、多古町も、また4歳未満としているのは松戸市、鎌ヶ谷市、八街市、8月から栄町もとなっています。入院費については、県が昨年8月に助成対象を就学前入院1日目からに拡大した。習志野市と大多喜町は、4月から入院費の助成対象を小学生までに拡大した。いすみ市、横芝光町、8月から市原市、9月から袖ヶ浦市も予定しているとのこと。他の市町村は就学前、または小学6年生まで、または中学3年生まで、医療費の無料化が進んでおります。旭市は、3歳未満までと聞いていますが市長としてはどのように考えているのか質問します。

3点目、シルバー人材の雇用について。

現在、高齢者の増加、団塊世代の時代と言われております。退職の年代になっても元気である方、働きたいと考える人もだれもが働き続けられるように、仕事の募集、採用における年齢制限の禁止、高年齢者雇用安定法が改正され、昨年2006年4月から定年が65歳未満の企業に対し(1)継続雇用制度の導入、現に雇用している高年齢者が希望するときは定年後も引き続いて雇用する制度。(2)定年の引き上げ。(3)定年制の廃止のいずれかの措置を講じなければなりません。

さらに、ことしの4月から、定年制廃止か、定年を70歳以上に引き上げる中小企業に最大160万円を支給するなどの定年引き上げ奨励金制度が始まります。

しかし、元気であり働こうと思っても、現実には自分には何の資格もない、経験もないという人もいます。そのシルバー世代の人たちに自分に合った仕事につくため、生きがいを持っていただくための支援はできないでしょうか。

例えば、植木職アシスタント講習や、在宅ヘルパー2級と介護事務講習、病院食調理アシスタント講習、施設警備スタッフなどの免許などを習得して、自信を持って再就職ができる

ように応援し、地域に住むシルバーの方々の地域の貢献、長年の地道な活動の蓄積、伝統は、シルバー年代の方々にとっても地域にとっても大きな財産であり、地域の発展にもつながり、生きがいにも通ずると考えます。いろいろと応援してはいかがでしょうか質問します。

4点目、年金問題について。

今、一番問題になっている年金問題の件ですが、年金記録が宙に浮いたり消えたりしている問題の対策を明らかにし、本来の年金額を受給していなかった場合、現行制度では差額を受け取れるのは過去5年分だけだが、時効を無くして全額受け取れるような法案をつくり、領収書以外の証拠でも年金を支払う考えをしました。しかし、本人申し出を前提とする申請主義としています。旭市では、佐原の社会保険事務所に行って申請をしなければなりません。私も年金のことでバスを使って佐原まで行き、順番の番号をもらい、2時間待って申請することができるかどうか相談をし、一日がかりで行ったことがありました。それでも、一日では結果が分からず、今度は予約をしてくださと言われてました。旭から一日がかりで佐原の社会保険事務所に行くこと、高齢で一日がかりで旭より佐原へバスに乗ってすぐに結果も出ない、分からないで帰ってくる。こんなことでは大変だと思います。社会保険事務所より月に一・二回でも旭市へ出張してきてもらえることはできないのでしょうか、市長より佐原の社会保険事務所に要請してはいただけないでしょうか質問します。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇ください。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 今回の伊藤議員の質問は課長答弁でと考えていたんですけども、市長にということで名指しがございましたから、2点ほどお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、子育て支援の問題で、乳幼児の医療費の助成という問題であります。

ご指摘のとおり、現在旭市では、医療費の助成については、県の基準と同様に3歳未満の子どもの入院、通院及び3歳から就学前の子どもが入院に要した医療費を助成しております。これを県が10月より子どもの入院、通院の対象を3歳未満から4歳未満に引き上げる予定ですので、それに倣って本市においても、その方向で今準備を進めているところでございます。

さらに、その上の年代までの助成という問題につきましては、これから担当の課の方と相談をさせていただきたい、そのようにお答えをさせていただきたいと思いません。前向きに少

し検討をさせていただきたいと思います。

それから、厚生年金の問題で、佐原の社会保険事務所を週に1回でも市の方に招けないか、ここで相談に応じれないかという問題でございますけれども、この件につきましては、佐原事務所の方へ要請は行わさせていただきたいと思います。ただ、その答えは少し時間をいただきたいと思います。

私からは以上です。

議長（嶋田茂樹） 健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） それでは、私は1点目の妊婦健康診査についてご答弁させていただきます。

妊婦健康診査については、母子健康手帳を交付の際に公費で負担する医療機関委託妊婦一般健康診査受診票を交付しております。この受診票で2回の受診ができます。妊婦の無料健診拡大であります。伊藤議員おっしゃるとおり、厚生労働省からの妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についての通知では13回から14回程度が望ましいということになっておりますけれども、財政厳しい場合においては、最低5回程度は公費負担を実施することが原則であるとの考えから、県内各市町村では対応を検討中ということでございます。本市におきましても、十分これについても検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） それでは、伊藤議員のシルバー人材の雇用ということでお答えをいたします。

伊藤議員からは、継続雇用ですとか、それから定年の引き上げですとか、そういうお話ございましたが、高齢者雇用という、そういう広いとらえ方ですとなかなかお答えに難しい部分がございますので、社会福祉課の方が関係しておりますシルバー人材センターにおける取り組みということに限ってお答えをさせていただきたいと思います。

シルバー人材センターにつきましては、もう伊藤議員ご承知のように、定年を迎えた方や、家業を子どもさんに譲られた方、そしてもう就職は望まないけれども健康や生きがいのために仕事をしていきたいと考えていらっしゃる方々に対しまして、一般家庭の家事ですとか、専門的な技術を活用できる仕事などを引き受けて、そしてそれらを提供している公共的、広域的な団体で、常に会員は募集しております。

いろいろな講座の持ち方というようなことでご質問ございましたが、県のシルバー人材セ

ンター連合会が厚生労働省の委託を受けまして行っておりますシニアワークプログラム事業という事業がございます。高齢者のこれは生きがい対策としまして、就業機会の確保を促進していくことを目的とした事業でございます。技能講習等を中心に実施をしておりますが、本日、発行をいたしました「広報あさひ」にも掲載をさせていただきましたけれども、ホームヘルパー2級の養成講座が今回実施をしますということで載せてございます。そしてまた、2月には経理の関係でいろいろと必要になってきますパソコンの講習会、これらも予定をしているところでございます。

そしてまた、市のシルバー人材センター独自の取り組みということでございますが、草刈り講習会ですとか、植木の刈り込み等の講習会、これらは毎年センターの方で単独で実施をしておりますし、今年度もこれから実施をさせていただく予定になっております。

いずれにいたしましても、シルバー人材センターに登録をいただいている方のおおむね6割、そしてまた、センターが受注をしております仕事の半分以上を、これらが一般的な軽作業を受注し、提供しているというようなことになっておりますので、必ずしも技術を必要とするそういう作業ばかりではございませんので、多くの皆様に会員としてご登録をいただくということを改めてお願いをさせていただきまして回答とさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 再質問させていただきます。

1点目のところの妊婦健康診査の公費負担の回数、いわば給付の方法ですけれども、市町村が決めるということで、これから検討をして最低5回、市町村としても検討をしていくということでございますが、これからいつまでにどのような検討をするのかももう少し詳しく教えていただければと思います。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） 実は、船橋市が市長会の会長をしております、船橋市の方で、その辺のアンケートなどを今して、各県内市町村の意見をしております。それと、京葉地域の13市で当然船橋市も入っているんですけども、その京葉地区の協議会の中でも検討しているようでございます。それで、回数は大体今の案では5回程度というのは、その辺の形になると思いますけれども、健診項目と料金については、医師会とまたこれから交渉して船橋市の市長会の方で交渉していただけるというようなお話を聞いております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 例えば、5回程度の検討ということですがけれども、例えば補正を組んでやるとか、そういうことは考えておりませんか。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） 先ほども申し上げましたけれども、市長会の方では、一応平成20年の4月、来年の4月からということで話は進めているようでございます。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） これは要望になるかと思うんですけれども、私は、やはり愛知県の大府市のように、旭市でも、妊婦には、従来より12回増やし14回に、また産婦には新たに1回分を公費負担をし、ほぼ無料ですべての健診ができるように安心して産み、育てられるようにまた検討していただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

2点目の、子どもの医療費についてですけれども、例えば乳幼児医療費支給事業を、例えば子ども医療費支給事業に改めて、これは例なんですけれども、例えば、就学前まで入院、通院費を無料としていたものを大幅に拡充して、中学卒業まで、15歳の年度末まで入院、通院費ともに10月診療分から無料にするというような所得制限もない、そういうようなところも本当にありますので、私の思いとしましては、旭市もやはり子育て支援の一環としまして、せめて小学校まで入院、通院費ともに引き上げることはできないか、再度質問いたします。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

健康管理課長（小長谷 博） 小学校前までやりますと、財政的にはかなり厳しいものになるかと思えますけれども、もう一つとしては、自己負担の200円というのがあるんですけれども、その辺からちょっと検討させていただきたいなとは思っております。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 次の、3点目のところのシルバー人材の講座の開催ということで、もう少し、講座の拡大というものは考えておりますでしょうか。現在よりも増やすということは考えておりますでしょうか。質問いたします。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） これシルバー人材センターの方の理事会等でご要望の作業のご依頼というんでしょうか、そういう部分での対応に合わせた形の技術の習得というようなことでの講座の持ち方、その辺を十分検討を加えながら適切に対応をさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 例えば、シルバー人材センターの会員の方が指導して、例えば書道教室とか、生け花教室だとか、またいろいろなそういう教室の、年に何回、例えば年に2回だとか、そういうことは考えておりますでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） シルバー人材センターの方からそういう、場合によっては講師たるべき者の派遣という、そういうシルバーの受け方というものもあるんでしょうけれども、いずれにしても、今の生け花ですとか、そういう部分につきましては、生涯学習課の方の公民館活動等で違う部分でまた講座等を設けておりますので、そちらのPRを十分にさせていくような、そういう考え方でおります。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） 最後の4点目の佐原社会保険事務所の方からの出張ということで、以前、年金の相談で2か月に1回でしたかしら、やっていたかと思うんですけども、現在はその辺はどのようになっておりますでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） 社会保険庁からの年金の出張相談でございますけれども、昨年の9月から奇数月、9月から始まりまして、2か月に一遍ずつやっております、ことしの3月までやっておりました。また、ことしにつきましては、一応7月からまたやっておいただく考えでおったんですけども、今回の年金問題について、ちょっと社会保険事務所の方もだいぶ混乱しております、その辺について人がとられてしまうということで、今現在につきましては、先ほども市長申しましたように、再度うちの方で強く要請していくものがございますけれども、今現在いつから再開というのはちょっと見通しついておりません。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

4番（伊藤房代） そうしましたら、今やはり一番皆さん関心もあるし、また大事なときだと思いますので、どうかここは伊藤市長の方にお骨折りいただいて、月に最低2回は来ていただけるように努力していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

向 後 和 夫

議長（嶋田茂樹） 続いて、向後和夫議員、ご登壇願います。

（20番 向後和夫 登壇）

20番（向後和夫） 20番、向後和夫です。

平成19年第2回定例会における一般質問をさせていただきます。

それに先立ちまして、先般亡くなられました鈴木正道議員のご冥福の方を心からお祈りを申し上げます。

質問につきましては、飯岡の観光という中で、国民宿舎飯岡荘の新名称の公募についてお伺いをいたします。

合併後旭市は、農業産出額千葉県第1位、飯岡漁港に水揚げされる漁獲量は県内第2位という、食の郷として、また大都会の台所として、非常に重要な位置づけにあるわけであります。また医療圏人口100万人という旭中央病院を持つ医療の郷でもあります。

そして、交流の郷という中で、旭市の観光拠点として飯岡があるわけであります。飯岡の観光につきましては、旧飯岡町時代、少子・高齢化、また長引く不況の中で人口増を図るのは非常に難しいと、しかし九十九里浜の東端、飯岡漁港あり、飯岡灯台あり、そしてまた灯台から見る景観、朝日、夕日、夜景、それぞれが日本百選に選ばれております。また、後背地には、刑部岬を配し、そういった地の利を生かした観光による交流人口増を図ろうと、町と観光協会、町民と一体となりまして、1人でも多くの方々に飯岡においでをいただこうと努力を重ねてまいりました。

また、歴代の町長も、国・県との太いパイプを生かしながら、漁港を埋め立ててのみなと公園の整備、上永井展望館光と風の建設、国道126号灯台入り口から灯台までの道路の拡幅、駐車場の整備等、施設整備を行い、観光協会としては、観光飯岡をアピールのために、東京の主要駅において特産であるイワシ丸干し、そしてみりん干しの無料配布等を行い、また主

要駅に観光ポスターの掲示を行って飯岡観光のPRを図ってまいりました。

また、体育協会による冬の飯岡しおさいマラソン大会、町の有志による夏のいいおかYOU・遊フェスティバル、それぞれ18回、19回を迎え、観光飯岡の地名度アップに大きく貢献をしております。

そういった努力が実り、今飯岡を訪れる観光客は、100万人を超えてきております。そして、その飯岡観光の表玄関として国民宿舎飯岡荘があるわけでありまして。そしてまた、飯岡の旧町民にとりまして飯岡のシンボルでもあったわけでありまして。

私が、このように長々と飯岡の観光について述べてきた理由は、私は、今現在、飯岡の観光協会の会長をやっております。そして、過去、飯岡町観光協会も一体となって交流人口増に向けて頑張ってきたのですが、今回、名称を変更に当たりまして、私、意見を述べることもできずにこの名称変更が決まってしまうわけでありまして。どのような理由で新名称の公募が行われるのかお伺いをいたしまして、第1回目の質問を終わります。

議長（嶋田茂樹） 向後和夫議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 向後和夫議員の質問に対しまして、私の観光に対する思いを述べさせていただいて、そして、細部にわたりましては支配人の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

飯岡の向後議員、観光協会の会長を務めておいででございますけれども、皆さん方の観光に対する思いというのは、私ももう十分承知をさせていただいております。そういった中で飯岡荘が占めている位置というの、大きさというの十分理解をさせていただいております。

で、ご案内のように、飯岡荘を残念ながらこのところ実績が年々落ちてきておりまして、現在のままではなかなかお客様のニーズに応えられない。このままでいったんでは、あの飯岡の海岸の施設の拠点が維持ができなくなってしまう。そういった思いから、国民宿舎運営委員の皆さん方とこれまで毎月のように協議をさせていただいてまいっております。そして専門家の方々、コンサルタント、あるいはそういった道の方々の知恵をかしていただきながら、しっかりと経営診断をしていただいて、そしてどうしたらいいのかということになって、今のままでは少し難しいだろう。旭市には食材なら何でもそろうという非常に大きな利点というのがあるんだから、それを生かした食彩の宿という形がいいだろう、ということで、

議会の方にもこういった形にリニューアルがしたいという提案はさせていただいておりますけれども、そういった中で、名前も少し飯岡荘から変えた方がいいのではないのかという意見が出てまいりました。私自身も、向後会長と全く同じでありまして、この飯岡の拠点から飯岡荘の飯岡の名前をとってしまっているのかという話もさせていただきました。飯岡の区長会の会長も、この運営協議会の委員として加わっていただいておりますし、同時に商工会の飯岡の副会長、今商工会そのものは旭市全体一つになっておりますから、当時の会長が副会長を務めておられますから、その方にも加わっていただいております。そういった中で、飯岡という名前はしっかりと残した方がいいだろう。そういったお話もさせていただいて、この名称変更になってきているわけでありまして。

そんな意味で、これから観光協会の向後議員の方から、そういったお話も出たわけでありまして、その辺をできれば、その後の事務手続きがどのくらいまで進んでいるのか、ちょっと私ははかりかねるところがありますものですから、その後は支配人に答えてもらいますけれども、もし、間に合うということで、飯岡の名前というものを残すという必要があるということであれば、その辺なんかも検討をさせていただきたい。そのように思います。

ともあれ、飯岡荘そのもの全体をリニューアルをして、それで相変わらず国民宿舎飯岡荘では少し売り込むのに弱いだろう。そういった意見が大半を占めていたというのが事実であります。

私からは、以上で、あとの細部に関しては、支配人の方からお答えをさせていただきたいと思っております。観光の拠点であるということには全く違いはございませんので、よろしく願いをしたいと思います。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 飯岡荘支配人。

飯岡荘支配人（野口國男） それでは、向後議員のご質問、若干補足をさせていただきます。

名称の公募ということで、今までの経緯につきまして、若干説明させていただきます。

まず、国民宿舎経営ですけれども、飯岡荘を含めまして、現在全国で165の施設がございます。しかし、年々厳しい状況にあることは皆さん方ご存じのとおりでございます。

特に、やはり国民のレジャー意識がもうまるっきり変わってしまったというようなことがございまして、団体旅行から個人旅行へと、そんなふうに余暇活動が変わったということがございます。

なおかつ、食につきましては量から質を求める、そんな傾向が強くなりまして、魅力のな

い国民宿舎につきましては、ますます経営が悪化していくと、そんな状況にあるわけでございます。飯岡荘につきましても、例外ではございません。

そんなことから、昨年、ホテル、旅館専門の経営コンサルタントによりまして経営診断を実施をさせていただきました。その結果、老朽化施設の改善、それと経営システムの改善がなければ、経営の維持、継続は難しいと、このような結果を得たわけでございます。

そんなことで、国民宿舎運営委員会と協議をしまいいりまして、いわゆる経営改善計画ができ上がったわけですが、この計画ですが、従業員教育、これももちろんですが、これをはじめといたしまして、名称の変更、それと料理の改革、また料金体制、今回改正ということでお願いをさせていただきますけれども、料金の体制づくりが主なものでございます。

中でも、この名称変更でございますけれども、やはり新たな施設に生まれ変わるわけでございますので、そういった新しい施設に生まれ変わったというイメージ、それと、食彩の宿にふさわしい特色あるイメージを浸透させるということから、観光交流拠点施設として、利用促進に大きな効果が期待できると、そんなねらいがございます。

したがって、今回の公募につきましては、食彩の宿として生まれ変わります飯岡荘を、旭市の観光交流拠点施設としてイメージをしていただくと、そんなことが実はねらいでございます。いわゆる名前を聞いただけで施設の特色をイメージしていただける、そんなねらいがございます。

それと、今後のスケジュールですが、実はきょうから募集の開始をいたしました。早速朝からファクスが入っておりますけれども、7月の末まで公募をいたしまして、運営委員会の方で手続きをしていただきます。

先般お配りしてございますけれども、名称の公募の選定基準というのをお配りしてあると思っておりますけれども、いわゆる観光交流拠点としてイメージしていただくということを基本といたしまして、食彩の宿を特徴できる名称、また、旭市を対外的にアピールできるような名称、それと旭市の知名度が向上できる名称、そして国民宿舎としてふさわしい名称と、こういうような大きなくくりで基準を設けてあります。

さらに、これから選定に入りますけれども、委員でどうしても採用が困難な場合には、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができる。このような条件も設けてございます。したがって、きょうから募集を開始いたしますけれども、要綱につきましては、実は変更はできないわけですが、かねてから国民宿舎運営委員会の中で、やはり飯岡という名前を残してほしいと、こういう意見も実はございます。そんなことで、きょう、向後議員

からいただきました意見につきましては、やはり、運営委員会の方にお伝えいたしまして選定に入っていたらこうと、こんなふうを考えるものでございます。したがって、選定の基準につきましては弾力的に考えていくようになっておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 向後和夫議員。

20番（向後和夫） それぞれの観光地において、名前を売り出すためには大変な努力を重ねてきておるわけであります。また、合併市町村においても、その土地土地の名の通った名称につきましては大切にしていこうということも叫ばれております。

ただいま支配人の答弁の中ではもう既に募集を開始したということでございます。私も、過去に飯岡荘の運営委員をやっており、また、観光協会についても二十数年観光に携わってきておるわけであります。そういった中で、私の提案として、飯岡町時代には飯岡荘の運営委員は、正副議長が参与、そして担当の常任委員長が運営委員ということで入っておりました。それに観光協会長を加えて非常に旭市のバランスのとれた発展にとりまして観光というのも大切であります。そういった面で、やはりそういった意見を聞いてもらう、述べさせてもらうと、そういった場もぜひ考えてもらいたいと思います。

先ほど、木内欽市議員の一般質問の中にありました。合併町村の中で合併後の不平不満というのはかなり出ております。そういった中で、こういった名称を変更する前には、事前によく検討されて、名前には、やっぱりそういった過去にいろいろな思いがあるわけでありますから、町民の思いを逆なでするような決定はしないように、事前に、十分に理由の説明ができるように、どうぞお願いをしたいと思います。

今、経済環境の変化の中で飯岡荘の経営も大変だろうと思います。しかし、飯岡荘は旭市の観光のシンボルであり、またバランスのとれた旭市の発展のためにも非常に重要であります。飯岡荘のさらなる発展を願い、一般質問を終わります。

議長（嶋田茂樹） 向後和夫議員の一般質問を終わります。

議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は18日、定刻より開会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時14分

平成19年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第4号）

平成19年6月18日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（24名）

1番	伊藤 保	2番	島田 和雄
3番	平野 忠作	4番	伊藤 房代
5番	林 七巳	6番	向後 悦世
7番	景山 岩三郎	8番	滑川 公英
9番	嶋田 哲純	10番	柴田 徹也
11番	木内 欽市	12番	佐久間 茂樹
13番	日下 昭治	14番	平野 浩
15番	林 俊介	16番	明智 忠直
17番	林 一雄	18番	高木 武雄
19番	嶋田 茂樹	20番	向後 和夫
21番	高橋 利彦	22番	林 正一郎
24番	神子 功	26番	林 一哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤 鐵

説明のため出席した者

市長 伊藤 忠良 副市長 鈴木 正美

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	總 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 德 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齡 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 田 憲 明	会 計 管 理 者	木 内 孫兵衛
消 防 長	佐 藤 眞 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学 校 教 育 課 長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	監 査 委 員 會 長	林 久 男
農 業 委 員 會 長	小 田 雄 治	飯 岡 莊 支 配 人	野 口 國 男
病院經理課長	鎚 木 友 孝		

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（嶋田茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

伊 藤 保

議長（嶋田茂樹） 通告順により伊藤保議員、ご登壇願います。

（1番 伊藤 保 登壇）

1番（伊藤 保） おはようございます。

議席1番の伊藤保です。

きのうは鈴木正道議員の四十九日でございました。追善回向をさせていただきました。ご冥福をお祈りいたします。

早速通告に従って質問をいたします。

私は、放課後児童クラブについて3点と、身体障害者支援について3点質問いたします。

昨年3月度第1回定例会で子育て支援の一環として放課後児童クラブについて質問いたしましたが、平成17年度15校の小学校のうち8校が実施、18年度は10校が実施しますという回答でした。15校全校で実施できないかとお聞きしたところ、19年度は今年は14校に前倒しして実施していただいているところでございます。

そこで、1点目に各小学校で児童クラブを利用している児童は何名いるのでしょうか。

2点目に現在の利用時間ですが、放課後から何時まででしょうか。

3点目に広報あさひ4月1日号に21年度の実施目標が11校に減ってしまうのですが、対象校はどこなのでしょう。

次に、身体障害者支援について伺います。

近年40代、50代の方が脳卒中やくも膜下出血などの病、あるいは事故等によって身体障害者になってしまう方がおりますが、1点目に65歳未満の障害者はどのくらいいるのでしょうか。精神障害者の方を除いてですけれども。

2点目に、障害者年金受給者は何名いるのでしょうか。

3点目に、軽度の障害者の就労施設や仕事を紹介してくれる施設はないのでしょうか。

以上、お伺いしたいと思います。

再質問は自席で行います。

議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（及川 博） それでは、伊藤保議員のご質問にお答えします。

最初に、各学校の放課後児童クラブの現在の児童数はどれくらいかのご質問ですが、各学校の放課後児童クラブの利用児童数は、5月現在中央小学校73名、矢指小学校26名、豊畑小学校31名、琴田小学校12名、飯岡小学校19名、鶴巻小学校8名、中和小学校15名、干潟小学校36名、共和小学校38名、富浦小学校26名、三川小学校25名、嚶鳴小学校44名、滝郷小学校6名、古城小学校13名、計372名の児童が利用しております。

続きまして、時間は下校時から何時までなのかのご質問ですが、放課後児童クラブの開設日及び開設時間につきましては、原則としましては、月曜日から金曜日までは下校時から午後5時まで、土曜日は午前8時30分から午後5時まで、夏休み、冬休み、春休み、県民の日につきましては、土曜日と同様で8時30分から午後5時までとなっておりますが、現在は開設時間をすべて6時まで延長して実施しております。

続きまして、広報あさひ4月1日号に示されている21年度の目標値で11か所になるが、対象校はどこかのご質問ですが、広報あさひに示されています21年度の目標値につきましては、平成17年3月に策定しました旭市次世代育成支援行動計画における平成21年度の子育て支援サービスの目標事業量の設定値であり、放課後児童クラブでは既に前倒しの本年度14か所で実施しているところであります。また、昨年度末策定しました旭市総合計画にも目標として掲げてありますように、さらに充実してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） それでは、身体障害者の支援につきましてご回答させていただきます。

まず、65歳未満で身体障害者手帳を所有していらっしゃる方、これが19年3月31日現在で830名いらっしゃいます。

それから、障害者年金の方の受給者ということでございますが、これは65歳以下ということではございませんで、トータルで受給者につきましては、18年度で1,056人いらっしゃいます。

それから、就労の関係でございますが、軽度障害者が自立を目指して就労していけるとそういう特定の施設は、残念ながら旭には障害者に限った施設はございません。会社等で軽度の身体障害者が就労されている実態につきましては、大変申し訳ございませんが、細かなところまでは把握できておりません。しかしながら、軽度障害者の皆様が自立していただくためには就労機会を拡大していくことが極めて重要でございます。本年4月にロザリオの聖母会が国から雇用安定等事業を受託しまして、障害者の就業実態を調査いたしますとともに、障害者の雇用支援と生活支援を行う東総障害者就業生活支援センターを八日市場の駅前に立ち上げしてくださいました。これは海匠地域全体の障害者の方々がご利用いただけるようにということでございます。

市といたしましても、この支援センター、それからさらにはハローワーク、それらの関係機関と連携を図りまして、情報提供を積極的に行いまして、障害者の皆様の就労機会の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 1点目の再質問ですけれども、平成21年度のこの制度の利用児童数、どのぐらいに予想しているのでしょうか、お願いをいたします。

議長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

学校教育課長（及川 博） 平成21年度の放課後児童クラブの児童数の見込みはというお尋ねですが、平成21年度の放課後児童クラブの児童数は、410名を見込んでおります。

議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 先ほども14校の中で人数が少ないところもあるんですけれども、これからまたさらに人数の少ないところも出てくると思うんですけれども、募集規定数に満たない

場合、どのようにするのでしょうか。廃止にしてほかの学校と一緒にするということはあるのでしょうか。それをお答えをお願いします。

議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（及川 博） ご質問の定員に満たないという状況の場合でございますけれども、現在は特に定員等を設けてございません。したがって、人数が極端に少なくなればそのときにはあるところと一緒にとかそういうことも検討することがあるかもしれませんが、現在は人数の多い少ないにかかわらず継続してその児童クラブを維持していきたいとこのように考えております。

議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） そうすると、この14校のうち1校がまだ開設できてないわけでございますけれども、これは来年度実施できるのでしょうか。その点をお伺いします。

議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（及川 博） ただいまのご質問ですけれども、あと1校は萬歳小学校でございますけれども、こちらの方の希望がありましたらそれについて検討してまいりたいというふうに思います。

議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 次に、身体障害者の支援ということでお伺いします。

1番目に質問いたしました、その中で障害者の程度というのはどのぐらいから障害年金というのが出るのでしょうか。それをちょっとお伺いします。

議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

障害者の障害の程度ということでございますけれども、障害者年金につきましては1級と2級が今現在ございます。その中で施行令の中でちょっと細かく書いてあるんですけども、1級につきましては例えば両眼の視力の和が0.04以下の者、あるいは耳の聴力レベルが100デシベル以上の者、あるいは両上肢のすべての指を欠く者、これが主なものでございまして、これが1級となっております。また、2級につきましては、先ほどの両眼の視力が例えば0.05以上0.08以下、両耳の聴力レベルが90デシベル以上の者、あとは両上肢の親指を、ある

いは人指し指、中指を欠く者、項目としましては1級については11項目、2級については17項目の基準がございまして、そういう中で1級、2級というふうになっております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） この軽度障害者、そこに外れてしまうんですけれども、今医学が非常に発達しまして、中央病院などもあるわけで、リハビリもまた発展してまして、非常に社会復帰が容易になっているわけでございますけれども、この軽度障害者が職場復帰をしているのはどのくらい大体みているのでしょうか。ちょっとお聞きしたい思います。

議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） 残念ながら数字の方は把握できておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） この30代、40代、また50代の方々が非常に軽度で済んでいる場合が多いんです。その中で社会復帰を目指そうと思って必死になって仕事を探しているんですけれども、障害を持ってしまうとやはり業者の方もなかなか受け入れないというそういうことがありますものですから、それで質問をしているわけでございますけれども、そういった施設は市内に先ほどないということでございましたけれども、シルバー人材センターのようなそういった施設を設けるといようなことは考えておりますでしょうか。その点お聞きします。

議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） 先ほどお答えをさせていただきました障害者の自立のための支援センター、これらがスタートしたばかりでございまして、これらのセンターへも月大体100名以上の方がご相談等いただいております。

それから、あと銚子の職業安定所の方でも障害者の方の求職登録ということで、350名ほどの求職登録をなされております。それで、そのうち約200人が就職ができたということもございまして、当面は職業安定所の方そういうところへの求職を登録していただくということと、それからまた支援センターの方も十分に活用をいただくということで、改めて市の方でそういう施設を当面立ち上げるということについては、まだ検討もしておらない状況でございます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） 2点目にこの障害者の受給者というのはどのぐらい、障害者年金の受給者というのは先ほど1級、2級ということでございます。年金受給の対象から外れた方とか、それから年金を掛けていなかった方が非常に多いんですね。その中で生きていくには生活保護を受けるか、また兄弟や身内の援助を受けるしかないのですけれども、自分でもどうしても働きたいという方がいるんですね。ですから、そういった中ではこの支援センターを市内にぜひつくっていただきたいか、相談所というのを設けていただきたいとこのように考えるんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（在田 豊） その辺は十分今後関係する課と協議をしながら検討をしてみたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員。

1番（伊藤 保） その辺のところどうかよろしくお願いします。

以上で私の質問は終わります。

議長（嶋田茂樹） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

日 下 昭 治

議長（嶋田茂樹） 続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（13番 日下昭治 登壇）

13番（日下昭治） 13番、日下昭治です。

19年第2回定例会において質問を行います。

その前に過日ご逝去なされました故鈴木正道議員のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

旭市も合併して2年、私たち議員も1年半を経過し、順調な経緯をたどっているものと思っています。ただ、そのような順調な中においても、本年よりの定率減税の廃止、あるいは税源移譲による一時的ではあるが税が上がり、また水道料金等の値上げにより負担が多くなっている反面、サービスにおいては余り感じられない、そのようなことからして行政に対する風当たりは強い、市民に対して直接的に見えるサービスは少ないと言われるのはやむを得ないことかもしれませんが、それでもより多くの市民に理解していただけるような行政運営

をすることこそが使命だと思います。

そこで質問させていただくものです。

質問は、大きく分けて2点です。

細目については、9項目になります。答弁に当たっては漏れのないようお願いいたします。

第1点目、契約事務について伺います。

初めに、指名競争入札参加基準についてと通告をしましたが、その辺は素人でございます。指名競争入札選定基準を間違えて参加基準というような通告をしてしまいましたけれども、選定基準と変更していただきたいと思います。

競争入札は、売買や請負契約などにおいて最も有利な条件を示すものと、契約を締結するために複数の契約希望者から内容や入札金額を提示させて内容や金額から契約者を決める方法だと思います。競争入札は、一般競争入札と指名競争入札があります。国や地方公共団体は原則として一般競争入札によらなければならないことになっていますが、自治法施行令第167条の各号に該当する場合には、例外的に指名競争入札が認められているようです。しかし、この例外に該当させた指名競争入札は透明性を確保できず、官制談合、入札妨害、わいろ、受託収賄、政治家が官庁に口ききをし、その見返りに利益を得る天の声で有名なあっせん利得等の犯罪行為の温床になりやすい点があるようです。

昨年は、福島県、和歌山県、宮崎県で相次いで官制談合事件が発覚し、各県知事とも特定の業者に落札させる入札妨害を行い、知事が逮捕された事件が報道されました。近くの成田市でも前市長が天の声で汚職事件が起き、市長が逮捕され、失脚しました。現成田市長は、これを受けて過日6月6日の定例会見において、4月から一般競争入札の原則化、電子入札の導入、職員に対する市長、副市長からの不当な働きいわゆる口きき行為に対処する要領や市職員らの不正行為を防止するための内部通報制度を導入したことを明らかにしている。

3月議会では旭第二中学校の屋内運動場請負契約時に関する件での答弁で、前助役は、国庫補助金との絡みでできるだけ早く執行できるようにしたい、地元業者の育成にもつなげていきたいので、市の工事指名業者選定基準のただし書、市長が認めた場合を適用したが、指摘いただいたことは十分考慮し、今後はいい方向に持っていきたいとも答弁しております。

しかし、このような状況下においても市は小・中学校の耐震工事を指名競争入札により次々に発注しているが、厳正な指名競争入札選定基準がどのようになって機能しているかを伺いたい。

2つ目として、計画より前倒しするとした電子入札制度の取り組みの進捗状況について伺

います。

3点目として、一般競争入札への取り組み方針について伺いたい。

旭市では平成17年7月1日から設計額3億円以上の工事の中から選定して一般競争入札を実施することができることとなっておりますが、設計額が3億円以上の工事があるにもかかわらず、一般競争入札を実施していないが、今後の一般競争入札への取り組み方針について伺うものです。

次に、大きな2点目として、本年よりスタートした基本計画について伺います。

第1回定例会の市長施政方針の中で、将来都市像である「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」の実現に向け、将来の特性や資源を生かした健康で安心、安全に暮らせる日本一住みよいまちづくりに取り組むとしています。そして、6つの施策を柱とした計画事業396事業、計画事業費520億円の基本計画を示しました。その中で6点にわたって質問します。

まず1点目、「安全で魅力あるまちづくり」の市道整備について、中央病院アクセス道の進捗状況と飯岡バイパスと主要地方道銚子旭線を結ぶ飯岡海上連絡道路整備について伺いたい。

連絡道路と関係するものと思われます鶴巻保育所周辺の児童の安全対策のための歩道整備はしなければならないと市長は昨年の3月議会で答弁されている。また、蛇園を通り海上支庁わきへ抜ける市道整備計画があると言われている。その後の進捗状況について伺いたい。

2点目として、「快適でうるおいのあるまちづくり」の排水路整備について、昨年9月議会において海上地区広原南、蛇園地先の排水路整備の基本計画を補正で予算化されました。この計画は基本計画に示された三川派線の改良整備事業だと思われます。それら計画の進捗状況について、またこれらの計画が三川西部、名称はちょっと分かりません。三川西部地区の土地改良事業と何かかわりが生じるものなのか、それとも土地改良事業と関係なく進められるものを伺うものです。

3点目として、広域ごみ処理事業の進捗状況について、この事業計画については、平成11年より3市6町による東総地域ごみ処理広域化推進協議会を立ち上げ、建設候補地について協議され、結論として現候補地の遊正地区が適地であるとしています。2月に地元説明会を開催されたようですが、3回で計188名の出席、またその後地元を中心に反対運動が起き、5,000名を越す反対署名簿が提出され、さらにその後2回署名簿を提出され、総数で7,300名を越しています。また、予定地に近い各場所には、設置反対の看板や、5月18日行われまし

た東総文化会館での説明会場においては、反対のプラカードや鉢巻きを締めて出席されている市民も数多く見られました。市長は市民の理解、特に地元の理解が得られない中での計画はないとしていますが、現況について報告を願います。

それと、環境アセスメント調査を実施する計画になっていますが、この調査については候補地を計画地に位置づける調査ともとれますが、反対される市民の声を無視しているのではとも考えられますが、それら調査の実施計画について伺います。

4点目、文化の杜公園整備について伺います。

合併前の13年より総合公園として都市計画に基づいて進められ今日に至っていますが、さらに18年度より5か年計画で7.6ヘクタールの文化拠点となるシンボリックな公園で、また災害時にも対応できる防災機能を持った公園として整備するとなっていますが、用地の取得等についてどう進んでいるか伺います。

5点目、中央病院再整備事業について伺います。

市の基本計画と病院の基本計画が同時期に作成されているが、市の計画では慢性的な待ち時間の解消や職員の対応能力の向上といった現実的な内容が盛り込まれ、来年から病院建設が始まるような内容とは思えない。一方、病院の計画は、建設1点で計画されている。同じ旭市の中の基本計画とはとても思えない。市の基本計画を作成していた当時、病院の基本計画の委託業者、あるいは病院職員と話し合いをして共通性を持たせたのか、企画課と病院に伺いたい。

次に、建設資金ですが、財政課と病院でどのような事務会議を行ったのかを伺いたい。自治体病院ですので、基本計画に係る市当局の関係各課との話し合いは絶対必要だと思います。どのような方々が病院の基本計画を検討し、作成されたかを伺います。

6点目、工業団地企業誘致について伺います。

基本計画では、企業誘致のための優遇税制など企業が進出しやすい環境を整備し、市の特徴である医療福祉や農水産業を生かした誘致施策が求められているとしています。また、本年第1回定例会の市長の施政方針の中で、18年度中に契約できる企業があるという方針が示されました。そのほかにも企業からの引き合いも多くなっているとのことですが、現況の報告を願うとともに、今後の誘致の方針について伺います。

以上で第1回目の質問を終わりますが、再質問は自席で行いますので、執行皆さんの明快なる答弁をお願いします。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

(市長 伊藤忠良 登壇)

市長(伊藤忠良) 日下議員の質問にお答えをさせていただきます。

私からは、基本計画の中で6点目のあさひ鎌数工業団地の企業誘致についてご答弁をさせていただきます。現状等につきましては、担当課長から後で報告をさせていただきたいと思っております。

まず、企業誘致でありますけれども、今年度1社が契約にこぎつけました。詳しいことは担当課長から説明をしてもらいますけれども、養鶏業者の皆さん方のGPセンターいわゆる洗卵をして出荷をするそういった設備でございます。この鎌数工業団地、企業等の景気が上向いてきているというようなことで、引き合いというのはかなり多くなってきているんですけれども、残念ながらそれが契約になかなか結びつかないというのが現状でございます、この14日にも県の開発公社を訪れまして、そして一日も早く何とか企業の誘致をお願いをしたい、その旨お願いをしましてまいりました。その中で市の方で話ができる場所があれば市の方で進めてもらっても結構ですよというようなお話もいただいてまいりましたものですから、市の方でも積極的にこれから取り組んでいきたい、現在市の方で進めておるやり方といたしましては、金融機関に昨年もお願いをさせていただいて、そして金融機関の方から紹介をいただけるようお願いをしております。かつてまだ旧旭市の時でありましたけれども、キッコーマンの茂木社長がこの旭市の飯田さんのところのお孫さんでございますから、そういったつても利用をさせて、利用と非常に言葉は悪いんですけれども、つても頼らせていただいて、キッコーマンの本社を訪れて茂木社長にもお願いはしております。いいところがあつたらぜひ旭市へ進めてもらいたい、そのような形で進めさせていただいております。

今、あの位置で一番我々が進めやすいなと思っているのは、やはり旭市の一番の利点であります食材の加工所というのが一番早いのではないのかなと、そんなことで少しお話も進めておるわけでありましてけれども、今のところまだ色よい回答というのはちょうだいをしてございません。

例えばどんなのだと言いますと、あそこにも食肉公社があるわけですから、食肉公社にあるものをしっかりと生かせるような加工所、さらには野菜等もそれと一緒にセットにしてやれるような形というものがとれたら一番いいのではないのかなと、そんなことで今進めさせていただきたいと思っております。

それともう一つは、旭市には中央病院という大変大きな病院があるわけですので、それを生

かしてそういった医療の器具機材の製造メーカー等もうまく誘致ができないのかなとそんなことも県の方にもお願いをさせていただいてございます。

そういったこの旭市にある特徴というものを生かしながら、この工業団地に優良企業の誘致をしたい、そのような形でいろんなところに声もかけてお願いもしてございますけれども、議員さん方にもそういった少しつて等がございましたらご紹介をいただければいつでもお願いに行きますので、よろしくをお願いをいたしたいと思います。

一番の旭市の雇用の場の創出ということでございますから、精いっぱい努力をしたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いをさせていただいて、私の答弁を終わらせていただきます。

議長（嶋田茂樹） 副市長。

副市長（鈴木正美） 日下議員のご質問のうち、契約事務の3点のうち2点目と3点目、電子入札への取り組みと一般競争入札の今後の取り組み方針について、私の方から回答させていただきます。

入札につきましては、先ほど議員おっしゃったように3億円以上から現在一般競争入札で実施しております。その3億円以上のもののまず設計額の引き下げについて、先週滑川議員のご質問にもお答えしていましたが、庁内に入札及び契約制度の検討委員会を5月から立ち上げまして、検討を具体的に行っております。その中でまず設計金額の引き下げについてひとつ考えていきたい。それから、旭市の郵送による事後審査方式、制限付きの一般競争入札、ダイレクト入札というふうに呼んでおりますけれども、これにつきましても現在検討しまして、できるだけ早い時期に旭市内でも試験的に導入してまいりたいというふうに考えております。

それから、電子入札の関係ですが、これは千葉県電子自治体共同運営協議会ということで、県内の希望団体が実施をしていこうということで、共同でやっているわけです。旭市の方につきましては、平成22年度に導入をしたいということで当初考えておりまして、県と調整しておりましたが、こういう時代ですので、透明性の確保ですとか、公平性の確保に一番寄与するのではないかとされている電子入札を前倒しをして実施をしたいというふうに考えておりまして、現在県の方と前倒し実施について調整をしておるところでございます。

1番目の関係については、後ほど財政課長の方から答弁申し上げます。

議長（嶋田茂樹） 財政課長。

財政課長（平野哲也） それでは、指名競争入札参加業者選定基準についてということでご

ございます。市の指名競争入札によります建設工事を発注する場合には、この旭市建設工事指名業者選定基準規程によりまして、工事ごとに参加基準を照らし合わせて業者を決定しているところでございます。今回の場合ですと、第3条にもございますように、建設工事一式で、建築工事一式という1億円以上ということで、A等級の業者を選定しています。また、第6条で指名の業者数、これにつきましては10社以上ということで、実際に13社なり14社なりを選定したところでございます。これに加えて、さらに公共工事ということで、特定建設業を取得しているものというような条件をつけたり、あるいは市内の業者と市外の業者多少差をつけまして、市内業者については経営事項審査総合評点、市内の場合は750点、市外の場合には800点以上ということで選んでおります。そのような形で審査、選定をいたしているところでございます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 建設課長。

建設課長（米本壽一） 市道整備について、初めに中央病院アクセス道の進捗状況でございます。東西線につきましても南北線につきましても、現在用地交渉を実施している段階であります。東西線につきましては21年度、南北線につきましては旭警察署と中央病院の間のことなんですけれども、22年度完成を目指して努力している段階でございます。

次に、飯岡海上連絡道路、現在の進捗状況を現時点での基本設計の概要等でお答えしたいと思います。

実はそのルートを決めるのに二つのルートを検討している段階であります。一つは、国道飯岡バイパス恵天堂入り口交差点から海上野球場東側を通りまして、還来寺の西側、そしてJRのガード、そして質問の中にもありましたけれども、消防海上分署わきの県道銚子旭線に至る約2.2キロというのが一つのルートであります。もう一つにつきましては、JRガード下の方に向かわずに普門院東側から市道0209号線大坂を上りまして、鶴巻小学校東側から県道銚子旭線に至る約3.1キロです。道路幅員につきましては、片側歩道3メートルを含み12メートルです。本路線の関係につきましては、今後地元の意見も伺いながらさらに十分な検討をしなければならぬと考えております。

したがって、先ほど質問の中にもありました鶴巻保育所の歩道につきましても、このルートを決める際に十分検討してまいりたい、こんな状況であります。

次に、排水路整備、三川派線整備の現在の進捗状況、これも同じように現時点での基本設計の概要等でお答えしたいと思います。

設計区域につきましては、広原南地区約19ヘクタール、蛇園南地区約27ヘクタール合わせて46ヘクタールでございます。幹線排水路の総延長は、各地区内を含み約5.3キロの自然流下方式というような状況であります。

排水路は三川派線そのものの拡幅をするのか、またはいろいろ検討したんですけれども、三川派線わきの県道飯岡停車場線等の車道にボックスカルバートを埋けまして、太平洋に排水を放流するという案をつくってみたわけであります。ボックスカルバートの大きさは下流部に向かって約1.8メートル、ボックスカルバートの大きさですね、幅は1.8メートルであります。しかし、まだいろいろなルートを検討中であります。現在の工法のほかに例えば国道北側に調整池を設けて水量を調整しながら放流する案だとか、広原地区と蛇園地区というのを別々に太平洋に向けて放流する案だとか、質問の中にも先ほどありましたけれども、三川西部のほ場整備、これと調整しながら排水路を設けるだとか、あるいはまたあそこには大利根の東幹線放水路という放水路があります。それをその流れと調整しながらという案という今考えております。今後も議論を重ねまして、議員さんをはじめ地元の皆さんにもお知恵を拝借しまして、できるだけ安く、しかも効果のある事業とするよう検討してまいります。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 環境課長。

環境課長（平野修司） それでは、広域ごみ処理事業の進捗状況についてお答えいたしたいと思っております。

議員先ほど言われましたように、東総地区広域市町村圏事務組合が事務局となり、国のガイドラインや県のごみ処理広域化計画にのっとり、東総地域ごみ処理広域化推進協議会を設立し、候補地圏域内10か所から16年7月に新川西側遊正地区を候補地ということになりました。平成16年12月には地権者に面接し、事業説明を行っております。また、平成18年度には測量も行っております。

次に、住民説明会については、先ほどお話のあったように第1回目が平成19年2月13、22、24日の3日間を行い、延べ188名の参加がありました。第2回目につきましては、5月18日に196名の参加でありました。

反対陳情については、5月15日に共和嚶鳴地区区長会、つくも町内会代表、周辺有志の会から5,078名の陳情、6月1日には豊畑地区会長から1,114名、6月14日には井戸野、若衆内、干潟南区長から1,178名の提出があり、現在に至っております。

次に、環境アセスメントの関係でございますけれども、本年2月に交付金を得るためとい
いますか、循環型社会形成推進交付金の関係で交付金を得るために2月に東総地区広域市町
村圏事務組合、それと県と国との協議会、計画に地域計画をつくることになっていきますので、
それで協議会をつくり、内々といいますが、申請の前の話し合いを行っております。

環境アセスメントの関係でございますけれども、第1回目の地元説明会の雰囲気等や地域
住民の建設同意が厳しいという状況から、現在国の方で預かっているという形で、環境アセ
スメントについては、19年度予定しておりましたんですけれども、やらないという形で現在
に至っています。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 文化の杜公園の用地の取得の状況でございます。議員ご承知の
とおり文化の杜公園は、東総文化会館、それから県立東部図書館を取り込んだ区域、全体区
域13.8ヘクタールを都市計画公園としてございます。

平成18年からの整備でございますが、もう既にそれまでに供用開始約6ヘクタールほどし
てございますので、残りの約7.6ヘクタールについて買収をさせていただいております。平
成18年度は、約1万3,000平米買収させていただきました。19年度にはあと2万5,000平米を
予定してございます。あと平成20年度で約2万5,000平米であらかたの土地を取得させてい
ただきまして、整備に向かっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 企画課長。

企画課長（加瀬正彦） それでは、日下議員の5番目の質問、中央病院の再整備事業につい
てということで、市の基本計画と病院の基本計画随分違うのではないかとということで話し合
いをもったのかということでございました。市の総合計画でございますけれども、これは市
全体の施策を定めたものでございまして、この策定に当たりましては、当然職員の中での策
定委員会、それから計画策定の担当者会議、それから各課のヒアリング、これは中央病院等
も含めてヒアリングを実施しております。

この整備なんですけれども、基本計画の101ページ、ここの中で病棟の整備という形で載
せてございます。100ページが医療の充実という項目がございまして、そこの中の右側のペ
ージ、旭中央病院の機能強化というところの真ん中の部分、病棟の整備という広くとらえた
形で事業計画を載せておるものでございます。

市の基本計画におきましては、今後5か年の事業を盛り込みまして、各事業の実施に当たって具体的な内容については、必要なものは個別の事業の基本計画、例えば下水道であれば下水道基本計画とかそういう形でつくっていくこととなります。ですから、今病院が進めている再整備計画は、その一つであると、そのように認識しております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 財政課長。

財政課長（平野哲也） 中央病院の再整備事業にかかわる財政課で病院とのどのような会議、あるいは打ち合わせということがございます。

建設資金関係でございますけれども、建設資金といいますか、昨年の8月ごろより中央病院再整備事業基本計画策定の準備の一環としてでございますけれども、病院からいろいろご相談もございましたし、その打ち合わせ等も行っていました。内容につきましては、特に起債の借入れ関係これにつきましては、事務担当者同士で県の市町村課と我々の方の事務担当者も一緒に行ってご相談をしたり、あるいは後年度の元利償還金に伴う交付税措置はどうなるんでしょうかということでも聞かれておりますので、私どもの方の事務担当者でよく打ち合わせをして説明をしたり、あるいは実質公債費比率これはどうなるんでしょうということもございましたので、いろいろ検討してシミュレーションをしたりということで、そういった形で相談、打ち合わせ会議等を実施してきたものでございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） 病院関係の2問についてお答えをいたします。

まず、1点目の市の基本計画との整合性についてでございますが、これは先ほど企画課長が答弁したとおりでございますが、病院も共通の認識を持って実施をさせていただいているところでございます。

それから、2点目の建設資金の関係で財政課とも話をしているのかというご質問でございますが、当然市民病院としての再整備事業でございますので、日ごろから協議をさせていただいております。その中で病院としては建設費でありますとか、将来の起債の償還額、これらについては病院で負担をするということで、市の一般会計から負担をお願いしないということで、話を進めさせていただいております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） それでは、あさひ鎌数工業団地の企業誘致についての誘致活動の現状について申し上げます。

平成18年度の企業誘致の活動状況につきましては、企業訪問を11社に対して行いました。このうちの8社について現地を案内しまして、2社の進出希望があったわけでございます。本年3月28日付でそのうちの1社について契約を締結したものでございます。このほかにつきましても、引き合い等がございまして、大手金融機関や建設会社等の来庁、それから電話での照会、資料の送付などが8件ほどございました。

次に、企業誘致の1件の立地概要でございます。本年3月28日付で千葉県土地開発公社と農事組合法人北総養鶏組合の両者間において土地の売買契約が締結されたものでございます。立地概要としまして、面積は9,974平方メートル、約1ヘクタールでございます。建設の着工予定につきましては、本年9月を予定しております。それから、竣工予定及び稼働の予定につきましては、ともに来年の3月と聞いております。また、業務の内容としましては、鶏卵の洗浄、選別の包装ということでございます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き日下昭治議員の一般質問を行います。

日下昭治議員。

13番（日下昭治） では、再質問を行いたいと思います。

その前に議長に申し上げて憂慮していただけないかと思います。特に大きな1点目、契約事務に関する事で、入札関係のことでございますので、細目1から3ありますが、多少前後することがありますので、その辺ご憂慮いただきたいと思います。

では行いたいと思います。

先ほど入札等におきまして新たな考え方があるというお話を聞いたわけでございますけれども、先日の議案質疑の際にも若干触れさせていただきましたが、まず1点目、一番

最初の指名競争入札の選定基準ですね。その際に市としては5,000万以上につきまして監理技術者が必要であるということですが、その辺の監理技術者を雇用されるのが契約時でいいのか、それとも市としては何か月か過去に雇用されているか、その辺を、実態はどうなっているかまず伺いたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 監理技術者のことですが、監理技術者がやはり指名審査の時点でいるということが確認できることが大事だと思います。

（「その時何か月前かと、雇用が」の声あり）

財政課長（平野哲也） 雇用がですか、それは要するに有効かということですか。一応3か月くらい前に雇用されているということです。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 3か月前に雇用がされている事実があって初めて選定の基準に入ってくるということですよ。そうしますと、過日行われました契約、入札関係の中において、事実そういうものがあるということによろしいですね。選定を4本やりましたね。過日も申し上げましたけれども、4本やりまして、その過去に2本の契約はもうされていると、そうしますと最低4人がおらなければならないということと私は理解するんですけども、その辺はどうなんですか。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） 必ずその4人ということは確認もできませんし、ただどの工事で今回本来であればばらばらにやれば一番一つずつ確認できたんですけども、今回1回に4件やったということで、何に実際のものをつけられるかというのが分かりませんので、その都度出していただくという手法をとりました。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） ちょっとその辺が選定基準にしますとおかしいのではないかなと思うんですね。いわゆる4つの指名を出す以上は4人あるということが前提だと思うんですよ。4本取れるんですから、取れないような指名をさせるんですか、市として当て馬的に。そういうことではないですか、財政課長。4本を指名出したんでしょう。そうしますとそこで最低4人はなければ選定基準から外れるということではないの。そういうことになりませんか。

それで過去のものがあれば過去のものはプラスされると、そういうことではないんですか。
議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

（「的確な答弁をもらわないとおかしくなっちゃうから」の声あり）

財政課長（平野哲也） ですから、今までの過去のやり方もとってみても、その4人いるから4つの指名ということではございません。確かにいるということは確認しているんですけども、ただどの工事を取るかはまずその時点想定できませんので、その業者が4つ取るんだという想定をちょっとしないというのもおかしいのではないかとございませうけれども、逆に言えば一つの業者に4つとるのはちょっとないだろうという形で考えました。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） だから言っているのは、そうすると当て馬的に出すのではないかと、誤解されてもしょうがないではないですか。取れないだろうということに基づいて指名を出すということは、ならば、もう少し幅広く業者があるのではないのか、その選定する時点でもう少し幅広く業者を指名できるのではないかと、であるから、指名でなくしてそういう透明性を持つために早く一般競争なり制限なりやるべきだとそういうことなんですよ。そうでなければ指名をして4本指名して過去に2つあれば6名なければだめだという選定基準があって当たり前ではないのか。それが4本取れないでしようと、取れないということは、当て馬の業者を出すという選定しているということでしょう。そういう選定をしては駄目ですよ。そういう市民に対する不快を誤解を招くんですよ。そうではないですか。副市長、その辺答弁ちょっとお願いしたいと思います。

議長（嶋田茂樹） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

（「副市長でないでと答弁できないでしょう、これは」の声あり）

副市長（鈴木正美） それでは、私の方から説明いたします。

資格の確認ですが、それぞれの業者の名簿に載っているということは、確認は当然しております。実際に今日下議員の方がお話しあったのは、全部最初から取るという前提の場合にいなかったら大変なんではないかということです。今回名簿にそれぞれの資格のある人がいることは事前に確認しておりますから、ただその指名したからといってそのものに参加するとは限らない、そういうこともございます。

（「それはおかしいよ」の声あり）

副市長（鈴木正美） いや、その指名の中で順番に、先ほど運用で実際に指名のときに確認をさせていただくというのは、それぞれ資格が手駒がなくなればもうその次のものには参加をしていただかないと、そういう運用を今回いたしております。ということで、資格のない方がそういったことをやるというふうな形にはならないように指名の際は配慮をいたしております。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） どうも私には理解できないんですね。資格のない、あるということに考えたという、資格がないのではないですかと言っているんですね。

議長（嶋田茂樹） 日下議員に申し上げます。本件に関する質問は既に4回になりましたので、発言はできませんので、お願いします。

13番（日下昭治） そういうことで新しいそういう指名でなくして、早く取り上げるべきではないんでしょうかということなんですね。そういう不透明なものをやっていると、全然答弁になってないではないかその辺は。であるから、やはり公平な市民に理解できるような一般競争入札、当然制限でいいでしょう。そういう形でやるべきではないのかなと。

それと今まで副市長、時間がなかったからできなかった云々ということで、1月の、1月は急遽そういう形で分かります。しかし、3月にもう2回目の学校関係やっているんですね。それでさらにまた5月に行ったわけです。皆さん時間がないと言いますけれども、どれだけ時間があればそれできるのかなと、もう既に計画が入っているわけですから、そういう準備をするのは当たり前ではないのかなと私も考えるんですけども、その辺の準備期間というのはどれだけ必要になるんですか。

議長（嶋田茂樹） 財政課長。

財政課長（平野哲也） 時間のないという言い訳みたいなことを言ってきて大変申し訳ないんですけども、その1件の指名競争入札をやる場合、3週間は必要になります。今回設計が上がってきたのは5月の初めです。そこから先ほど申し上げましたように、本来であれば一件一件ずらして、例えば1件やったら3週間ずらして、2件目の入札を3週間ずらして、3件目の入札3週間ずらしてというのが建設業法上業者に見積もり期間というのがありますので、それは15日ある、そういう形でやるとかなり時間が後るへいってしまうということで……。

（「そんなことを求めているのではないんです」の声あり）

財政課長（平野哲也） ですけども、時間がないということで一括でやらせていただいた

ということをご理解いただきたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 日下議員、申し上げます。もう既に4回を過ぎておりますので……。

13番（日下昭治） いやいや、次を今度はあれもありますから、次も。

議長（嶋田茂樹） では、3番目のあれですか。

13番（日下昭治） いや3番目でなくこれまだ電子入札に取り組む前の段階の話ですから、それに取り組んでいただかなければならないものもありますので。

議長（嶋田茂樹） 第2問目の……。

13番（日下昭治） 兼ね合いが事務入札関係が若干兼ね合いもありますけれどもと前置きさせていただきましたけれども、それが駄目ということであれば議長にとめられればやむを得ませんけれども。

議長（嶋田茂樹） 次の2問目に入っていただきたいと思います。

13番（日下昭治） では、2番目まで終わったということでは理解しなければならないんですね。

議長（嶋田茂樹） いやそうではございませんで、一般競争入札の基準に関してはもう既に4回をやったということなもので、次の第2の電子入札の進捗状況という中で進めていただきたいと思います。

13番（日下昭治） 分かりました。そういうことの中で、不透明な指名等がございます。ただ、当然電子入札についてはいろんな問題あるでしょう。まだそこまでいってないということは重々分かります。ただ、ちょっとあったのは1年に300万円かかるからという話等も若干ありました。そういうことの中でそれが300万円が高いのか、安いのかというのは別問題としまして、できるだけ早くそういったものに電子入札等に取り組んでいただきたいなと思います。

ということで、一般競争入札の取り組みの方に進ませていただきますけれども、いわゆるそういう不透明な入札をするのではなくして、やはりできるだけ市民に理解される入札等を早く取り組んでいただきたい。それと併せまして、過日の行われた結果の中で市長の答弁だったと思いますけれども、3件の契約がございました。その中で99.34%と99.56%ですか、それと89.84%、10%違う入札結果が出たわけですね、落札結果が。それらについてその結果、内容というのはわからないでしょう。しかし、そのような結果を見た中で、決してこれは設計においていいかげんな設計されたからそのような金額が出たとは決して思えないと思います。設計はちゃんとした設計の方が当たっているわけでございますし、そこまで10%の

差が出たということは何だろうか、そういう疑問を持つわけです。であるから、そのような10%下がってもできる工事もあるんだというような形で事務局サイド、執行サイドで当たっていただかなければならないと。必ず毎回10%下げるのではないんですね。下げなければならぬということではないと思います。

しかし、けさの新聞、千葉日報の新聞でしたか、匝瑳市、1回目ダイレクト入札をやったときには下がりましたが、2回目はほとんどもとに戻ってしまったということもございます。だから必ずそれで下がるかということではなくして、透明性のある入札をぜひやっていただきたいなど。

多分それと1本契約できなかったものがございますね。その契約できなかったものについても、予想ですけども、分かりませんが、4,000万円違うのではないのでしょうか、設計予定額と。その辺はもしそのような結果を報告できればお願いしたいなどと思います。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（平野哲也） なるべく早くその透明性のある入札関係を実行ということは心がけてまいりたいと思います。

それから、さように一方不調になった差が乖離が大きいということもございますけれども、私どもも入札終わった後再度その設計を確認したんですけども、その設計にあまり誤りがないということを確認できています。なぜそんな開いたのかというのは大変申し訳ございませんけれども、ここで分かりませんので、申し訳ございません。

（「金額は言えないの」の声あり）

財政課長（平野哲也） 金額はちょっと、次ありますので。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 当然そうでしょうけれども、ただそうしますと今後それらにつきましては設計変更という形で先日聞いたわけですけども、その際に同じ設計者に設計をさせるということですか、その辺は。それとも新たな業者に設計をさせるということになるんですか。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） お答えいたします。

同じ業者でございます。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 最後ですか。最後になりますか。

議長（嶋田茂樹） 4回目です。まとめてください。

13番（日下昭治） 分かりました。

同じ業者に設計されて同じように出るのは当たり前ではないのか、そうすると仕様書で今度は変えるということになるんですか、その辺は。そうでなければ同じ業者が設計すれば同じように出、併せて再度の設計について設計委託料等はどうなるのか、その辺併せてお願いしたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

当初の設計からそんなに変えては時間もかかってしまうということもございますので、そんなに多くは変えない設計になります。したがって、同じ業者ということでございます。委託料は当初の中の範囲でやっていただくということでございます。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） また機会ありましたらまた契約事務についてやらせていただきます。回数が来ちゃったもので次に進みたいと思いますけれども、ただその前に一つだけちょっと事例として私もすごく参考にしたいなと思いましたが、もしその辺を執行側で参考にするかしないかは別ですけれども、ちょっと参考にさせていただければありがたいなというのがございます。

というのは、ほとんど旭市と、人口5万人ぐらいですし、全体の予算は分かりませんが、市税が65億円くらいの市だそうです。神戸市に近いところの兵庫県の小野市というところだそうですけれども、7年間で117億円の経費削減、市長さんは蓬萊務さんという方です。約65億円はこれ逆算したわけですからぴったりではないでしょうけれども、117億円のやつを7年間で経費削減したと、それは市長さんがかなりの中でやったらしいんですけれども、その中の90億円は、いわゆる公共事業入札の改革であったと、それでその浮いた金をやはり市内の小さい事業につぎ込んだと、そうしますと市内にいる業者も当然仕事が増えるわけです。できるだけ大きな事業でできるものを削っていただきまして、小さい市民に直接的なところをサービスという形で見えるようにやってほしいなと、そういうことでぜひ取り組んでいただけないか、ちょっとこれ参考になるかならないか別ですけれども、私は個人的にはこういう形があればいいなと思いましたが、ちょっと紹介させていただきましたけれども

も。

では、基本計画の方に進まさせていただきたいと思います。

道路関係については、当初計画されるものと思っていたものが若干変わってきたのかなとそんな理解をしておるわけでございますけれども、一つだけ私どもよく分からないのがあるんですけれども、3月の施政方針の中で国の補助を採択するのに必要だといえればそれでいいんですけれども、費用対効果資料の作成をするというものがあるんですけれども、その辺の資料というのはどういうものを作成ですから作って、どのように生かしていくのか、その辺をお願いしたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（米本壽一） 今年の予算、これ連絡道路、飯岡海上連絡道路の予算で費用対効果、略してB by Cと呼んでいるんですけれども、これは国の補助金の採択を受けるために本当にその費用とその効果いいのかということを書き文書で厚い文書をつくりまします。それを国に持って行って分かったということであれば国の補助金の軌道に乗っていくと、そういう状況になるわけでありまします。そういった資料をつくるのが今年の予算ということなんです。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 字に書いたごとくそのようだと思いますけれども、しかし、そのものがどういう範囲を持って、ただこのルートを決めますからこのためにこれを作るといふことなのか、それとももっと広い範囲を見ながら費用対効果の資料となるのか、その辺をお願いしたいなと思います。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（米本壽一） 費用対効果、まずルートを決めて、今上を上げるのか、下をそのままガード下へ向かって行くのか、二つを検討してまします。どちらか一つを決めて先ほどの費用対効果、こういった検討に入っていくわけなんです。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） そのためにあれですか、そうすると当初予算で150万円のやったものは調査、調査の結果が出たものの費用対効果ということになるんですか。費用対効果資料とそれを一段階終わった後その資料を作ると、それとも併せてその時点でできるということなんですか、その辺は。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（米本壽一） これはすべてひっくるめてと申しますか、それで作ってまいります。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 一つだけ要望しておきたいなと思いますけれども、実は地元では昨年の3月にいろいろそういった計画があるという話を聞いておりますので、私より嶋田哲純議員一番詳しいわけですがけれども、地元の市民は大きな期待を寄せているわけですね。あの辺の工事が早速入るような話まで出ていますので、ぜひできるだけ早くいろいろなルートを選定をしていただきまして早く取り組んでいただきたいなと、ぜひそうお願いしておきたいと思えます。

続きまして、排水整備について伺いたいと思えます。

まず、旧海上町時代もそのような形だったわけですが、あの辺は大きな一つの課題として挙げられていた場所であって、バイパスができたためにせき止められてしまったと言っても過言ではないのかなと思えます。何か聞きますと、バイパスの下にも何か所か抜けているところもあるらしいということですがけれども、下へ流れないように詰められてしまうと、そういう経緯もあるらしいんですけれども、その辺はちょっと私も詳しくは分かりません。当然水ですので上流から下流に流れるのは当然だと思えますけれども、せき止められたためにそういう結果になってしまったと。

それで、旧町時代であるとやはり下流に流すときに飯岡町の方を通らなくてはならないと、行政区が違いますのでそのこともなかなか実現に向かなかったということです。ですから、今度市として一つになったわけですので、できるだけ早くそういったものに取り組んでいただきたいなと、その辺は当然執行サイドでやっていただけるものと確信はしておりますけれども、やはり長年の苦勞している場所でございますので、ぜひそのようにお願いしたいなと。

ごみ処理の方へ進ませてもらいたいと思えますが、いわゆる環境アセス等につきましては、逗留というんですか、保留したということだと思えますけれども、問題は基本計画でもごみ処理を挙げておるわけでございますので、その辺ごみ処理で挙げたものがあの場所できなくなった場合には当然変更せざるを得ないと思えます。その辺の考え方としてはどのような考え方になっているのか。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） お答えいたします。

広域ごみの関係、とりあえず今ストップという状況でございますけれども、市長も答弁してございますけれども、とりあえず地域住民にまず理解をいただきたいと、それが第一だと思っております。それでもという形になれば当然見直しを考えていかなければしょうがないのかなという形で思っています。

（「基本計画は変更するの」の声あり）

環境課長（平野修司） すみません。市の基本計画、当然今そのような形で流れていますので、大幅な変化があれば当然変わっていかざるを得ないなと思っております。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 分かりました。次へ進まない、終わっちゃうとしょうがないから、文化の杜公園に移ります。

これについては、特になんかいいんですけれども、当然土地の評価、価格等が過去のものとは違っているのか、違ってないのか、現在進めていくものが、その辺が土地の鑑定も当然やっているとしますけれども、その辺の過去に実施されたところと現予定地の取得価格等についての変化はあるのかなのか。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） 過去と現在でございますけれども、私ども土地を取得する場合、不動産鑑定価格、不動産鑑定をとっておりますので、当然違ってあります。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 分かりました。中央病院の方に移るんだけど、時間がなくなっちゃったね。

中央病院の整備計画については、先ほど冒頭で申し上げさせていただきましたけれども、市となんか整合性がないように私は感じたものですから、そのような形でどうなのかということ伺ったわけでございますけれども、恐らく病院側としては再整備計画は、あくまで市立病院として旭市単独でいくような話として理解しておるんですけれども、逆に前助役が言ったような経営統合等も視野に入っているということがありますけれども、その辺の考え方の違いというのはあるのではないかなと思いますけれども、その辺はどうなんですか。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） これは前回滑川議員のご質問にお答えしたとおりでございます。そして、そういう経営形態については病院が決めるべき問題ではないだろうとこのように考えております。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） そうしますと、その辺については市長の考え方を伺いたいと思えますけれども、お願いします。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） 今、ちょうど匝瑳市、銚子市と旭市と3市で医療連携の話し合いを進めているのはもう日下議員ご案内のとおりでございます。そういった中で3市とじっくり相談をしながら、医療統合の必要があればもうそこで医療統合の方向に向かいますけれども、現状として病院の方としては、この整備計画は統合を考えた上で病院が考えを出してきたものでは決してございませんで、もう病院独自でやれるという考えの中でやってくれているわけですから、その辺はきちとしたシミュレーションを出して取り組んでいていただきたい、そのように思います。

この前滑川議員の質問だったかに以前お答えをしたことがあろうかと思えますけれども、現在中央病院が担ってくれている医療圏というのは、医療人口100万人と言われているわけでありまして。その割合ではないにしても、正直言って旭市民が中央病院にかかる割合というのは、約30%、あとの70%は外の面倒を見ていただいております。そんな意味では、できれば将来的にはもっと大きな範囲で中央病院を担うことができるような体制づくりができたならそうした形がとればなおいいのではないかなとそんなふうに考えています。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） 確かに3割を切ってしまう市内の患者ではないのかなと、そういう中で医療圏人口今、市長、話にございましたように100万人であるということになりますと、当然100万人の中で30万人が市内だと、70万人は市外ということになりますと、市外のためにリスクを背負うことも必要ないのではないかなという実はそういう考えを持ってしまふんです。でありますので、病院側は当然独自で再整備計画をしている、市としてはそういった経営統合も視野に入れた、できるだけ市民に対してリスクを背負わせないという考えですけれども、片やもう進んでしまっている、もうすぐこの計画書を見ますとあれですよ。そう

しますともう来年でも入るような計画であると。しかし、片や統合も含めた視野に入っているということになりますと、なんかその辺が我々市民としては理解できない部分があるんですけれども、そういう形の中で今回基本計画の整合性があるかないかという質問をさせていただいたわけですが、その辺の考え方としては、基本計画を今年度の中で病院側としては基本設計ですか、基本設計を出しながら進む、基本設計を出した以上はもう進むものと理解してしまうわけですね。それで、医療連携等も今後の課題の一つであるといいますが、片や進んでいる、片や進まないでどうするのかなという形になるんですけれども、その辺のギャップ的なものはかなり私ども感じるわけですが、その辺もう少しできれば具体的にお願いしたいなと思います。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（伊藤忠良） 少し説明が足りなかったようでございます。中央病院のこれまでのあり方というのをごらんになっていただければ理解してもらえないかと思うんですけれども、中央病院というのは、医療の先取りをしながら一度も市に行政に負担をかけないで自分の足で歩んできているわけであります。そういった意味では、常に医療の先取りをして整備をしたりという今のような形を整えてきたことが中央病院が一度も赤字も出さないでこれだけの経営をしてくれているということにつながってきているんだらうと、そのように私は信頼をしております。

そんな意味では、いろんな市民の皆さん方も幾らか心配もしてくれているようでありますけれども、今この地域で中央病院というものがもし万が一のことであれば、この東総地区はおろか千葉県東部の医療というものが成り立たなくなってしまうわけであります。それだけのものをこの中央病院が担ってきちんとやってくれているわけですから、私はできれば議員の皆様方にも中央病院が出してくれたシミュレーションをしっかりとごらんになっていただいて、できれば後押しをしていただけるような形であれば、そのように考えております。

私どもも県に行ってお願いをさせていただいて、これからは県へも国にも行ってさらに後押しをしたいと思っていますけれども、県の中で今、日下議員からも指摘をされましたように、7割は市外の、市民以外の皆さん方の面倒を見ている、こういったことをしっかりとらえて、県もひとつ中央病院の再整備の計画に対してはそれなりの援助をお願いをしたい、そのようなお願いをきちっとしたい、そのように思っています。14日にもちょうど前重田助役

のところを訪ねまして、今、総務課長として活躍をしてくれておりますから、そこにもお願いをしてあります。東総地区の医療連携もしてより一層この地域の核となって頑張らせていただくので、ぜひその辺の援助もお願いできるようにいろいろなところへお願いしてください、そういったお願いもしてまいっております。この計画がある程度目に見えてきたらきちんと県の方へも国の方にも行って、できればきちんとした補助をお願いをしたい、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

13番（日下昭治） ぜひ市長さんが今お考えのように医療と福祉、特に日本一安全なまちづくりということで、当然中央病院もその一つの拠点であると思いますので、市民が安心してできるような病院、経営形態等も含めまして、ぜひお願いしたいなと思います。

一つだけ最後に、あさひ工業団地企業誘致については、今いろんな角度からいろんな方面を通じながら優良企業の誘致を図っておるということでございますので、その辺はぜひ実現に向けて、そしてそうすることにおいて雇用等の確保もできますし、当然固定資産税等も市に入ってくるものが予想されますので、ぜひそういうことをできるだけ早くいろんな方面含めましてお願いしたいと思ひまして、お願いをして要望しておきまして、質問を終わりにしたいと思います。大変ありがとうございました。

議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

高橋利彦

議長（嶋田茂樹） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

21番（高橋利彦） 21番、高橋です。

一般質問を行います。

質問は大きく分けて5点です。

初めに、市長の政治姿勢についてお尋ねします。

新生旭市誕生以来早2年、鉄は熱いうちにとか、最初が肝心とか言われますが、まちづくり今が一番大事なときであります。そのためには県議をパイプ役とした二人三脚で県との連携による一体となったまちづくりを進めることが大事であります。しかし、4月の県議選では県との太いパイプがある大物県議と二人三脚でということで、熱烈に懸命に応援したにもかかわらず、大差で破れてしまいました。二人三脚の競技のルールではこれは失格でありま

す。しかし、幸いにも新しい県議、市長と同じくるわであります。遠くの親戚より近くの他人の例えもありますが、今後どのように二人三脚を組んで新しいまちづくりをするのか、また政治家は約束と法律を守り、誠実に市民のために尽くします、そしてガラス張りでなどと言いますが、政治姿勢は政治をつかさどるものの根幹であります。市長の任期も折り返し地点であります。ぜひ今後の政治姿勢についてお聞かせ願いたい。

次に、市立病院の現状と再整備事業計画について、まず、医師、看護師、技師、一般職員の現況についてお尋ねします。

医師をはじめとした職種ごとの職員数と平均月額給与費、年間の人件費、そして給与費は抑制傾向にあるとのことですが、具体的にどのような点が抑制されたか。

次に、臨時職員と人材派遣会社について伺います。

人材派遣会社に臨時職員を移籍させたことにより費用対効果はどのようになったのか、また現在の派遣社員は何人が、そして派遣契約の自動契約の自動更新はないとの12月議会での答弁でありましたが、1年契約の更新がどのようになったのか伺います。

次に、委託業務の状況について。

現在どのような事業を委託し、どれくらい経費がかかっているのか、また委託の経費と効果についても伺いたい。

次に、借地の状況について、病院用地一見してまとまっているようですが、かなり民有地もあります。現在の所有面積と借地面積、そして借地はどのようなものに利用してどのくらいの費用がかかっているのか伺います。

次に、電子カルテの導入による効果について、電子カルテの導入にはどれくらいの費用がかかり、どのような効果があるのか具体的な説明をお願いします。

次に、東総地域の医療連携であります。これについては大変厳しい医療環境になっている自治体や病院にとっては願ってもないことだと推察いたしますが、旭市、または旭市民にとってどのようなメリットがあるのか伺いたい。

次に、基本計画及び基本設計の入札経過についてであります。基本計画は今年の1月から3月に横河建築設計事務所という会社が最終的資料を3月31日に作成し、その日のうちに病院に届けたように推察できますが、この会社は昭和40年代から常に病院の設計を落札しているオオクラ設計という会社の前に病院の設計をした会社かどうかをお尋ねをしたい。

次に、基本設計約1億円の予算でしたが、この2つの契約、いつどのように入札を行い、契約したのか伺います。

次に、基本計画と同じようなマスタープランというものがあるのかどうか伺います。そして、今まで再整備計画に関連したもので、コンサルタント料や設計委託料、あるいは耐震診断料などをどのような会社にどのくらい支払っているのか伺います。

次に、医療再整備計画の基本方針についてであります。グローバルな視野に立って日本の医療界をリードするようなコンセプトを掲げていますが、現在の病院はどこにも予防医学からリハビリテーションまでをうたい言葉にしていますが、旭市立病院として最も大切にしたい予防医学の提供がないのはなぜなのか。

次に、建築再整備計画の基本方針についてであります。317億円という想像もできない大金を投じての建設、鬼門と言われる北になぜ正面入口、玄関を造ったのか、縁起が悪いと思います。特に病院建設です。縁起ぐらい考慮してもいいのではないのでしょうか。どのようにお考えか答弁をいただきます。

また、免震化等により建築構造と耐震性のある設計のようですが、環境施設の総合耐震基準に適合させると耐震安全性のどの分類になり、重要度係数何類で設計されているのか、お伺いします。

次に、事業性についてであります。新本館現在の駐車場用地に地上12階建てで、建築面積5万3,310平米で、工事費が約185億円であります。そのうち設計監理費7億円で坪110万円、平均的な病院建設の単価60万円から70万円から見ると大変単価が高くなっているが、これは地盤が悪いとか、何か特別な理由があるのかを伺います。それとともに、事業費の項目別内容についてもお伺いします。

次に、資金調達ですが、317億円もかかる事業費で209億円も借金するということですが、過去5年間の収支を見ると、10億円くらいあった利益が年々下がって18年度は3億円、売り上げをはるかに上回る投資が本当にできるのか、特別な補助金でもあれば別ですが、一般企業では絶対あり得ないことです。旭市が夕張市のような気がするが大変心配であります。心配を取り除けるような明快な答弁をお願いします。

次に、19年度から医療収益、改築中にもかかわらず順調に伸びています。これなら急がないでもう少し内部留保資金の準備をしてから再整備を行ってはどうかと思いますが、このような考えはないのかお伺いします。

次に、積算の根拠として患者の単価が2.5%増しとなっておりますが、これは患者の医療費負担を軽減しようとしている国の考えと相反する考え方でありまして、市の国保会計や患者負担が増えても病院がもうかれればよいのか、現在国の方針により経済財政諮問会議が行われ、

刻々と改正される社会保障制度や公立病院改革が進められてる最中でもあり、私はもう少し動向を見きわめる必要があると思います。自治体病院は巨額の税金が投入されながらその大半が赤字経営、旭中央病院も税金の投入がなければ赤字経営、公共性はあるが、事業性のないのが公立病院であります。

このような市立病院の経営に事業性があると断言するなら、こんなシミュレーションではなく、松山先生のIHN構想のような確たる根拠を示していただきたいと思います。

次に、スケジュールと図面資料について、建設スケジュールでは実施設計、今年の11月から来年6月までの8か月間、こんな大金の工事でしかも7億円も支払う設計がこんな短期間でできるものなのか、もしかして設計業者が設計書をつくり始めているのか、大体つくってあるかもしれません。たしか19年度予算では基本設計だけと記憶しておりますが、実施設計の予算はどうなっているのか伺います。

来年8月に建設工事に着工し、2年3か月で竣工ということですが、入院患者への配慮、通院患者等の事故防止、苦情対策など難問は山積みです。私だったら最近新築されている病院のように、旭市では海上中学校のように、そして将来を見据えた中では時間がかかっても地価の安い場所へ移転を考えますが、執行部の考えを伺います。

いずれにしても、このような大事業です。業者任せでなくぜひいろいろな方々の意見も聞き、旭市民の皆さんが未来永劫の繁栄が得られるよう、英知を注いでいただきたいと思ます。

次に、病院の経営状況についてであります。補助金、負担金の件とありますが、これは公立病院であるゆえにいただける補助金、交付金だと思いますが、合計幾らになりますか、それを医業外収益から外すとどのくらいの赤字を計上することになるか伺います。

次に、給与費の抑制、材料費の経営改善努力について具体的な説明をお願いします。

次に、病院の起債、特別交付税と市の財政関係についてであります。病院の起債と市の起債との関係及び公債比率について伺います。

次に、補助金と特別交付税、病院のどのような事業が対象になり、どのくらい交付され、過去からどのような傾向が見られ、将来どのように予測しているのかお伺いします。

次に、再整備の可能性と結論であります。初めに耐震改修の可能性については、病院の改修という特殊事情から、新設以上に高額のコストがかかるおそれがあるとして採用できないとしているが、耐震診断はいつごろどのような業者に委託してどのように行われたのか伺います。

また、3号館は耐震工事の説明の例外か、文書の表現が不適切か、それとも理解が悪いのか、伺います。

移転の可能性については、広大な建設用地の確保が問題としているが、旭市の地価は病院の近くは地価が高く、場所によっては海上中のように交通の便もよく、地価の安い場所は幾らでもあると思います。広域ごみ処理施設の建設計画のように候補地を選定したことがあるのか伺います。

次に、医師や看護住宅と病院本体の分離についても、勝手に分離方式を提唱し、建設コストも維持管理費も含めた長期的なトータルランニングコストで比較計算をしなければわからないと思いますが、決算資料があるのかどうかお伺いします。

次に、現有敷地内の建て替えやペット画像センターも活用でき、使わなくなる建物を取り壊し、駐車場などに活用し、余裕ができ、将来的な需要にも応じられ、再整備事業を行う手段として最も優れていると断定している、しかし問題点としている機能分散による悪化は、現有敷地内の建て替えは、例えば患者等の移動距離が今まで以上に遠くなる人もでき、迷路とも言われる通路の解消もできないと思いますが、これについてもお伺いします。

配付された資料だけではただの机上の作文で説得力もなく、あの成田赤十字病院を手がけた横河建築設計事務所が作成した資料とはとても思えません。もっとも3か月の委託期間でこのようにやれと言われたら適切な結論も出せないし、時間的にも大変無理でしょう。なぜかこの短期間でどのような仕様書でどのように契約されたのか、お伺いします。

次に、病院の望ましい運営形態について伺います。

今年の3月定例会では、伊藤市長は東総地域の医療連携の質問に対する答弁の中で、旭中央病院は県にとってはもうなくてはならない病院になっている、ただ旭市が単独で責任を持てる病院ではないだろう、私はそのように考えております。そういった意味で、この病院建設の件に関しては、院長の方から細かく答えさせていただきたいと思っております。病院の望ましい運営形態については、この答弁で市長の考えは分かりましたが、旭市が単独で病院を建設しようとしているこの基本計画と矛盾しておりますが、市長の答弁は求めませんが、副市長と検討委員である財政課長の考えをお伺いします。また、病院長、事務部長の考えもお伺いします。

続いて、旭地区のインフラ整備について、まず下水道の普及と行政効果についてお伺いたします。

現在旭駅周辺南側地域の下水道整備を行っておりますが、市全体及び下水道計画区域の普

及率はどのくらいか、また整備による行政効果はどのようなものがあるかお伺いします。

次に、下水道事業に対する市と市民つまり加入者でございますが、この負担についてはどのようなになっているのか、そして市民である加入者の反応は、つまり声であります、どのようなものが多いのか、また参考のために使用料などの収納状況はどのようなになっているのかお伺いします。

次に、下水道事業の計画はどのようになって、今後どのように進めるのか方針を伺います。

次に、大きな4番目の小・中学校の耐震事業の進捗状況等についてであります、日本ではほとんどの学校が災害時の避難場所となっています。この避難拠点としての学校、安全安心な建物にすべく国は新たに方針を打ち出し、改修工事費の半分は国が補助するということで、文部科学省が改修を推し進めています。我が旭市も全校のうち約20数棟が耐震基準を満たしていないということで、昨年からの改修などの工事に入っていますが、現在までの進捗状況、そして今後の年次ごとの計画と全体の概略の事業費と資金計画、またこの事業は何年まで適用されるのかお伺いします。

次に、大きな5番目でございますが、広域ごみ処理施設建設事業の経過と今後の進め方などについてお伺いします。

市長は3月議会では住民の声を無視して建設する考えは全く持っておりませんと答弁しています。しかし、この議会初日の政務報告では、東総地域の将来においてぜひとも必要だと述べておりますが、なぜ旭の中心部の遊正地区なのか、そして住民にどのような形で理解を求めていくのか、具体的についてとともに、今までの経過と今後の進め方などについてお尋ねをいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

議長（嶋田茂樹） 一般質問は途中ですが、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 6分

再開 午後 1時10分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

(市長 伊藤忠良 登壇)

市長(伊藤忠良) それでは、高橋議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、私の政治姿勢ということでお尋ねがありました。もう高橋議員もご案内のように、私は合併をして新しいまちづくりをしていく上で一番大事なことは、県の力をしっかり貸していただいて、そしてまちづくりを進める、このことが大事、そのように考えて、県のプロジェクトチームに旭市のまちづくりの中に入れていただいてこれまでも意見をちょうだいをしてまいりました。そういった考えですから、その頂点に立っていただくのは当然県議であります。今度は新しく大松県議が就任をされたわけでありますから、もう大松県議が就任をしてごあいさつにみえたときに、こういったことで県の力をいろいろな面でかりているからぜひひとつ一度じっくりと話を聞いていただいて力を貸してください、そのようなお願いをさせていただきます。残念ながら今、大松県議少し体調を崩されているようですから、体調が治り次第しっかりと相談をしながら県の力をかりながら進めていきたい、そのように考えております。

それから、もう1点のごみ処理の広域処理の問題でありますけれども、金曜日の滑川議員の質問にもお答えをさせていただきました。あの地点で無理に地域で無理に押しをしよう、そのような思いというのは、考えというのは全く持っておりません。ただ、ごみの焼却処理場というのは、今いろんな面で県とも相談をさせていただいておりますけれども、県の方の考えは広域の処理場、しかも1か所ですということでございます。であればどこでということ今検討させていただいて、今の遊正地区がその候補地に上がっておるわけでありますけれども、この間もお答えをさせていただいたとおり、私は当初からもう今のごみ処理場というのは全く健康被害もない、風評被害もない、そのように考えていたわけでありますけれども、これまで1回目が3か所、2回目と説明会を行っている中で、地域の皆さん方からいろんな質問が出ました。そういった問題を担当課の方でしっかりといろんな所に相談をさせていただきながら、今つかんでいる感触では、当初考えていたとおり全く人体被害はない、しかも風評被害の例もない、そういったことでそのことをしっかりと地区の住民の皆さん方に説明をさせていただき、その上でもだめだということであればこれはもう当然2市、銚子市、匝瑳市とも相談をさせていただきながら次の場所を検討させていただき、そういうことになっていこうと思えます。

一番大事なものは、地区の皆さん方に1か所でやらなければ補助の対象にはならないという

ことがまず第一、それと健康被害も風評被害もないそのことをしっかりと認めていただいて、そしてできればそういった中で余熱利用ができるような場所ということで、検討させていただきたい、そのように思います。

私からは以上です。

議長（嶋田茂樹） 副市長。

副市長（鈴木正美） 私からは市立病院の現状と再整備計画の中の15番目につきまして、市長でなくてよいので副市長の考え方をということでしたので、申し上げます。

病院の運営形態でございますが、午前中市長からも答弁ございましたように、中央病院は医療の先取りをしながら市に頼らずこれまでやってきております。そういう中で、今後も独立採算を前提とした整備、運営という形で認識をいたしております。具体的にフレームとして言えば、現行フレームである地方公営企業としての病院事業とそういう扱いで考えております。

議長（嶋田茂樹） 病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） 私からは病院の幾つかの問題についてお答えいたします。

まず、5の電子カルテについてであります。電子カルテは平成17年、18年度の継続事業で、お金についてのご質問であります。ハード機器が7億5,800万円、ソフト開発費が11億1,200万円です。

導入のメリットであります。各部門のシステムを統合することにより情報の共有化、業務の効率アップ、必要なときに必要なデータを取り出せる等のメリットがあり、今後の業務改善による省力化が期待されるわけです。

それから、次の6番の東総地域の医療連携ということでございます。旭市並びに旭市民にとってのメリットが何かというお尋ねだと思います。東総地域の他の公立病院の事情によりまして、当院へ外来、入院ともに患者様が集中していることはご存じのとおりでございます。このことにより外来や入院は大変混雑しており、市民の皆様のご期待に十分にこたえられない状況にあります。東総地域の医療連携において、連携が強化され、各病院の機能が分担されますと、当院においては基本的に急性期の患者様を受け持ち、他の市町の亜急性期及び安定期の患者様は各市町での病院で診療することになります。このことが当院の混雑の緩和につながり、市民の皆様へより安全で満足いただける高度先進医療の提供が可能となるというふうに思っております。

それから、次の8番であります。医療再整備計画の基本方針についてグローバルな視野

に立って保健、医療、福祉、介護の拠点整備を行い、環境変化に弾力的に対応しつつ、地域住民のニーズに適合した医療サービスが提供できるよう、再整備事業を推進することを基本方針としております。

ここに予防がないのではないかというご指摘ではありますが、我々はこの保健という言葉というのはこれを予防という、今人間ドックだとか、あるいは企業健診だとか、そういうのを既にやっておりますが、これを保健というふうに称しております。この言葉に予防医学も入っているというふうに認識しております。

それから、9番の建築再整備計画の基本方針でございますが、昭和57年以前の建物につきましては、現在の耐震基準を満たしておらず、早急な耐震化等の建てかえが必要となっており、基幹災害医療センターとして建築構造、設備の耐震性を向上するとともに、アメニティ等の充実や機能的で効率的なフロア構成により、人にやさしく安全な病院建設を実現したいと考えております。

長期的な視野においても医学の進歩、そして医療政策の変遷に対応可能な順応性及び将来性のある施設として、また経済性が確保されるよう経営方針、収支計画について綿密に検討しております。

それから、玄関の話ではありますが、その鬼門については考慮してございません。

それから、14番の再整備の可能性と結論ということではありますが、1号館、2号館、7号館及びPETセンターは、耐震強度があり、多少の改修を行うことで十分に使用できます。その他の建物の耐震改修については、入院、外来の医療環境に及ぼす影響と費用面からも採用できません。

また、移転新築の可能性でございますが、全医師を病院構内に居住させ、常時医療が提供できるという当院独自のシステムを根本から見直すこととなります。

以上から、現有敷地内に建て替えることが地域住民のニーズに応え、最少の経費で効果的に効率的に再整備を行うことができる最良の選択であると考えております。

それから、15番ではありますが、これは今、副市長さんの方から、あるいは先ほど市長さんの方からお話があったのと全く私も同じ、何回も繰り返しておりますが、同じ考えでございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

病院事務部長（伊藤敬典） たくさんご質問をいただきましたが、できる範囲で精いっぱい

お答えをしたいと思います。

まず、私の方からは1番目の職員の最新状況でございます。それから、人件費の関係でございますが、今年の5月現在で病院の常勤職員数は1,709名でございます。その内訳としては、医師が241名、この中には研修医、専修医が123名含んでおります。医師が241名、それから看護師が712名、技師が275名です。その他の職員が481名、以上が病院本体の方でございます。このほかに附属施設に111名おりまして、全体の合計が1,820名です。

次に、人件費でございますが、まず月額です。病院と附属施設合わせた人件費、ただこれは法定福利費を除いた額でございますが、今年5月の、先月の月額が6億6,400万円になります。それから、年額についてのお尋ねですが、これは昨年度の実績で申し上げますと、104億4,000万円、ですから今年の人数とは対比しませんが、昨年度の実績で104億4,000万円です。

それから、給与費が抑制傾向にあるということについてのお尋ねでございますが、今ご案内のとおり人件費は人事院勧告に基づいてやっております、最近では抑制傾向にあります。

それから、病院としてもできる限り民間委託の導入などによりまして経費の人件費の削減ということを図っておりますので、抑制傾向というふうに表現をしております。

2点目でございますが、人材派遣の関係です。まず派遣の人数は何名かということですが、今年6月、今現在124名です。これは昨年の6月、1年前と比べますと、昨年の6月が105名でしたので、19人増えております。この理由は、職員の退職による補充でございます。

次に、費用の比較というお尋ねでしたけれども、これはなかなか難しい比較でございますが、仮に派遣の方が全員正規職員とした場合の人件費とそれから現在の委託費、これを比較をしてみますと、年間で約7,200万円の削減ということになります。

それから、契約の更新の関係でございますが、これは契約内容に変更があったエーイーエスこの1社のみ更新をしております。その内容については、1年間の更新ということと、それから契約金額を他社と合わせて5,000円少なくしております。1人当たり23万円ということにしております。

それから、3番目でございますが、委託の状況でございます。これは19年度、今年度の予算額ですけれども、税込みで14億5,000万円です。委託の内容ですけれども、建物や設備関係の保守、それから医療機器の保守、院内警備の委託、清掃のマネジメント、それから退院時のベッドメイキングなどあります。

契約方法についてでありますけれども、現在は見積もり合わせ等によりまして随意契約で行

っています。ただ、これについては現在見直しを行っておりまして、今年度中にできるところから入札による契約に切り替える方針であります。委託化のメリットは経費の節減ということになります。

それから、4番目でございますが、借地の状況でございます。当院における敷地面積は、これは全体面積でありますけれども、約16万1,000平方メートル、坪数に換算しますと約4万8,700坪になります。議員さんからは坪とそれから反当たりで表現をしてくれということでもありますので、併せて表現をさせていただきます。このうちで借地の面積でありますけれども、全体の約17%に当たります約2万8,000平方メートル、坪数でいいますと約8,400坪です。その借地の目的ですけれども、一つは建物敷地、それからもう一つは駐車場敷地であります。面積ですけれども、建物敷地としては約5,000平方メートル、坪数でいいますと約1,500坪です。それから、駐車場敷地としては、約2万3,000平方メートル、坪数でいいますと約6,900坪余りです。これを借用しております。

次に、賃料ですけれども、建物敷地が反当たりでいいますと、1反当たり84万9,000円、それから駐車場敷地が反当たり約83万8,000円、これが全体の総額、賃料総額では約2,400万円になります。

以上でございます。

それから、7番目のこれまでの経過、事業の経過についてのご質問でございますが、今回の再整備事業の経過につきましては、これは平成15年から既に始まっております。平成15年に病院の建築設計に定評がある大手7社を指名をいたしまして、平成15年6月から16年3月にかけてそれぞれから提案、プレゼンテーションをしてもらっております。その後平成16年に入りまして、平成16年5月に外部の有識者1名を加えまして、いろいろな図面、資料等を検討いたしまして、3社に絞っております。さらに、9月にはさらにもう1名の学識経験者、これは広島国際大学の教授でありますけれども、その1名を加えまして、病院内部の審査会で総合的な評価を行いまして、3社の中から現在の横河建築設計を選定をしております。

その横河建築設計事務所に対する委託の経過でございますが、17年度にはマスタープラン、それから18年度には基本計画書、それから現在19年度の当初の4月からは基本設計の委託をしております。

それで、先ほど基本計画書はいつから発注をしているのかと、^{みつき}三月でというお話がございましたけれども、18年度の基本計画書の発注は、発注年月日が18年5月11日でございます。

ですから、5月から発注をして、3月末に基本計画書ができ上がったという状況でございます。

それから、先ほどのご質問の中でオオクラの前に横河がやった実績はあるのかというご質問もありましたけれども、これについてはないと、やった実績はないということでございます。

それから、11番目のスケジュールの関係でございますが、実施設計予算はどうなるのかというご質問でございました。これはまだ実は予算化をされておられませんので、基本設計が済んだ段階で予算の補正をお願いをいたしまして、できれば年内の議会で議決をしていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

病院経理課長（鍋木友孝） 私の方からは10番の事業性のところで項目別ということがありましたので、この事業費の項目別にお答えいたします。

まず、新本館の建設工事でありますけれども、全体では316億9,561万円のところをその本新館の建設工事は、177億4,423万4,000円であります。こちらの方は新病棟の面積としまして5万3,310平米掛ける単価を33万2,850円として計算をいたしました。構造は、免震構造RC造で、規模が地上12階、工事期間を27か月といたしました。

それから、設計工事の監理料でありますけれども、全体で6億9,400万円でございます。

それから、改修工事でありますけれども、改修工事の内容によりまして単価が若干変わります。重度な改修工事を平米当たり20万円、それから中度な改修工事を16万円、軽度な改修工事を8万円などいたしました。そういたしますと1号館が6億6,920万円、それから2号館が11億2,572万円、3号館これ東側でございますけれども、4,830万円、7号館が18億5,180万円、それからPET棟こちらの方は用途変更でありますけれども、50万円で合計で36億9,552万円であります。

それから、大きなところで申し上げますと、什器備品がこれが5億円あります。これは待ち合い用のソファや診察用の備品などであります。あと情報システムの更新ということで、15億円を予定しております。こちらの方は電子カルテを中心とするシステムで、5年ごとに更新を予定しております。それから、器具備品、医療機械の購入費ということで60億円ありますけれども、毎年購入しておりますのが12億円ありますので、おおよそ5年間分を載せてあります。

それから、駐車場の建設が8,064万円、こちらの方は造成、埋め立ての費用を平米当たり1万2,000円といたしまして6,400平米を予定しております。

大きなところは以上のような状況であります。

それから、同じ10番のところでは建設の単価が高いのではないかというようなことでありましたが、手元にちょっと資料ございまして、こちらは全部で73の工事があります。これ一番高いのからいきますと、平米当たり68万4,000円くらいから一番下が18万5,000円ということでありまして、今回の33万円というのは、もしこの工事でいたしますと66番目に当たることとなりますので、材料が高くなっている折りでもありますので、低い方かなと思います。

それから、事業性についてということでありまして、今回の工事の予定に当たりましては、基本計画における事業費を約317億円、そのうち209億円余りを外部から資金を融資受けるといったような設定で20年間を試算しております。その結果でありまして、いろいろケース3通りやりましたけれども、一番不利なケース3におきましても、平成37年度の末の累計損益では111億円余り、それから累計の資金余剰でありまして、127億円という見込みになりまして、事業性はあると判断をしております。

それから、12番の方でありますけれども、病院の経営状況にということでありまして、この前一覧をつくりました中で10年前の平成9年度と5年前の平成14年度と昨年度、1年前を100万円未満は切り捨てまして100万円単位でお答えさせていただきますと、各科目ごとに古い順に申し上げますと、まず総収益であります。総収益が平成9年度が200億3,200万円、14年度が250億6,000万円、18年度が288億1,300万円であります。それから、繰入金であります。平成9年度が9億7,100万円、14年度が14億800万円、18年度が12億4,200万円あります。こちらの方は繰入金、要するに繰入金だけで負担金交付金だけの金額なんですけれども、このほかに補助金が年度によって違いますが、1億円から2億数千万円というのがございます。

それから、総費用でありますけれども、平成9年度が195億5,000万円、それから14年度が240億6,200万円、それから18年度が285億1,000万円あります。純利益であります。平成9年度が4億8,100万円、14年度が9億9,800万円、18年度が3億200万円です。

それから、企業債の元利償還金ですが、平成9年度が8億6,900万円、14年度が12億8,800万円、18年度が15億8,400万円です。

企業債の残高でありますけれども、平成9年度が119億100万円、14年度が154億1,900万円、そして18年度が153億4,300万円あります。

以上であります。

議長（嶋田茂樹） 財政課長。

財政課長（平野哲也） 私の方は13番目の病院の起債関係で実質公債費比率ということでございますけれども、これは去る5月に基本計画の概要をいただきまして、それから再計算をいたしております。現在の試算ではピーク時は平成27年度で、21%程度ということで試算をいたしております。

それから、交付税分いわゆる繰り出し分の交付税どのような項目が算入され、将来どう見込んでいるかということでございますけれども、項目につきましては、普通交付税、これは普通交付税は病床数、それから元利償還金分、それから看護師養成所生徒数、診療所数、こういったものが基礎になっております。項目になっております。それから、特別交付税分でございますけれども、これは病床数、これは結核とか精神、救急医療施設、救命救急センター病床数、周産期医療病床数、小児医療病床数、小児救急医療提供施設といった項目が交付税で算入されておまして、これを繰り出しているということでございます。

将来推計ということでございますけれども、元利償還分については当然借り入れが多くなりますので、途中からこの算入分は上がってまいります。その他の普通交付税算入分については、ほぼ平準といえますか、横ばいで推移するのではないかとという形で試算をいたしております。

それから、もう1点、15番目の運営形態の中で建設委員会、副市長と財政課長いるのでということでございますけれども、答えの方は副市長の方と全く同じ考え方でございます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 下水道課長。

下水道課長（山田憲明） それでは、旭地域のインフラ整備についてお答えいたします。

1番目の下水道の普及と行政効果について、公共下水道は公衆衛生の向上に大きな役割を果たすとともに、河川や海域等の公共用水域の水質保全など環境面でも効果は大きく、快適な生活環境を提供する都市のインフラとして積極的に整備、普及を図っていく必要があります。

旭市の公共下水道につきましては、平成5年度に事業認可を取得、平成6年度より工事に着手し、平成19年3月末までの供用開始区域は145.9ヘクタールとなっております。

続きまして、下水道の普及についての指標といたしましては、下水道処理人口普及率、水洗化率があります。下水道処理人口普及率とは、総人口に対して下水道が利用できる人口の

割合で7.6%になっております。また、水洗化率につきましては、供用区域内対象人口に対し、接続人口の割合で55.2%になっております。

次に、2番目の市民の反応及び使用料の収入状況についてお答えいたします。

市民の反応といたしましては、下水道に接続したおかげで悪臭がなくなる等の衛生環境等でよくなってきたという反面、接続できない方の声といたしましては、改造資金がちょっと予定外にかかるというような声を聞いてございます。

次に、使用料の状況でございますけれども、平成12年から18年度までの7年間の累計調定金額2億5,449万1,558円に対して、収入済み額は2億5,153万3,111円で、収納率といたしましては98.8%であります。

続きまして、3番目の下水道事業の計画についてでございますけれども、現事業認可区域は202ヘクタールとなっており、計画人口6,600人、計画汚水量4,500立方メートルで、平成23年度を目標に整備を進めているところであります。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） それでは、私の方から小・中学校耐震事業の進捗状況について申し上げます。

現在市内には小学校が15校、中学校が5校の20校ございます。そのうち耐震性がある学校は琴田小、富浦小、嚶鳴小、萬歳小、中和小、古城小及び海上中の7校でございます。残る13校につきましては、耐震補強工事または改築工事を実施し、耐震性のある学校に整備をいたします。

中央小学校、干潟小学校、共和小学校、豊畑小学校、鶴巻小学校、滝郷小学校、三川小学校、飯岡小学校、第一中学校及び干潟中学校については、耐震補強工事を実施しております。平成20年の来年3月には工事が終了することとなっております。

干潟小学校、共和小学校、豊畑小学校、三川小学校、飯岡小学校及び干潟中学校につきましては、既に工事に着手しているところでございます。中央小学校、矢指小学校、第二中学校及び飯岡中学校については、改築工事を実施し、安全な教育環境の充実に努めるところでございます。第二中学校校舎につきましては、本年度着工いたす予定となっております。現在契約等の準備を進めております。

なお、すべての事業につきましては、前期の基本計画でございます平成23年度までに終了したいと考えております。ただ、その中で地震防災対策特別措置法が平成18年から平成22年

度、平成23年3月31日をもって消滅するでございますので、平成22年度までには耐震補強工事は終わらせたい、そのように考えております。

なお、全体の事業費でございますけれども、平成18年度の事業から23年度の事業についておおよそ90億円前後だと思っておりますけれども、その資金につきましては、耐震の計画につきましては、先ほど申し上げましたように、特別措置法によりまして2分の1が国の負担、それ以外のものにつきましては3分の1が国の負担ということでございまして、残りは有利な市債、それと一般財源を充当する、そのように考えております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 環境課長。

環境課長（平野修司） それでは、広域ごみ処理建設事業の経過と今後の進め方についてお答えいたします。

広域ごみ処理施設にかかる状況ですが、これは何回もお話ししてはおりますけれども、平成11年度に東総地域ごみ処理広域化推進協議会が設立し、広域ごみ処理施設の候補地を10か所から選び、16年7月に遊正地区となっております。また、地権者には16年12月に面接し、事業説明を行い、17年3月28日に再度説明を行っております。また、出席できなかった方については、訪問、遠方の方には電話して説明の状況を伝えています。また、18年度には測量を行っております。住民説明会については、第1回目は2月13、22、24日の3日間延べ188名の参加がありました。第2回目は5月18日の196名の参加がありました。

反対陳情書については、5月15日に共和嚶鳴地区区長会、つくも町内会代表、周辺住民の会代表から5,078名、6月1日には豊畑地区区長会から1,114名等の状況となっております。

次に、管理者会議の経緯関係でございますけれども、これは東総地区広域市町村圏事務組合から会議内容を確認したところ、3月1日に2月に行った第1回目の広域ごみ処理施設住民説明会の結果報告を行っております。内容については、3市のごみ施設の状況、3日間の住民の意見内容、例えば安全な施設なのか、ダイオキシン等の問題、風評被害の問題等を話し合ったとのことです。また、5月1日には5月18日に開催した第2回目の住民説明会の配布資料等の内容確認等を行っております。

次に、今後の予定でございますが、各市の議会終了後早い時期に開催すると聞いています。その中で今後の進め方等も話し合われるのではないかとそのように考えています。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） 時間の関係もありますので、病院を後回しにして、3番目のインフラ整備、下水道の問題について再質問いたします。

この下水道あるなしは文化都市かそうでない都市かと言われるわけですが、そういう中で、旭も下水道始まっているわけですが、しかしながら、現在供用開始してありますうちが1,865戸、そしてその中で接続は1,090戸ですか、こういうことで、約半分なんです、こういう普及率が悪い中でどういうことで接続を進めているのか、まず1点お尋ねします。

それから、料金でございますが、今、日量1,000立方といたしますと、1日一軒家で1立方程度になるわけですが、そういう中で簡単に計算しますと、月4,200円、年間5万円ですね。そうしますと合併浄化槽ですと四・五人ですと二・三年に一遍、それも2万七、八千円で済む中でかなり高いのではないかと思います。そういう中で、この料金どういうふうに考えるのか。

また、年間の一般会計からの繰り越しがかなりあるわけですね。接続の使用料ですか、これが年間4,800万円しかない、それに対して一般会計を含めた中でランニングコストだけに要する費用が約4億7,000万円、そうしますと約1,000戸でございますので、1軒当たり47万円、約50万円かかってしまうわけですね。こういう下水道事業、果たしていいのかどうか、その辺これはこれから継続するしない、継続というのは事業を進めていく中で、下水道事業まだまだこれから認可区域があるわけですが、事業というのは余りにもおかしくなったときにはやはりやめるのも一つの施策だと思うわけですが、そういう中で市長はこの下水道のこれからの許可区域内での整備、どういうふうに考えているのか、またこの料金の問題を含めては、担当課長に答弁いただきたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 私は、下水道事業に関しては、もう既に終末の処理場もあのように整備をされておりますし、できるだけそういった意味では普及率を高める努力をさせていただきながら効率の改善を目指しながら今後も続けていきたい、そのように考えています。

議長（嶋田茂樹） 下水道課長。

下水道課長（山田憲明） 議員の質問にお答えいたします。

現在水洗化率は55.2%、本来であれば使用料で維持管理費及び資本費といたしまして、起債の元利償還金を充てるような形でございますけれども、現在55%という状態の中では、そう

いうものまで対応ができないという状態でございます。そのために普及率を上げるためには、未接続者に対して戸別訪問を行い、接続してもらうようお願いをしていきたいというふうに考えてございます。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） 市長はそのまま続けるということですが、年間今の現状で約5億円、これは貴重な税金たれ流しなんですよね。それをあえて続ける必要があるのか、また今、課長の話ですと、工事費を含めて使用料で賄うというようなことでございますが、現在約5割の中で使用料収入4,900万円しかないわけです。4,800万円しかないわけですよね。これ倍にしたって1億円ないわけでしょう。そうしますと、おのずから4億円から足りなくなってしまうわけです。そういう計算できるんですか。今の使用料ですか、約100%接続しても4倍に上げなくてはならないわけです。今の答えですと、どういう計算ができるのか、そんな中で、それは加入に対しての推進やっていると言いますけれども、50%では推進やっているにならないと思うんです。これは黙っていたって50%ぐらい加入するんです。そういう中でどう思いますか。また市長にも答弁。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

下水道課長（山田憲明） お答えいたします。

一応下水道使用料につきましては、本来全計画を終わった時点で使用料で賄うべきところでございますけれども、今現在建設途中でございますので、起債等はその分償還しなければいけないというのが現状でございます。将来的にどうするかという中では、下水道使用料の値上げというか、改定という形が一つの考えになってくると、その前には一応コスト縮減、事業費のコスト縮減なり図っていかざるを得ないのかなというふうに考えてございます。

（「推進」の声あり）

下水道課長（山田憲明） やはり戸別訪問を行い、お願いをせざるを得ないというのが現状でございます。

以上です。

先ほど水洗化に、戸別訪問した中で反対というわけではないんですけれども、接続しない理由といたしましては、排水設備等の改造費にちょっとお金がかかると、それと家屋の老朽化という形で、その水洗化だけではなくて、家全体を直さなければいけないというのと、あともう一つは、接続できないような状態であると、地形的にという理由がございます。それ

については、あとは合併浄化槽を今設置してあるので今すぐ接続しなくてもいいのではないかとこの形でございますけれども、最終的にはそこから流れる水が水路を伝い、仁玉川などの河川へ流れていきます。そうしますとその水が必然的にはもう悪化していくというのが見えてきます。そういう中で、あくまでも環境を大事にさせていただきたいという形で接続をお願いせざるを得ないというふうに考えてございます。

(「推進した結果、どのくらい加入したのか」の声あり)

下水道課長(山田憲明) 昨年の例といたしまして358軒の戸別訪問を行い、10軒が接続を得ることができました。

以上です。

議長(嶋田茂樹) 伊藤市長。

市長(伊藤忠良) 確かに下水道の問題はいろんな問題を含んでいるだろうと、そのように思います。ただ、ここまで事業を進めてきてじゃあとということで、途中でこれを放り出して私はプラスには決してならない、もちろんいろんな努力をしなければなりませんけれども、しっかり努力をさせていただきながら加入率を高め、効率のいいものにしていきたい、そのように考えています。

議長(嶋田茂樹) 高橋利彦議員。

21番(高橋利彦) そういうことで、これから続けていくのであればもっと真剣に取り組んでいただいて、多少の負担はしょうがないでしょうけれども、やはり下水道事業の中でできるような対応をしてもらいたいと思います。それがやはり皆さん方が与えられた宿命だと思えます。そのために給料もらっているんでしょから、この問題はこれで3回ですから終わります。

次に、学校の耐震事業の関係でございますが、進捗状況、それからこの経費については約90億円かかるということ答弁いただいた中で、22年度までこの時限立法ということでございますが、まだこれからかなりの年数あるわけですね。そういう中で、今この学校の耐震にかかわる工事、なぜそんなに急ぐのか、どうせ工事やるならまだ年月あるわけでございますので、やはり入札が公平、公正にできる手段をとった中で進めるのが本当ではないかと思えますが、その辺どうお考えですか。

議長(嶋田茂樹) 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

庶務課長(浪川敏夫) それでは、お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、例の特例法が23年の3月ということと、それと一方で先ほど議員からお話がありましたとおり、それぞれ小・中学校は避難場所ということでもございます。いつ地震が来るかもわからないということで、いち早く整備をしておかないとならないということでございます。

それと児童・生徒の安全性ということが一番大事でございますけれども、本工事によりまして震度6強程度の地震には耐え得るということで、現在は工事を進めております。そういったことが一番ございまして、あとはその児童・生徒の学力、あるいは体力のそれを発展させる、発育するための環境を整えていくということが一番の目的でございますので、よろしくご理解願いたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） 子どもの安全、これは大事なことだと思います。しかし、入札とその問題は違うんですね。今回もそうでしょう。みんな99.9何%、しかしそういう中で90%以下の業者もいたわけですね。それで、入札制度が変わればよく他の市町村でも9割以下になってしまうと、90億円の中で1割違えば9億円、今の一中の体育館ですか、あれ2つ建ってしまうんです。やはり皆さん方は汗水たらさない金、つまり税金、鉛筆なめたらそれで金が入るんです。そしてまたそれがその鉛筆なめて書いたのが今度は法律になってしまうんですね。それで差し押さえでも何でもできる、そういう安易な立場にいるから、いや1億円でも2億円でも10億円でも全然頭がないんです。そうでしょう。やはり住民が汗水たらして働いて納めた税金、それをいかに使うかです。そのためには入札制度、皆さん方ただ時がたてばいい、それでこの議会が終われば嵐が吹いたらもうそれで終わりだと、そんな考えでいるから、いつも、いや半年先ずるずるそういう入札制度もなくすんです。延ばしてしまうんです。貴重な税金をどういうふうにするか、やはり皆さん方公僕なんです。住民のために尽くす、そして住民が納めた税金有効に使う、そのために課長、ほかの市町村既に始まっているんです。いつまでに入札制度の改革をやるか、できたらここで明言してみてください。皆さん方優秀な公務員ですから。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長（鈴木正美） 入札制度の改革については、午前中申し上げましたように5月から具体的な運用についてどうしていくかということを検討しています。県の方でもいろいろ検討していますが、10月から価格の引き下げ等をいたしますけれども、それに際しましていろいろ方針は決めましたけれども、吟味しなければならぬいろいろなこと、検討しなければなら

らないことがたくさんあるというふうにお聞きしています。市においてもいろいろな形で方向性を変えていくのに考えなければいけないことを先ほどおっしゃいましたけれども、ほかの市でもやっております。郵便の入札制度につきましても、きょうの新聞に出ていましたけれども、1回目は下がったけれども、2回目は99という数字も出ていると、私は数字というのは結果の数字ですので、制度の問題とはちょっと違うところもあるのかなと、同じ制度の中で運用しても高い低いというのは当然参加される業者さんの中で高い、低いというのはあるのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） 副市長、熟慮してたってしょうがないんです。すぐやるのが大事だと思うんです。それで、ほかの市町村でやっていればそれを勉強してきてすぐできるのではないですか。ここで何もこういう、こうするああする考えないで、どうなんですか。そういう中でまたこの入札、よく土木については県内いっぱい出せばもう話し合いの場がないというけれども、建築については県内くらいはツーカーになっちゃうとよく業者の話があるんです。ですから、いかに安く、例えば学校を改修するとか、その辺十分考慮した中で、あすだあさってだと言わないで、すぐやったらどうなんですか。県から来た高級官僚ですからその辺簡単にできると思うんです。どうですか。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

副市長（鈴木正美） すぐにできるのではないかという話ですけども、やるからはちゃんとそれに対してきちっとした対応をいろいろな疑問が出てきたときにそれに応えられる体制、あるいは市の内部的な体制も必要ですので、そういったものについてきちっとした形でやっていかないとやはり適当ではないのかなというふうに考えます。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） これは質問ではございませんで、副市長の指導力十分発揮してもらって一日も早くやっていただきたいと思います。そういう中で、次のごみ問題お尋ねします。

先ほど市長はごり押しはしないというようなことでございます。そういう中で、今反対の署名が約6,000名ちょっとあるということでございますが、地域のこれは見方によっていろいろ違うんでしょうけれども、旭市全体から見たら1割ちょっとですか、しかし地域から見たら6,000名というのはかなりの数字になると思うんですが、そういう中で市長、この数字

を多いと受けとめるのか、少ないとみるのか、そういう中で市長はどのぐらいの数字であればこんなに反対があってはなというようなお考えをお持ちなのか、その辺をお尋ねします。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 市民の皆さん方の反対署名十分重く受けとめております。

（「答弁漏れ、どのぐらいの数字で」の声あり）

市長（伊藤忠良） 数字が幾つとかという問題ではなく、もう十分これは市民の皆さん方の声として受けとめてそれなりの対応をさせていただきたい、そう考えています。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） これは住民の声だということを十分認識をいただきたいと思います。

そういう中で、もう1点お聞きしたいんですが、例えばこれが6,000名少ないとなった中で、いろいろな見方あるでしょう。6,000名くらいだからどうにか進めようやと、そういう中で土地の買収に入った場合、もし1人でも売らない人がいたらその場合は強制収用をかけるのかどうか、その辺もちょっと、これは担当課の方で結構でございますので。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 地権者の方で売らない方が出たらという場合の想定の話ですけれども、うちの方というか、東総地区広域市町村圏の事務組合の方としては、粘り強く交渉していくというお話しか聞いておりません。ですから、そのような形でご理解を得ていくという形になります。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） では法的な対応はしないということですか。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） うちの方で聞いているのはそういう形ですので、やる、やらないというのはちょっと即答はできません。よろしく申し上げます。

議長（嶋田茂樹） 伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 今の担当課長の答弁に補足をさせていただきたいと思いますが、この問題は東総広域で進めている問題でして、まだ遊正地区を候補地として選んだだけであ

りまして、それ以上の問題には全くまだ進んでおりません。ですから、そういったこの先という問題にはまだいっておりませんものですから、その辺も十分今度はそういったいい候補地というものが出てきたときには、今度はみんなで相談をしながらその進め方も検討していきたい、そのように考えています。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） いずれにしても、住民の意思を十分尊重した中でこの問題進めていただきたいと思います。

それから、あと病院の問題でございますが、電子カルテ18億7,800万円かかっています。またその上に今度は基本設計で15億円と、これは電子カルテなのか、それともその他の機械なんですか。それとともにこの15億円計画に組んでありますが、これは買い取りということなんですか。リースなんですか。今どき買い取りというのは珍しいんですが、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） 一般的に電子カルテというのは、実は部門システムというものとサーバーで成り立っておりまして、部門システムというのは今29動いております。どういう部門システムかということ、看護支援、医薬品情報システム、リハビリシステム、生体検査管理システム、薬剤調剤システム、検診システム、給食管理システム、救急受付システム、内視鏡管理、このようにもっとたくさんあるわけにありますけれども、この更新というのが大体こういうものは5年に1回更新というふうなのが慣例でありまして、1年ぐらい長く延びる場合ももちろんございます。この今の現時点ではこれを買い取りということでやっておりまして、それを今度また更新のときにまた更新すると、このような形でやっております。

以上であります。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） 今どきこういう電子機器買い取りなんかというのは随分珍しいんですが、なぜ買い取りなのか、その辺お尋ねします。

それから、あともう1点、病院の望ましい運営形態ですが、市長ははっきり言って旭単独では持てないだろうということでございますが、院長も……。

議長（嶋田茂樹） 高橋議員に申し上げます。一問一答方式でございますので、まず電子カルテの方から。

高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

病院経理課長（鍋木友孝） なぜ買い取りかということでありませけれども、結論からいきますと、今の段階では資金的なものをこれから見込むのに当たっては、とりあえず15億円ずつ投資をしていくことが必要だということで、数字を載せてあるというようなことではありません。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） それでは、この病院の計画全くずさんなものになってしまうと思うんですね。どういうふうにお考えなのか。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

病院経理課長（鍋木友孝） なぜずさんなのかということなんですけれども、今の段階ではとりあえず15億円必要ということで、数字的にはその一応買い取りというようなことで予定しているわけなんですけれども、リースにしたりほかの方法もあるでしょうけれども、時代がまた5年たつとまた変わってくるかと思うんですね。ということで、今後はその時には最善の方法を考えたいと思います。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） 3年、5年に変わるからということですが、それならなおさらリースなんです。いいです、その問題は。幾ら言ってもこれはしょうがないですから。そういう中で、先ほど15番の病院の望ましい運営形態の中で、市長は旭市単独では運営できない病院だということで、この前答えている中で、病院管理者、吉田院長は自治体に管理された病院の経営管理は今の時代においても既にすぐわなくなってきている、現在は公営企業全適これでも不十分だということを述べておられる、そういう中でなぜ今病院建設なのか、お尋ねします。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者（吉田象二） お答えいたします。

当院は地域住民の医療ニーズ及び進歩する医学、医療に対応するために随時増築、改築を

行ってまいりました。しかし、たび重なる増改築のため、診療機能が大きく分散し、診療効率の低下、患者様への肉体的、精神的負担増、職員配置の非効率化等が顕在化しております。また、老朽化による環境の悪化、狭さ等問題点を抱え、この状態が続けば患者様に与える負担がさらに増大し、今後経営にも悪影響が考えられます。

第2点として、病院建物群の耐震性でございます。新耐震基準を満たしていない建物が存在し、大震災が発生した場合、それに耐えられない不安を抱えておりますし、さらに老朽化をしたものが3分の2ほど存在いたします。

3番目、医療制度の改正により医師不足問題ばかりではなく、看護師の争奪が現実化しております。看護師の確保も極めて重要な課題となっております。このような切迫した問題を解決するためにも、さらに効率的かつ快適な環境を整え、優秀な人材確保に努めるとともに、離職防止を図り、患者様の要請に応える先進医療を展開しなければ東総地域の地域医療の崩壊につながるおそれがございます。

以上、この3点から再整備事業が急務というふうに考えております。私はすぐにでもできたらいいなと、このように考えております。

以上です。

(「全く答弁違うな」の声あり)

議長(嶋田茂樹) ただいま病院の望ましい運営形態についての質問だと思えます。

(「休憩」の声あり)

議長(嶋田茂樹) では、しばらく休憩します。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時35分

議長(嶋田茂樹) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

病院事業管理者(吉田象二) 一部答弁漏れがありましたので、お答えいたします。

東総地域の医療連携については、時代の流れもあり、今後は緊密な連携が必要となってくるものと認識しておりますが、再整備事業は以前から計画を進めており、当医療連携とは切

り離して考えてございます。

当院はこれまで必要とされる時代のニーズを先取りし、正しい医療を実践し、より早く医師、看護師等の獲得対策を講じ、高度先進医療や機器の導入をしてきたところであり、その成果は開院以来の健全経営にもあらわれていると確信しております。しかし、現在医療は地域間競争と言われるように体力のある病院とそうでない病院とで格差が広がりつつあります。当院においても適切な時期に適切な投資を行っていかねば決して例外ではありません。今後においても正しい医療を実践し、また再整備事業によって人材を確保する機能を強化し、病院の耐震化と機能的診療の効率化を図っていくことによってさらに安定した経営基盤を築いていかねばならないと考えておるわけであります。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） それから、もう1点、この基本計画の中で13ページですか、単年度収支、平成18年度が3億200万円、これはごまかしのない数字、そして何年かまではずっと3億円から5億円、4億円といくわけでございますが、もうこれから15年先には利益が21億1,800万円、利益が7倍になってしまうわけですね。これはただ病院を建てるために総トータルの中での数字合わせ、私はこういうふうに受けるんですが、いかがなものか、その辺答弁いただきます。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

病院経理課長（鈴木友孝） 今回のシミュレーションなんでありましてけれども、実際は特に13年、4年、5年とか、あそこら辺の利益というのはそれこそ今までなかったような数字になっておりますので、実際もああいう数字になるかどうかということ言えば、私もああはならないと思っております。ただ、あそこにはこれから将来の投資に対します償却が入っておりません。開院後23年から15年間には再整備、再投資が必要になります。その減価償却が上がって利益を上げ、それは下げってしまうと思うんですね。その投資が今どのような投資なのかというのが今はわからないので、含めていないというだけであります。

逆に今から15年前にさかのぼりますと、平成元年から3年にかけては、2号館の増築工事でありまして、これが36億円かかっております。それから、平成7年、8年には救急センターの今の7号館でありまして、増築を行っております。これが26億円かかっております。それから、平成9年、10年には1号館の増築がありまして、これが55億円かかっ

ております。さらに15年、16年にはPETの方を建設いたしまして、これが全体で19億円かかっております。この期間の減価償却費を見ますと、平成3年のころには9億円前後でありました。今は平成18年度は19億円くらいになっておりますので、10億円上がっております。というようなことで、今の段階ではこの建物の予定しか入っていないので、そこら辺の積算が余りにも長期的な15年、今から見ますとそれこそ20年近く将来のことです。そこら辺の予定は組めていないというようなことあります。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

21番（高橋利彦） 今の3億円、これは減価償却どうなっているんですか。同じような形態でこれは数字で並べであるんでしょう。いずれにしても、幾ら話してもこれはちががかない、そういう何が何だか分からない経理、それから病院経営をやっている、それで300億円も投資する、しかも200億円も借金する、最終的にはこれは市の負担になるんです。こういう病院の建設、今認められるのかどうか、私は疑問だと思うんです。もうこれ以上深くここで質問しても何もなりませんので、私はこれでやめます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

明 智 忠 直

議長（嶋田茂樹） 続いて、明智忠直議員のご登壇をお願いします。

（16番 明智忠直 登壇）

16番（明智忠直） 平成19年6月定例議会におきまして一般質問をさせていただきます。

一般質問も9番目ということで、執行部の皆さん方、議員の皆さん方、また2階の傍聴の皆さん方も大変お疲れのことと思いますけれども、しばらくの間、もうしばらくお付き合いをいただきたい、このように思います。

質問をする前に、冒頭でも黙祷をさせていただきました。去る4月30日に急逝されました鈴木正道先輩のご冥福を改めて心からお祈りをしたいと思います。

鈴木先輩の市政に対する思い、私も団長、議員を通して20年のご指導をいただきました。しっかりとしたその思いを受け継ぎまして、新市のまちづくりのために微力を尽くしていきたい、今そう感じているところであります。長い間本当にご苦労さまでした。安らかに眠ってください。

さて、新市が誕生してからちょうど2年が経過しようとしております。昨年12月に今後10年間のまちづくりの基本構想が提案されました。そして、この3月には前期5か年の基本計画が示され、将来の都市像としての「ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”」を目標に、1年目の年が動き出したわけであります。3つのリーディングプラン、また6つの分野別計画をいわば市自身のマニフェストとして分かりやすく掲げ、市民一体となって日本一住みよいまち旭市の建設のために努力していかねばと今改めて基本計画を読み直しているところであります。そして、この新市のまちづくりには何といたっても産業の活性化、そしてまた教育問題が重要であろうと、そういう観点から今回大きく2つのテーマで質問をさせていただきます。

最初に、産業活性化の支援についてであります。

1番目として、農業問題について幾つかお聞きしたいと思います。

最初に、市独自の農政の推進をということですが、今、グローバル化が定着し、日本の農業の足腰の弱さは、年を追って私ども農業者へ危機感、圧迫感を感じさせるような状況になってきました。米価の先行き、生鮮食料品、青果物等外国からの圧力、また飼料等の高騰による畜産農家への影響、どれを見ても農業にとってこのまま続けられるのか、やめなければならないのか、決断を迫られるような時代になってきたのではないのでしょうか。こんなときだからこそ市の行政サイドでもハードな部分での農業者への支援ではなくて、ぜひソフト面での支援が必要ではないのでしょうか。今本当に心から思うところであります。

基盤整備や構築物、機械器具への補助金等も大事ではありますが、農業者一人ひとりが心を、農業への思い、やる気、情熱、そういったよりどころになるような農政を考えていただきたいと思います。

基本計画の中でも持続可能で安定的な農業経営の確立に向け、農業生産基盤や流通、販売機能の強化、先端技術の導入、産地ブランドの確立、担い手や後継者の確保、育成などが課題とうたってありますが、具体的に直近の施策について目標を出してほしいと思います。

今まで私もこの農業についてはたびたび質問をしてまいりましたが、その中で幾つか改めてお聞きしたいと思います。

農水産課の中で農業推進室が設置されました。今その農業推進室の役割、あるいはまたその現状、職員数等もお聞きしたいと思います。

また、農業経営者会議等の旭市農業のリーダー的な方々の組織化、各部門ごとの全体的な組織への支援、特産物流通センターの設置、青空市の問題、先進地海外派遣、そしてまた講

座、講演会の開催等について、今農水産課でやっている現況をお聞きしたいと思います。

次に、バイオエタノール、いわゆるバイオガソリン生産に伴う食料、農業の今後ということでお聞きしたいと思います。

今、特にブラジル、アメリカ、中国、EU等原油高から穀物類からのエタノール抽出での燃料化が急速に進んでおります。この問題は、我が国の農業の将来を大きく左右することになるのは確実であります。現実には飼料の高騰、トウモロコシ、サトウキビ、大豆等の輸入減による製品の値上げが目に見えてきておりますし、かなりの影響があるわけで、今のうちに国を挙げての対応が求められているところであります。

県の農林水産部でも検討を始めているようでありますが、遊休地の利用促進、麦、大豆、飼料作物への生産調整水田からの転作へと取り組みを進めているようであります。旭市でも独自の取り組みを視野に入れて対策を講じていかなければ、基幹産業である農業が崩壊の危機にさらされてしまうのではと危惧するものであります。

現在の旭市での麦、飼料作物等への転作の状況を、そしてそれに対する支援の状況をお聞かせいただきたいと思います。そして、市としてこのバイオガソリン化の問題をどのようにとらえて今後対応していくのか、お聞きしたいと思います。

3番目としまして、米の生産調整の現状を質問いたします。

現在では米政策改革大綱に基づき策定された地域水田ビジョンという形で水田農業推進協議会の中で新受給システムの体制の中、買い入れ数量の指示という形での生産調整だと思えますが、実質的には先の質問にも関連をする問題で、全面的に米を作付できるような施策が必要ではないでしょうか。

旭市の現在の水稲の作付制限はどのような状況なのか、また産地間競争の中、売れる米づくりということで、千葉ブランド米が奨励がされているわけですが、旭市でのその作付への支援体制はどうなっているのか、産地づくりとして取り組んでいるのかをお聞きしたいと思います。

そしてまた、この米の問題について、市としてはこれからも作付や買い入れを国・県の指示のもとに継続していくのかどうかお聞きしたいと思います。

農業問題の最後として市民農園、農産物直売館の現況と交流事業との関連について質問いたします。

リーディングプランの柱の一つであります交流の郷づくりに大いにかかわる二つだと思います。今、大原幽学の里での事業では都市部、生活協同組合、生協との交流が順調に行われ

ております。また、スポーツや友好団体でも幾つか交流事業が取り上げられているようですが、幽学の里の一連の交流事業で昨年はどのくらいの消費者が旭市に来客したのか、また地元の人参加が少ないようではありますが、地元の参加はどのような呼びかけになっているのか、また、参加者はどのくらいいたかお聞かせいただきたいと思ひます。

私は幽学の里と同じくらい袋公園隣の市民農園、岩井地先の市民農園も十分基本計画にありますグリーンツーリズム、地域内交流の拠点にできると思ひますが、今二つの市民農園には市としてどのような支援、指導について行っているのかお聞きしたいと思ひます。

次に、産業の活性化の2つ目としまして、企業誘致の問題についてであります、同僚議員も質問がありましたので、角度を変えて簡単にお聞きしたいと思ひます。

新生旭市にとってとりわけ必要性の高い雇用の問題、交流人口の問題、財政事情等優良企業の進出は欠くことのできないまちづくりの重要なポイントだと思ひます。しかし、進出企業はここ3年くらいで毎年一つくらいずつであり、遅々として進まないのが現状だろうと思ひます。この状況の中、障害になる大きな要因は、行政としては今どのようにとらえているのか、景気はいざなぎ景気を超えたと言われている中での今であります。チャンスは確実にものにしてほしいとそう改めて思うところあります。

その障害の大きな理由としていろいろあると思ひますが、道路網の問題、環境アセス、優遇措置の問題、水問題、土地価格等々いろいろあると思ひますが、いずれにしても、誘致にかける情熱、時間、人脈、情報、組織の強化等が必要との理解の上に現状はどうなっているのか、また県とのかかわりは、支援はどうかお聞きしたいと思ひます。

3番目に観光事業の充実について何点か質問をいたします。

まず、飯岡荘と周囲の観光施設の充実ということあります。

合併して旭市には多くの自然、資源、特産物が共有できるようになりました。特に旭市にとっても大きな観光資源であり、旭市の誇れる景勝地であります飯岡海岸から矢指ヶ浦海岸、富浦地先まで約10キロの延長を持つ海岸線とその拠点としての飯岡荘、計画では20年度いっぱい大幅な改修が施行され、新たに食彩の宿として生まれ変わろうとしている時に運営協議会や観光協会等でもその整備は議論しているところであると思ひますが、私はこの際この環境拠点をさらに充実したものとして内外から多くの集客ができたならなとそんなようなことを思い、幾つか提案をします。そしてまた、それを検討していただきたいと思ひます。

一つには、1日コース、半日コースの観光ルートの固定化であります。そして、そのための関連施設の充実を図るということあります。二つには、屏風ヶ浦の景勝を海から眺める

遊覧船の周航であります。また、船釣り、海釣りのコース化、スポット化等々飯岡荘プラス観光というプロジェクトをぜひPRも含めながら研究、実践してもらいたいと思います。

2つ目に、健康福祉センター及びかんぼの宿と健康パークゴルフ場との連携について質問いたします。この問題も先日同僚議員から質問がありましたので、重ならない部分でお聞きしたいと思います。

健康福祉、海岸の環境整備等このパークゴルフ場の開設には、大きな趣旨があるわけであり、しかしながら、もう一つ大事なことは、この健康パークを中心としたかんぼの宿、福祉センターとの関連での観光資源ということであろうかと思えます。今後の運営にとってもこのことは非常に大きな要素として考えていかなければならないことではないかなとそんなように思います。約6億円をかけての事業でもあり、またランニングコストもかなりの財源が必要だと思えます。かんぼの宿の経営者、あるいはまた健康福祉センターとも十分な理解を話し合いをしていただき、集客に努力をしてもらいたい、そんなように考えるところがあります。かんぼの宿、飯岡荘、健康福祉センターとの話し合いは、どのような状況でなっているのでしょうか。また、PRの部分、ポスターやセールスにもぜひ提携してほしいなとそんなように思います。

3番目としまして、公園整備の今後についてであります。

9番目ということで、このことも先の質問でもありました。今後について私なりにお尋ねをしたいと思います。

今、旭市には袋公園、スポーツの森公園、文化の杜公園、長熊釣堀スポーツ公園、滝のさと自然公園、下宿ふれあい農村公園、川口沼親水公園等その他公園としての幽学の里や健康パークゴルフ場も含めると大変な面積があるわけで、当然整備費も維持管理費も多額の財源が必要になるわけであり、先ほどの財政課長からの話でもありますが、平成27年度には21%、以前聞いていたことよりも少し下回って報告がありましたけれども、そういうような状況の中で公債費比率がある程度危険信号にというような状況だと試算されています。また、旭市は田園都市でもあり、自然がいっぱいであるわけでありまして、公園整備もこの辺で少し立ちどまってみる必要もあるのではないかと思います。

来年度以降の公園整備の状況はどうなっているのかも含めまして、執行部の考えをお聞きしたいと思います。

次に、大きな2番目の質問として教育問題を何点かお聞きしたいと思います。

まず、去る4月24日に実施されました全国一斉に行われた学力学習状況調査の状況をお聞

きしたいと思います。

43年ぶりと言われる全国3万3,000校の小学6年生、中学3年生を対象に233万人の児童・生徒に実施されたようですが、この学力学習調査の今後の運用は非常に大事であり、これからの日本の学校教育と家庭教育にとっての大きな指針、基礎になるわけであり、特に今学力が落ちてきたと言われている中、国語力、算数、数学のテストが行われたと聞いておりますが、この内容について概要を聞きたいと思います。

また、学習状況調査とはどんなことをしたのか、また、どういう反応が子どもたちにあったのかお知らせいただきたいと思います。

また、結果については、一人ひとりの学力や学校間の学力差、地域間の格差等を比べるいわゆる順位や偏差値を出して周囲と比較することではないと言われておりますが、旭市において今後どのような方向でこの調査を活用していくのか、また結果についてはいつごろ各学校へ報告があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

いずれにしましても、この調査と分析の結果はこれからの教育の課題と今後の対応、新たな目標と計画などと併せて児童・生徒や保護者に分かりやすく提示しなければ、ただ教育委員会の世界だけで分析しているのでは固定的、恣意的になってしまうと思いますので、教育委員会、学校の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、教育改革について、旭市の教育行政としてどう把握してこれから取り組んでいくのかということでお聞きしたいと思います。

安倍総理が就任して最重要施策として教育改革、教育再生を大きな柱にしているところであります。本国会においても新教育基本法の改正とともに議論をしているようですが、それだけ今社会の流れとして低年齢による犯罪等が多くなっている、そして日本人の本当の美しさ、礼儀正しさ、秩序、尊敬の念、そうしたものが失われてきているのではないのでしょうか。21世紀最大のテーマではないかと私も思う一人であります。

国会、地方教育審議会、文科省などで教育改革三法が審議されておりますが、いわゆる教育委員会の組織を統括する地方教育行政法、また教員免許の更新制が問題になっている教員免許法、家庭教育、第三者機関による学校評価、そしてまた委員会等の問題も含む学校教育法とこれらの改革が最終局面を迎えようとしている中、旭市の教育行政としては今この教育改革にどのように、教育改革三法の問題をどうとらえているのか、また今後どう対応していくのか、現時点での考えをお聞きしたいと思います。

最後に、社会教育の充実についてであります。教育は申すまでもなく学校、家庭、社会

と三者一体となつての連携、かかわり、指導が不可欠であります。そして、また行政が直接正面から施策を主軸にするのは社会教育の分野であろうと思います。このジャンルでも大きく分けて子どもの教育の部分、自分自身の生涯教育の部分、また友好的なサークル活動やスポーツ、文化の交流等の分野に分けられると思いますが、今、旭市ではそれぞれの分野にどんな組織があり、その支援の状況はどのようなものになっているか、お聞かせいただきたい。特に子どもたちの指導における地域横断的、また学校の横の連携等の見地からの学習機会等はぜひ必要ではないかと思ひます。

今、大人社会が子どもたちの行動で悪いは悪いと言えない、また言える人がいない世の中になってしまいました。こうしたことの解決の糸口はやはり人間関係だと思ひます。いろいろな組織に入り、講座、講演などを聞き人と接していく、話をして聞いていく中で、少しでも役に立つ人間になるのではないのでしょうか。私はこれが社会教育の究極だと思ひますが、行政にもぜひ今まで以上の社会教育の充実に施策を講じていただきたい、そう思ひまして、第1回目の質問を終わります。

どうもご静聴ありがとうございました。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願ひます。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） それでは、明智議員の質問にお答えをさせていただきます。

私からは、農業問題の何点かと企業誘致の問題で少しお答えをさせていただきますと思ひます。

まず、農業問題でありますけれども、今のままでいっただら日本の農業そのものがだめになってしまうのではないのかというその明智議員の心配であります、懸念でありますけれども、私も全く同じような懸念を抱いております。それに対してそれでは市がどうしてどういった対策を立てているのかといひますと、旭市では何とかいわゆる企業として独立できるような農業経営というものを目標にその後押しをさせていただくということで、今全力で取り組んでおります。担当課が一生懸命やってくれておるわけでごさひまして、その取り組みの幾つかをご紹介を申し上げたいと思ひます。

まず、水田農業でありますけれども、旭市内各市で今ほ場整備を実施をしております。今なぜこういった時期にほ場整備かといひますと、いわゆるほ場整備がされない水田、小さな水田、あるいは排水の悪い水田、道路がちゃんとしていない水田というようなところでは、

正直言って後継者のいない農家などではそれをだれかに作っていただくと思って作ってくれるところがない、自然遊休地として放置をされてしまうというのが現状でして、そういったことを防ぐ意味でいろいろな所でそのほ場整備を行っております。そして、このほ場整備をすることによっていわゆる米以外のものというものもいろいろ作れるようになってきております。例えば飼料用の米といいますが、実をとってそれを飼料米として利用するのではなくて、いわゆる実が完全に入る前のものをホークロップでサイレージと同じような形で牛に使っていただく、そういったものもできますし、それから先ほど明智議員から指摘がございましたように、麦、あるいはその他の穀物等の栽培もできるわけですし、そういったものにもきちんと対応できるように今ほ場整備に取り組みさせていただいております。

そして、このほ場整備等によって、あるいは米づくりから手が少し浮けばそれをハウス経営なり何なりに投入できるようにハウス等のいわゆる建設にも補助金を利用させていただいておりますし、共同で機械の利用ができるようにライスセンター等の設立もさせていただいております。このハウス等の補助金でありますけれども、これまでは3戸以上の農家が一つにならないとそういった補助の対象にならないというのが基本であったわけでありまして、今それを運動させていただいて1戸でも対応ができるような形をとらせていただいております。こういった形でできるだけ経費をといたしますが、大事な国民の税金を使わせていただくわけでありまして、補助事業を利用させていただくことによって非常に有利な経営ができるという利点があるわけですので、そういった意味でも応援をさせていただいております。

私のところなんかは養豚農家でありますから、一番今問題なのはふん尿の処理の問題であります。このふん尿の処理の経費というものは全くのいわゆる経費でありまして、それから収入が得られるということは全くないわけでありまして。そういったものに大変なお金を投じなければならない、浄化槽とコンポストを設備をするとなりますと本当に大変なお金、当然頭数によって違いますけれども、1頭当たり2万円も3万円もというお金がかかるわけですし、そういったものも補助をいただかなければとてもできない、そういったもので積極的に補助を使ってきちんとした形で周りに迷惑をかけないような施策というものを今とらせていただいております。

今、新しい試みといたしましては、先ほどエタノールの話が出ましたけれども、それとは若干違いますけれども、今そういった意味での燃料用のエタノールに使われるというような問題で、畜産のえさの価格というものが非常に高騰してきています。それに対応するような

施策というようなことで、先日液状の飼料工場これなんかも全国で初めてという試みでありますけれども、旧干潟地区にこれができました。こういったものをつくったり、あるいは鎌数の工業団地へは洗卵のGPセンターができるわけでありまして、そういったことをすることによって販売まできちっと処理ができるような経営ができる、そういった利点がありますし、その液状の飼料工場なんかの場合は、べらぼうな金がかかりますからどこでもできるというわけにはいきませんが、それをすることによって食品残渣の利用もできますし、同時にそれがえさとして生きるわけですから、えさの飼料穀物を作ったと同じような効果もできる、そういったことでこういったものに全力で今取り組んでおるところでございますし、交流事業によってその中で例えば市川市などの皆さん方からは、ぜひ向こうへ来て直売も定期的にやってもらいたい、そんな話も持ちかけられておりますし、そんな意味では非常にこれが結びついてきている、そのように考えております。

それとあとで担当課の方から細かく説明あらうと思っておりますけれども、あの干潟地区の萬歳地区でありますけれども、米のブランド化を目指して、萬歳米いわゆる畜産の飼料を使って有機米の栽培をするというようなことで、今その協議会が立ち上げられようとしております。そんなことで、全力で今いろいろな意味で応援をさせていただいておりますけれども、同時にリーダーの育成というのが非常に大事だろうとそのように考えまして、リーダーのグループ化、いわゆる認定農業者の皆さん方でありまして、平成15年、旧旭市の時ですけれども、一度計画をしました。正直その時には余りうまく進まなかったんですけれども、そういったことをこれからは大いにひとつ計画をして、きちんとした農家のリーダーを育成をしたいな、そのように考えております。

この7月9日でありますけれども、農林水産省の総合食料局長の岡島さんをお招きをして講演会を計画しております。全市の認定農業者の皆さん方に呼びかけて、そしてぜひこういった国のトップの方との交流を持っていただいて、これからの事業をぜひ進めていただきたいなとそんなことも考えておりますし、これからの農家の皆さん方はできるだけ消費者の皆さん方に販売まで手がけていただきたいというようなことで、今、旭市では先ほど海上のお母ちゃん市の話も出ましたけれども、これももう15年たっておりますから、もう一步ステップアップをこれからお願いをしていこうと思っておりますけれども、同時に農産物の直売館、あるいは安心村、よっぺい、こういった直接自分たちで販売をしている皆さん方が協議会をつくりまして、みんなで力を合わせてこれからやっぺい、そんなことも計画しております。こういったことを後押しをしながらこの地域の農業をできるだけ足腰の強いものにして

いきたいなとそんなふうに考えております。

それから、今もちょっと触れましたけれども、バイオエタノールの問題でありますけれども、私は基本的にはこれから県・国にしっかりとお願いをしていきたいなと思いますのは、食料を燃料に使うというのは少し無理があるのではないのかなとそのように思います。植物の、例えばわらだとか、それから木のチップだとかそういったもの、廃材にするようなものを使うということなら何ら問題はないだろうと思いますけれども、トウモロコシだとかそういった直接の食料をこれに回すというのは、少し無理があるのではないのかなと、日本なんかでいえば、その食品残渣もたくさん出ておるんですけれども、世界じゅうを見たら8億人もの人がいわゆる飢餓に苦しむというような状況にあるわけですから、そういった中で食料をこういったものに回すということであれば、現在の燃料からCO₂の削減をきちっとできるような仕組み、システムづくりというものが大事なんではないのかなと、そんなことを考えておまして、そんな意味では少し国・県にお願いをしに行きたいなとそんなことを考えております。

ともあれこういった状況になっておまして、今すぐということにはまいらないだろうと思いますので、そういった国・県に対してのお願いをしながら、それから遊休地に先ほど明智議員からもありましたように、麦やそういった飼料作物を作るそれにいわゆる農業補助金を若干出していただけるようなそんな仕組みなんかもお願いをしていきたいなと、そのようなことも考えております。

農業政策につきまして、この後の細部にわたることにつきましては、担当課長の方から答えさせますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、企業誘致の問題でありますけれども、先ほども日下議員の質問にお答えをさせていただきました。最も大事な問題でありますから、全力を挙げて取り組んでいきたいと思っておりますけれども、なかなかそれが形にあらわれないというのが率直なところでありまして、じくじたる思いをしているというのが今の現状であります。

どういったことが一番問題なのかなと考えるときに、やはりあの地価そのものによっては思い切って県の方でも下げてくれましたから、そんな意味では決して高い工業団地ではないだろうと、そのように思いますので、その面では十分対応は可能なんでありまして、ひとつやはりもう一つ整備をしたいな、してもらいたいなと思っておりますのは、道路事情、やはり高速道路のインターからどのくらいかかるかというのが一番問題のようであります。これはできれば早く銚子連絡道路が旭市まで来てくれるということを今年度もお願いに上が

るわけでありませけれども、それが一つと、それから谷丁場遊正線、今度は堀之内、旧干潟の根方まで通りますから、それが通ったらそのまま上に抜くことができれば今度は東総有料の方からの高速道路への連絡網が非常に便利になるんだけれども、そんなことも考えておりますので、その辺も大いに努力をしていきたい、そんなことを考えております。

それから、鎌数の工業団地の中でもう一つ問題になりますのは、非常に地下水を利用しようとすると水が悪いという問題があります。今食肉公社なんかにも水道を利用させていただいておるんですけれども、やはり水道ですと少し使う方にとっては非常に経費が高つくというような問題もありますから、本来であれば工業用水があればいいんですけれども、今の段階ではそういったことは少しまだ考えられませんが、県の方に早く水道を県水で一元化をしてくれることをお願いをしております、これが20年を目途にということであったのが、早いところから5年くらいを目途に整備をしてくれる、県水に一元化をしてくれるというような形になってまいりましたから、そういった面で少しでも値下げをしていただくことができると市民の生活水に使う皆さん方も助かるし、この工業団地なんかでも大いに助かるのではないのかなとそんなことも考えております。

これは今すぐというのはちょっと無理なんですけれども、いわゆる工業団地の皆さん方からはできればこの地区には早く下水道を引いてもらいたい、そのような要望もちょうだいをいたしております。できるところから精いっぱい努力をさせていただいて、早く企業誘致をしたい、そのように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

私からは以上です。

議長（嶋田茂樹） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業問題につきまして幾つか担当課の方からお答えをさせていただきます。

一つは、農業施策の推進につきましてハードからソフトというそういうお言葉をいただきました。まさしくそういう時代かなと思っております。土地改良事業一つとりましても、ほ場整備をしてお米が1割2割とれるということは我々も考えておりません。また、お米がどんどん下がっていくとそういう時代にありまして、極端に言いますとほ場整備した後はどういうものをつくるか、そういうことが今一番重要かなと思っております。

本年は約3町歩ほ場整備し終わったところにブロッコリー、あるいはトウモロコシ、カボチャ、あるいはその後に葉物類をつくっていただく予定であります。試験的に年2作、あるいは3作作りまして、ほ場整備したあとにお米だけではなくていろいろな作物を作りまして、

所得が当然上がっていく、そういうことでひとつ実践をしてみたいなと、そんなことで、議員からありましたようにハードからソフト、そういうことで今後農業施策につきましては検討していきたいというふうに考えております。

もう一つ、基本計画の中での具体的な直近の施策の目標ということで、特に我が課の中では農業産出額平成17年が412億円ということで、千葉県第1位となっております。これに甘んじることなくさらなる産出額のアップ、こういうものを目指しながら施策の目標としたいというふうに考えております。

それと農業推進室の現状でございます。今は農業推進班ということで課の中に設置してあります。主にここでは担い手の育成、特に認定農業者の改善計画の達成の支援、そういうものなり、あるいは都市との交流、あるいは農産物の販売、あるいは流通対策、こういうものを実施をしております。特に4月からは毎月15日号の広報の中で旭の食材ということで、旭の市民の方がなるべく旭の食材を知っていただく、シーズンもので旭の食材を紹介をさせていただいているところでございます。

なお、この班では食育推進活動、あるいは市民農園、そういうもろもろの事業等を展開しまして、現在の職員数は6名の体制でございます。

それと農業者の組織化でございます。市長申されましたように、認定農業者の組織化、特に我々重要なことと思っております。先般海上地区の認定農業者の会合の中で、いろんな方々から農協にはいろいろな生産組織の団体があると、そういうものではなくて、いろいろ例えば畜産、あるいは施設園芸をやっている人、稲作をやっている人、そういう職種を超えているような生産物を超えて農業者が集まる機会、これもひとつ必要なこと、そういうことも農家から提案をされております。あるいは畜産の農家から自分たちのお金を出し合ってこれからは自分たちのつくった生産物をPRする時代ではないかなと、そんなことで補助金に頼ることなく自分たちでお金を出してPRしようとそういう声もいただいております。ぜひそういう声を大切にしながら組織化に努めてまいりたい。

先ほど市長からありましたように、7月9日には農水省のトップの方が市の方にお見えいただきます。これを単なる農家に呼びかけして集まっただけということではなくて、農業者の実行委員会をつくりまして、その実行委員が中心となって食料局長を囲む会、そういうことを手がけていきたいなとそういうふうに考えております。

いずれにしても、意欲とやる気のある農業者、こういう方々を積極的に支援してまいりたい、そういうふうに考えております。

それと農産物の流通センター、あるいは青空市場という質問でございます。特に我がまちの農産物をいろいろ紹介する、これは地産地消という面でも大変必要かなというふうに考えています。特に我が課の方では、地産地消の消の部分为消费者の消ではなくて、商人の商というようなことで発信していきたいなど、大いに市内のいろんな飲食店でも市内の農畜産物を使っていただきたい、そういうことを考えております。

特に市長からありました海上の母ちゃん市、あるいはかんぼの宿での毎週日曜日の市場、そういうこともいろいろ大勢のお客さんが来ておりますけれども、まだまだ我々のPRも少ないのかなと、そんなことでそういう青空市的なものにつきましても、PRをしていきたい。

先週6月15日には実は県民の日ということで、サンモールの中で特設会場で市内の農産物、これ直売所の組織のメンバーが実施をしたということで聞いております。

それと先進地の海外派遣これにつきましては、本年の予算の中でも後継者研修ということで仕組みをつくらせていただきまして、現在JAの青年部の方で実施をしたい、海外へ行ってみいたいという声が挙がってきております。

それと農業の講座なり、講演会の開催ということでございます。平成18年には年4回ほど開催をしております。特に昨年10月には遠く徳島県の方から全国的に有名なモミジの葉っぱをこれは商品化した方、つまものにモミジをやりまして、高齢者が実は中には60歳を超えた方が1,000万円、2,000万円稼いでいる方もいます。そういう方をお呼びしましての講演会、そういうもの等も実施をしております。

いずれにしても、人のことを聞くというのは一番いいのかなと、特に市長の方からは市内には優秀な後継者がいる、経営者がいる、そういうことで、そういう方々の講演会等も今開催を予定しております。

それとバイオエタノールの関係につきましては、市長の方からもありましたように、我々は食料という問題で、世界じゅうにありますクルマは約8億台が走っている、その中で20億人程度の貧困者がいる、この中でどうもその辺が問題かなと、ただ生産する農家と利用する農家、これが経営的に十分採算が合うようなそういうシステムを国の方に要求をしていきたいなどというふうに考えております。

あと米の生産調整の関係でございます。現在市の転作の配分率、今転作という配分ということではないんですけれども、現在はつくってもいいという面積の指示でございます。これが59.2%ただ言い換えれば40.8%は転作をしていただく、そういう形の数字をお示ししてあります。ただ、これはあくまでも国からの指示でございます。我が市にとりましては、売れ

る米づくりの推進、そういうことで現在推進をしております。

現在市長からありましたように萬歳米の栽培の取り組みというようなことで、堆肥を水田に施肥しまして化学肥料を抑える、そういう中で地名の萬歳という制度を使いまして、袋もつくりまして、これを敬老の日に合わせて売ったらどうか、そういう声で現在進んでおります。

それと交流事業の関係ですけれども、去年は約350人程度参加をさせていただいております。

あと市民農園の関係につきましては、市の方では指導農業士等に積極的に参加いただきまして、栽培指導等を実施しておる現状でございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 飯岡荘支配人。

飯岡荘支配人（野口國男） それでは、産業の活性化の中の観光事業の充実ということで、飯岡荘の方からその飯岡荘の取り組みにつきまして説明させていただきます。

現在飯岡荘ではご案内のとおり食彩の宿づくりを目指しまして、施設の改善、そして経営改善に取り組んでおります。この食彩の宿づくりでは、当然新鮮な食材を生かすことはもちろんですけれども、国民宿舎をご利用いただいた方々には旭市の自然にも触れていただこうと、そんな経営ができればと思っております。

また、飯岡荘ですけれども、自然公園内の景勝地を背景に持っておりますので、この自然を最大限活用していくことが食彩の宿実現につながるものと思っております。そんなことから経営改善計画の中では自然の観光資源を生かした商品づくり、そしてこの販売促進を実は考えております。

明智議員ご提案の内容につきましては、飯岡荘単独では非常に難しい面があると思っておりますけれども、観光関連施策と連携した中で、販売促進につながるような商品づくりを前向きに研究させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） それでは、飯岡荘と周辺の観光施設の拡充、拡大について、観光の面から申し上げます。

本市の観光につきましては、海水浴、釣り、サーフィンなど海を活用した観光が中心でございます。夏季集中型の観光地でございます。観光客の入り込み数で見ますと、平成18年度は年間118万人の入込みがございました。うち日帰り客が105万人、宿泊客が13万人ということで、日帰り客が全体の89%を占めている状況でございます。

今後の来訪者の回遊、それから滞在化を図るためには、ご質問にもありました市内の観光拠点を有機的に結ぶコース、それから新たな観光ルートの設定、ホームページによります広域的な情報提供を図りながら、体験型観光のブルーツーリズム、それから四季を通じた食資源など飯岡荘等の宿泊施設を活用しながら通年利用が図れる潜在的資源の掘り起こしを進めていきたいと考えております。

それから、観光の3番目でございますが、公園整備の今後についてということで、所管の長熊スポーツ公園の今後の整備計画について申し上げます。

当施設につきましては、昭和63年に公園として整備され、経過年数とともに施設の老朽化が目立ち、現在では毎年補修工事を行っているところでございます。こういったことから、長熊スポーツ公園の総合的な整備を行うため、本年度予算で施設全体の調査を実施するとともに、地元関係者と協議しながら具体的な整備方針の策定を進めているところでございます。

策定業務の内容につきましては、関係者の要望でございますが、釣り堀を深くしてくれとか、釣り座、護岸の改善等の意見を踏まえた中で、ボーリング調査、それから地質調査、土地利用の検討等基本計画の策定が主なものでございます。また、今後の整備につきましても、補助事業等の財源確保も視野に入れながら整備を進めてまいります。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

都市整備課長（島田和幸） かんぼの宿、飯岡荘との観光面を生かした集客も今後の上では必要ではないかというご質問でございますけれども、私ども十分こういった観光面を生かした集客をしまして、利用者の拡大を図って運営面にプラスになるよう努力していきたいと思っています。かんぼの宿とは、かんぼの宿のパンフレットに私どものパークゴルフ場を載せていただくとか、私どものパンフレットを置いてもらうとか、もう既に話し合いをしてございます。了解を得てございます。さらに、かんぼのお客様がパークゴルフをしたいという方、団体の方等がおりましたらかんぼの方で私どもの方のパークゴルフ場まで送っていただけるといことも可能であるという話をいただいております。お互いに相乗効果の出るよう頑張っていきたいと思っています。

それから、飯岡荘もこういったかんぼの宿と同様をお願いしまして、PRに載せていただくとか、私どもが逆にPRするとか、お互いに相乗効果が出るように話し合っていきたいと考えております。

私どもも逆に全国大会等ございますので、こういった大会を誘致しまして、かんぼの宿と

か、飯岡荘とか、民宿などに泊まっていたいで利用者の拡大を図りながら大いに旭市のPRをしていきたいと考えています。

それから、公園整備を少し立ちどまってみる必要があるのではというご質問でございますけれども、議員さんご承知のとおり確かに今現在袋公園、文化の杜公園、それからパークゴルフ場と大きな整備が重なっております。文化の杜公園につきましては、再整備する公園面積が大きいので、また整備期間を長くしまして袋公園の整備を優先して、ある程度袋公園が整備が完成しましたら整備しようということで、土地開発公社によりまして先行取得を行ってきておりました。しかしながら、この文化の杜公園事業を取り込むことによりまして、他の防災無線事業等が財政面で非常に有利なまちづくり交付金事業として採用できますことから、平成18年度から平成22年度までの5年間という従来の予定整備期間より早めた非常に有利なまちづくり交付金で整備することにしまして、災害面から国が進めております防災公園を兼ねた公園として整備を進めているところでございます。

それから、確かに旭市は田園都市で自然がいっぱいあるということなんですが、公園はそんなに必要ではないかということでございますけれども、昔は子どもたちは自然を利用した遊びをしていました、山とか川とかで、でも今はある程度整備がきちっとされてまして、遊具等もなければ遊ばないということでございまして、健全育成の面からも公園は必要だと考えております。もちろん整備に当たりましては、財政状況等よく見ながら効率的な整備を図りまして、経費削減に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、来年度以降の公園整備でございますけれども、新市建設計画、それから総合計画の中で計画されております旧飯岡地区の下宿ふれあい公園につきましては、これは計画の中で前期に予定されておりますので、市内の均衡ある公園整備のためにも早期に着手したいと考えています。この公園につきましては、平成20年度、21年度で整備を完成させたいと考えております。2か年ですね。それでまたほかの公園の整備に当たりましては、総合計画、それから都市計画の変更の状況を見ながら計画地周辺土地利用状況、財政状況を見ながら地域のバランス面を考慮しまして計画規模、整備の時期などを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

学校教育課長（及川 博） それでは、教育問題の2点についてお答えいたします。

最初に、全国一斉の学力学習状況調査についてでございますが、明智議員からもお話があ

りましたように、今年4月24日に全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に、小学生は国語と算数、中学生は国語と数学の全国学力学習状況調査が実施されました。旭市内におきましても、小・中学校20校がこの調査に参加しました。これは義務教育の質を保障するための新たな仕組みの構築に向けて、国の責任により義務教育の結果の検証を行うための具体的方策の一つとして実施されたものであります。

調査内容は、ただ単に知識、技能の習得状況を見るだけではなく、実生活に活用できる力、知識、技能等を実生活のさまざまな場面で活用する力等を調査するものであります。子どもたちからは、今までにない形式で驚いた、記述式問題が多く難しかったなどの声が聞かれました。各学校では児童・生徒の確かな学力をさらにはぐくむための資料として、国や都道府県の結果を含め、調査結果を分析し、また個人においても調査結果を個々に分析し、向上のための対策を講ずる予定であります。

教育委員会としても、各学校に指導主事を派遣し、指導方法の改善を図るなど適切な支援に努めてまいります。

なお、結果は9月ごろに国から提供され、全国及び各都道府県の調査結果が公表されますが、序列化や過度の競争等につながることをしないよう、他と比較する情報の提供はしないこととなっております。

続きまして、教育改革についての市の対応についてでございますけれども、現在教育改革に関しましては、国においていわゆる教育改革三法案の審議並びに教育再生会議等において、教員の資質・力量の向上、学校評価の推進、学力向上に向けた教育課程の改善、地方教育行政体制の充実などが検討されているところであります。

教育委員会としましては、公務内容に応じた研修会を開催するとともに、地域の意見を学校に生かすための学校評議員制度の導入、個に応じたきめ細かな指導を行うための教員補助員の配置などを進めております。また、市町合併を期に指導主事を増員するとともに、新たに管理主事の職を置くなど教育委員会の体制についても強化を図っているところであります。今後も国の教育改革の動向を注視しつつ、県教育委員会との連携を図りながら、知徳体の調和のとれた児童・生徒の育成に努めてまいります。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 生涯学習課長。

生涯学習課長（花香寛源） それでは、教育問題の3番目、社会教育の充実についてお答え申し上げます。

まず、子どもの教育に関する組織でございますけれども、子ども会育成連絡協議会、ボーイスカウト、同じくガールスカウト、それからスポーツ少年団などがあります。それぞれに支援を行っている状況であります。講座としましては、小学生を対象とした地域子ども教室を行っております。

成人に関する教育では、3歳児わくわく子育て学級、子育て支援講座等の幼児の子育てに関する学級、それから小・中学校の保護者を対象としました家庭教育学級、高校生を含めた保護者及び本人の教育相談などについて、家庭教育指導員、社会教育指導員や講師による指導を行っている状況であります。

そのほか社会教育の中の一つであります各公民館事業では、英会話教室や陶芸講座、書道講座等多種多様な講座を実施し、また高齢者向けには寿大学を開校して、毎年多くの方々が受講しております。

それから、市民が参加するスポーツについては、市民スポーツのつどい、健康体力づくりフェスティバル、市民駅伝大会、しおさいマラソンなどを実施しております。その中で市民スポーツのつどい、それから健康体力づくりフェスティバルなどは、子どもからお年寄りまで多数の参加があり、しおさいマラソン親子の部は、旭市だけではなく、近隣市町及び県外から多数の参加をいただき、交流の場となっております。

それから、地域横断的な学習機会の場としては、さきに挙げました子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団等がありまして、また学校との横の連絡もとられております。

また、本年度新規事業としまして飯岡地区の飯岡小と三川小の児童を対象としまして、通学合宿を6月の末に予定しております。これによりまして自主、自立の精神といえますか、人間関係が養われるものと期待しているところでございます。

今後もいろいろな面で子どもと大人が一体となるような大勢の方々が参加できるような体制の整備を図っていきたいと思っております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 一般質問は途中ですが、4時まで休憩いたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 4時 0分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

明智忠直議員。

16番（明智忠直） それでは、通告順に従いまして質問をしていきたいと思ひます。

最初に、市独自の農政推進についてということで、市長、課長からも大分詳しい説明をいただきましてありがとうございます。ただ、いろいろな細かい事業について本当に堅実に農業者に対して支援をしていただいているということは分かりましたけれども、言葉はちょっときついかもしれませんが、旭市の予算、農業予算というようなことの中で、今年も15億円ちょっとはあったんですけども、旭独自の一般財源から使っている部分は四・五千万円しかないわけでありまして、そういったような部分で本当に旭の農業を市が負担しても何か持ち出しても応援してやろうという、本当に具体的な姿を見せてもらいたいとそんなようなことが感じるわけでありまして、今、農業の後継者の問題、認定農業者とか、それからいろんな農政の議論の中で、全部の農業者を救うのか、認定農業者と優れた農業経営者の人を援助していくのかという部分では、国会でも相当の議論があるわけでありすけれども、そういった部分も含めまして、旭の農業はこうだと、こういうことをみんなが一人ひとりが頑張っしてほしいというようなバックボーンといひましようか、目玉事業をぜひ展開してやってほしいなとそんなようにいつも思っているわけでありすけれども、市も2年目を迎へまして、本当に基本的にはこの産業の活性化、農業の活力が出るということが旭市の基幹産業でもあるし、農業の中でも市の全体の中での波及効果もあるわけでありまして、その辺農水産課にもうひとつ頑張っただければと、そんなものが今目標としてあるのかどうかということもひとつお聞きしたいと思ひます。

ついでに道の駅、海の駅の構想ということで、道の駅、海の駅の構想、市民アンケートを18年に合併直後にしたわけでありすけれども、この中で50何人もの方々が道の駅、海の駅等々の設置を願っているわけでありまして、希望しているわけでありまして、その辺のことは農水産課としてどうみているのかどうか、聞くところによりますと、執行部が先行しているようなうわさも聞いておりまして、交流センターみたいなものがどこかにできるというようなことを執行部、課で言っている人もあるようなことを聞きましたので、そういうものが本当にこれから推進していくのかどうかということも含めまして答弁をいただきたいと思ひます。

それから、きょうの農業新聞にも載っていたんですけれども、静岡県の掛川市ですぐやる気塾、旭市にも旭昇塾というのがあるんですけれども、やる気塾をあちこちへJA、農業委員、そしてまた行政が一体となってつくっているようでありまして、一人ひとりの農業者にやる気を起こしてもらうためのそういう塾をあちこちで創って、掛川市では農業者が本当にやる気を出して何か向かって進んでいるというようなことが掲載されておりましたけれども、先ほどの説明の中で認定農業者のことについて一人ひとりの認定者に対しても本当に手厚くこれからもやっていかなければという部分が答弁でありましたけれども、ぜひそういった部分も今後の課題にしてほしいなとそんなように思いますけれども、ご答弁いただきたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） それでは、基本的なその考えから少し述べさせていただきたいと思えます。

いつも明智議員の質問に対して申し上げさせていただいてきたつもりなんですけれども、私は経営の基本というのは、まず個人というふうに考えています。個人でいろいろな計画を立てていただいて、そして市の方でこういった応援ができないかという形で提案をいただくというのが基本だろう、そのように思っています。いろんな意味で市で応援をできるところはどの辺にあるのかということで、認定農業者の面でも何でも応援をさせていただいておりますけれども、そういった意味ではその認定農業者の皆さん方のやる気をどう起こさせるかというのも我々の一つの務めだろうとそのように思いますから、これからいろんな意味で旭市ではきちんとした経営をしている人がたくさんいますし、後継者も跡をとってやってくれているような農家というのもたくさんあるわけですから、そういった皆さん方の力をかりながらこういった形でその認定農業者の皆さん方に大いにやる気を出してもらえるようなそんな施策を少し考えていきたい、そういった皆さん方から道の駅でも何でもこういった形でどうだという提案があれば一緒に考えていきたい、その前に民間でやっている皆さん方がありますから、その後押しをさせていただいたり、それから飯岡荘あたりかんぼの宿等もおかりをしながら、そういったところでもその少しの前段のものを少し検討をしてみたいなと、試してみたいなと、そんなことを思っていますし、旧旭市のまちなかなんかでも朝市でも、また週に決まった日にちにそういった市を開いてみたりというような工夫もしていきたい、そんなふうには思っています。そういった中で、一つの方向というものを探っていけたら、その

ように考えています。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員さんの質問の中の道の駅、海の駅の構想のお話がありました。ただ、うちの職員が言ったのはですね、現在干潟地区の万力 期地区という広域農道の谷丁場の北側の方ですか、約100町歩あるところの土地改良事業、これが本年採択されまして、今年換地原案の作成、来年から面工事に入っていく予定でございます。その中でこの地区の中でどうしても土地改良事業の農家負担の軽減を求めたいというようなことで、その中の3町歩非農用地設定をさせていただきました。その中にできれば民間の力でそういう交流直売所的なものをつくりたい、そういう発想の中の考えだと思えます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員。

16番（明智忠直） そういう万力 期工事の中での話、市民交流センターみたいなものがひとり歩きしているような声がありますので、やはりそういった部分での事業化といいたしうか、予定があるということであれば、やはり議会の中でも建設経済常任委員会もあるわけですし、そういった部分も、これはまだ工期が始まったというような部分で分からないわけでありまして、事業については、やはり常任委員会等にやはりある程度提示してもらってももらいたいなとそんなように今思っているわけでありまして、よろしく願いをしたいと思えます。

あとは2番目のバイオエタノールの関係についてお聞きしたいと思います。

バイオ燃料、食料を燃料化するのは、市長も課長も納得できないから国・県へ要望するというようなことでありますけれども、そういう動きとは別にやはり企業としてアメリカでは今相当数のエタノール抽出の工場ができていますわけでありまして、トウモロコシの生産の3割はエタノールの抽出に向かっているというような状況であります。日本でも平成30年には600万キロリットルのガソリンをとるというような目標が出ているわけでありまして、このことはやはりそういう流れとは別に今の原油高の中で世界の中でやっていく方向があるということは事実でありますので、そういった部分で食料の増産、食料危機、食料安全保障の問題の中でもぜひ遊休地の補助金制度やまたサトウキビからとるわけでありまして、そういった食料への転作の部分には、ぜひ国・県と働きかけまして、助成金、補助金をもらえるようなつけられるようなそんな努力をしていただければと思えますけれども、今後よろし

くお願い申し上げます。その点市長、課長の方からちょっとお願いしたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） その点では先ほど申し上げましたとおり、遊休農地が目立っておるわけでありますから、それを利用して麦なり何なりそういったものをつくったときにきちっとした保障ができるようなそんな制度づくりを国にお願いをしたいと思います。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員。

16番（明智忠直） 次に、市民農園、農産物直売館の問題ですけれども、直売館ではフレッシュ宅配便というようなことで、農産物直売館、旭のそのものですが、フレッシュ宅配便というような部分で新しい事業としてやっているようでありますけれども、昨年度の実績はどのぐらいなのか、またその交流事業の一つとして、やはり消費者と産地が結ばれているわけでありますので、宅配便で結ばれているわけでありますので、旭の農業、農産物に対してどんな声があるのか、あればお聞きしたいと思いますけれども、よろしく願います。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） 議員さんの質問でありますけれども、直売館の方でフレッシュ宅配便、小さいものと3,000円、あるいは大きいものと5,000円という制度をやっております。年々個数が増えてきているということで聞いております。特に購入をいただいた方は、季節感があっていいという、こんなおいしい味噌があったのかなとか、あるいは旭にタケノコがあったのかな、そんなことで、親戚系統から送られて非常に喜ばれている、そんなことで聞いております。

それと直売館等を通じた交流でございます。幽学公園へ来ていただきまして田植体験等をしていただきまして、今年からは特に帰りに直売館に寄っていただく、そういうシステムづくりをさせていただきました。幽学の田植のところで農産物を売るのではなくて、必ず帰りに寄っていただいて、車で来た方は車いっばいに農作物を買っていただく、米を買っていただいたり、いろいろな形で今年実績が上がっているかと思えます。また、そういうことによりましてその直売の施設の方にまたさらに旭に個人的に来てくれたときにもよっていただく、そういうシステムで現在進めております。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員。

16番（明智忠直） 直売館の昨年の実績といいたいまいしょうか、売上げは分かりますか。年々増えているということで、旭の農業のPR、そういった部分も旭の農業を知ってもらおうという意味からも大変大事な問題だと思っておりますので、その実績が上がっている、フレッシュ宅配便も上がっているというようなことではあります、扱い高が少ないものの中での上昇でありますので、その辺もこれから大いにもっともっと拡大していただければと思っておりますけれども、どのくらい1年間であるのかどうか。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（堀江隆夫） 旭市の広域農道にあります直売館の状況でありますけれども、年々上がっているというようなことで、18年度の実績の中では、売り上げとしまして約2,500万円程度を対前年度比約300万円の増になっております。

先ほどのフレッシュ宅配便でございますけれども、11品目を入れまして5,000円、7品目を入れまして2,980円、これは送料込みという値段で現在実施をしております。現在まで一番多いときで132件、少ないときでは50件程度、そんな状況になっております。月によって大分開きがあるということで聞いております。

以上であります。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員。

16番（明智忠直） 旭市の農産物の宣伝でもありますので、ぜひ行政の方でも直売会運営協議会ですか、それにも後押し、支援をよろしく願いをしまして、次に移りたいと思いません。

企業誘致でありますけれども、市長の答弁で行政の努力、あるわけではありますけれども、毎年今それこそ先ほども質問しましたけれども、いざなぎ景気を超えたというような中で、景気がいいわけでありまして、道路アクセスがちょっと問題だということもありますが、それなりの企業があると思えます。問い合わせがかなりあるということではありますけれども、どんな業種が多いのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 業種でございますが、ほとんどが製造業でございます。一つに

は卸売業もございませうが、ほとんど製造業という業種でございませう。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員。

16番（明智忠直） あまり一問一答というのはなれないもので大変失礼します。

製造業、卸売業が一つあるというようなことでありますうが、製造業、先ほど市長が野菜、畜産の加工というような部分もありまして、食肉公社の利用というような部分も言っていましたけれども、食肉公社の影響で製造業が多いのでしょうか。それともそういった方面ばかりを勧誘しているのかどうかという部分も併せて聞きたいと思ひます。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） かなりのいろいろな業種がございませう。その中で今と場関係という部分については、日本ハムの方へ働きかけているというのでもございませうが、直接的に企業として当工業団地の方に来て話があったものはございませう。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員。

16番（明智忠直） 初めにも質問しましたように、旭にとって非常にまちづくりの根幹ありますので、ぜひ1社でも早く多く誘致できますよう、執行部の皆さん方のご努力、我々もそれなりに情報を網羅しまして頑張っていきたいとそんなように思ひますので、今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。

次に、飯岡荘と周囲の観光施設ということで、再質問をさせていただきます。

先ほど遊覧船の周航というような部分で、雑談の休み時間の中で旧飯岡町の方々と話したんですけれども、前にやったことがあるというようなことで、お客がそれだけいないし、採算ベースに合わないというようなこともありましてやめてしまったということではありますうが、遊覧船の周航でなくてもこの飯岡荘が食彩の宿として変わって、大体が標準が1泊で食事付きで1万2,000円ありますので、ただ今の全国的な旅行というような環境を見まして、1泊1万2,000円というのは相当いいホテルでもそのくらいでやれるわけでありまして、その辺でお客が本当にそれだけで呼べるのかどうかというものが大変不安でありまして、約3億円ぐらひの改修工事するわけありますので、そういった部分も十分観光ルートの固定化は大事だと思ひますので、ぜひ周囲の観光施設結構旧所名跡あるわけありますので、ひとつその辺のところの充実を図っていただきたいと、よろしくお願ひをしたいと思います。

その辺の目標について担当課長のご答弁をいただきたいと思ひます。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員の質問に対し、答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

飯岡荘支配人（野口國男） それでは、お答え申し上げます。

確かに1万2,000円、正確には1万1,500円程度を目指しているわけですが、実は運営委員さんの中にもそういったご意見がございました。しかし、やはり国民宿舎だからこれでいいというようなことで、お泊りに来る方非常に少なくなりました。やはり民間並みでこの宿泊環境が整っていると、そういうような状況で入ってきます。そんなことで、経営の方がどんどん低迷しているわけですが、そんな中で経営コンサルタントとこの経営診断が行われたわけでございます。

この1万1,500円ですが、やはりどのような内訳なのかという大まかな考え方ですが、やはり食彩の宿、これだけ食が旭市はそろうわけですので、食彩の宿づくりを目指すということで、いわゆる宿泊料を若干抑えた中でやはり食を現在こだわりの食といえますか、普通の食事では満足いただけませんので、この旭市の食材を生かしたこだわりの食を提供していかなければならないというような基本的な考え方がございます。その中でこの数字ができ上がってきたわけですが、やはりこのこだわりのある食の特徴を生かすためには、やはり若干経費をいただかないと料金をいただかないとこれが実現できないというような根本的な考え方がありますので、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それで、これから議員さんご指摘の自然環境を生かした飯岡荘とのパッケージングのことですが、これから青写真をつくるわけですが、現在考えられる点でございますけれども、やはり旭市の自然に触れていただくというようなことで、農水産課の方とのタイアップになりますけれども、収穫体験をぜひ取り入れてみたいというのが一つございます。そのほか釣り船とのタイアップはもちろんですけれども、このほか夜景鑑賞等も実は考えておまして、そのほか自転車道が前に通っておりますので、レンタサイクルあたりもどうかというようなことも考えております。

また、ご指摘の遊覧船ですが、これはやはり単独では非常に難しいのかなというようなことがありますので、やはり釣り船等との連携をしながら、やはり釣り船のご協力ができないのかなというようなことで、これはこういったことを話し合っているわけですが、これらの素材をさらに基本といたしまして、観光ルートづくりですか、この辺にも着目しておりますので、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員。

16番（明智忠直） 飯岡荘について最後に一つちょっと苦言めいて申し訳ありませんけれ

ども、そういう声を私も耳にしましてぜひ言ってくれというようなことでありますので、運営協議会内部でもかなり議論して改善点として出してあるようでもありますけれども、支配人はまことに接客、接待、姿勢がいいんだけど、従業員がちょっと悪いというふうなことが私の方の耳に入っておりまして、ぜひそういうことを改善してもらいたいということでもありますので、ひとつその辺、これからやはり競争の宿泊施設でありますので、食彩でありますので、その辺も大事なことはないかなと思いますので、再教育の方もひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

次に入りたいと思います。

健康福祉センターの件については、今のことと関係がありますけれども、公園整備は立ちどまって見るというような部分で先ほど質問をしたんですけれども、商工観光課長の答弁の中でバランスのとれた、そしてまた公園整備事業は都市整備課ですか、その中での答弁がありましたので、よく分かりまして、バランスのとれた旭市の公園づくりにひとつ努力をしていただけたらとそんなように思います。

3番目の観光事業については、以上で質問を終わらせていただきます。

2番目の教育問題でありますけれども、教育問題最後に1点お聞きしたいと思います。

きょうの読売新聞のトップの記事で出ていましたけれども、「理不尽な親、学校苦慮」というような見出しの中で、トップ記事で出ておりました。親が学校へ理不尽な抗議をしていると、うちの子どもは家で掃除させないから学校でも掃除させないでくれとか、子ども同士のトラブルの相手を転校させるとか、大学進学に必要なない教科は受けなくても済むようにというような抗議文が学校へ行っているようでありまして、調査の結果の中、50校中40校くらいはあったのかな、そういう抗議があるということが。旭市ではそういうような部分が果たしてあるのかないのか、把握しているのかどうかということをお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお祈いします。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（米本弥栄子） 全くないわけではございませんが、それほど今ご提示いただきましたようなひどいものはございません。しかし、ちょっとおかしいかなと思うようなそういう要求はないわけではございません。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員。

16番（明智忠直） そういうことにつけても家庭教育学級、あるいはまた社会教育という

ものの重要性が改めてうかがわれるわけでありますので、これからも旭市の教育行政という
ような面で十分に社会教育の充実ということに頭を置いて、本当に教育というのは今後の日
本を考え占うもので一番大事なものでありますので、ひとつこれからそういう点に配慮しな
がら学校教育に社会教育にお願いしたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（嶋田茂樹） 明智忠直議員の一般質問を終わります。

平 野 浩

議長（嶋田茂樹） 続いて、平野浩議員、ご登壇願います。

（ 14 番 平野 浩 登壇 ）

14番（平野 浩） 14番、平野浩です。

6月定例議会において一般質問をいたします。

最後でございます。簡潔になると思いますので、よろしくお願ひいたします。

質問をする前に、故鈴木正道議員のご冥福を心からお祈り申し上げます。

通告に従いまして、環境、上水道、社会体育施設の順によって質問します。

まず初めに、ごみの不法投棄の問題であります。

これについては、過日の同僚議員が質問され、環境課長よりその答弁がございました。重
複するので不法投棄の現状とそれに伴う対策については、同じようなことになろうかと思
いますが、ほかに答弁がございましたらお願ひをいたします。なければ結構です。

次に、ごみのポイ捨てであります。緑の美しいさわやかなこの時期でさえ田植後の水田や
野菜畑に無神経にも投げ捨てられ、危険極まりなく目に余るものがあり、嘆かわしい限りで
す。恥ずかしいことに子ども議会において質疑があり、子どもたちにも問題視され、小さな
心に不安を抱かさせたのは記憶に新しいと思えます。

モラルの低下は大人社会のさまざまな分野であしく顕著にあらわれているのは皆さんご認
識のことと思えます。このような状況下のポイ捨て対策について伺うものでございます。

次に、水道事業について伺います。

質問の要旨にある新、増改設にかかわる受託工事費は、現在個人負担はないという水道課
の説明でありまして、それでは給水を受けるための費用はどのようなものになるか、改めて
伺いたいと思えます。

次に、普及率でございます。委員会質疑においても何度か取り上げられておりますように

重要な課題であり、市民に安心安全な水の安定供給を図るためにも未給水地区の解消が急務と思われます。普及率において全国平均の97%に容易に達しない20%も低い原因について伺うものであります。

次に、社会体育施設の利用状況と管理体制について伺うものであります。

利用状況については、今年4月からの利用について結構でございます。

以上、3点をお伺いして、再質問は自席で行います。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） それでは、環境問題の関係でごみの不法投棄、ポイ捨て関係でございます。ごみの不法投棄につきましては、15日にお話したのと変わりませんので、割愛させていただきます。

ごみのポイ捨ての関係についてお答えいたしたいと思えます。

議員も言われたように基本的にはポイ捨ての関係は、個人のモラルに負うところが多いように見受けられます。特に目がつくのは車からの空きかん、飲料用びん、ペットボトル、たばこの吸殻、弁当箱や菓子類の袋等のポイ捨てが後を絶たない状況です。

ポイ捨ての多くは雑草の生い茂っているところや道路わき等に多く見受けられます。環境課としましては、関係各機関、土地所有者等と相互に連携し、また市内には多くのボランティアがあり、不法投棄というか、ポイ捨てされたごみを回収してくれておりますので、うちの方でも連絡等により回収に努めているところです。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 水道課長。

水道課長（堀川茂博） それでは、水道課から2番目の（1）市営水道に新規加入する場合の道路部分と宅内部分にかかる概算工事費についてお答え申し上げます。

初めに、水道の本管からメーター器設置場所までの主に道路部分にかかる概算工事費について申し上げます。

この引き込み工事は、加入される宅地側に口径100ミリの水道管が埋設されている場合における施工例として税込みの工事費を申し上げます。

国道からの引き込み工事約60万円、県道からの引き込み工事約50万円、市道からの引き込み工事約20万円、未舗装からの引き込み工事約16万5,000円、次にメーター器から蛇口までの宅内工事費については、口径20ミリの宅内管を30メートル埋設し、蛇口1個を設置した場

合の施工例とした場合で約9万5,000円がかかります。

なお、これらの工事費は水道加入者と工事店が直接に契約を締結する内容でございますので、施工条件によって異なりますので、あくまでも工事費用の目安としていただきたいと思います。

次に、(2)のご質問の平成19年4月1日現在の水道普及率と向上対策について申し上げます。

旭配水場エリアが74.5%、前年度と比較し1.5ポイントの上昇、海上配水場エリアが79.7%で1.6ポイント、飯岡配水場エリアが83.4%で3ポイント、干潟配水場エリアが83.3%で1.5ポイントそれぞれ上昇いたしました。したがって、全体では行政区域内人口7万1,024人に対し、給水人口は5万5,161人、給水件数1万8,083件、水道普及率が77.7%となり、1.7ポイント上昇いたしました。

なお、参考までに平成17年度末のデータで全国平均の普及率は97.2%、県内平均の普及率は93.6%、東総地域の普及率は88.4%というような状況でございます。

次に、普及率が低いという原因につきましては、地下水の依存度が非常に高いと、実際には地下水の状況が例えば洗濯物が白いか色がかからないとか、そういう形で実際の飲料不適かどうかは別といたしまして、地下水の依存度が高いというふうになっております。

普及率の向上対策として、宅地内に水道管を取り出し済みの水道加入者で水道を使用していない世帯が旭地域で1,015件、海上地区で112件、飯岡地区で211件、干潟地区で118件、全体では1,456件もございます。これらに対応するため昨年4月から高度浄水の導入により大変おいしくなった旭の水道水をご利用していただけるよう、全世帯のお客様へ通知し、一方で現在戸別訪問により普及率の向上に努めておりますので、ご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

以上でございます。

議長(嶋田茂樹) 生涯学習課長。

生涯学習課長(花香寛源) それでは、平野議員の3番目、社会体育施設について利用状況ということですので、お答えします。

現在市内の社会体育施設としまして全部で19施設ございます。内訳としましては、体育館、野球場がそれぞれ5施設、庭球場が4施設、その他弓道場、卓球場、サッカー場、ソフトボール場、多目的広場などでそれぞれ1施設ずつございます。

これらの利用状況ですが、今、議員4月、5月と言いましたけれども、4月、5月につい

ではちょっと把握しておりません。18年度の実績で申し上げたいと思います。

まず、体育館ですが、全体で年間延べ人数は14万1,332人の利用があり、このうち9割以上が総合体育館の利用となっております。

続いて、野球場ですが、市内5施設、合計で年間延べ人数は2万7,593人であります。スポーツの森公園野球場と海上コミュニティ運動公園野球場の利用が比較的多くなっております。

次に、庭球場ですが、市内4施設合計で年間延べ人数は1万9,203人で、このうちの9割以上がスポーツの森公園庭球場でございます。そのほか卓球場が延べ1万5,514人、弓道場が延べ2,338人、ソフトボール場、多目的広場につきましては、主に市内スポーツ少年団や老人クラブ等に利用されておりました、延べ人数で9,227人となっております。

なお、管理については、すべて市で管理している状況でございます。

以上です。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員。

14番（平野 浩） それでは、通告順に従いまして再質問をさせていただきます。

まず、ごみの不法投棄でございますけれども、公共用地、道路、河川敷等に捨てられた適正処理困難物は現在までにどのようなものがあつたか、そしてその処理費について17年度と18年度の内訳についてお示し願いたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） お答えいたします。

公共用地に捨てられている主な不法投棄の関係ですけれども、一番目につくのはテレビとか冷蔵庫、エアコン、洗濯機、あと廃タイヤ、バッテリー等でございます。それで、17年、18年度はすみません。ちょっと手持ちに資料がございませんので、後でご報告したいと思います。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員。

14番（平野 浩） 不法投棄の防止対策事業費の内訳について、18年度と19年度の差が約135万円の減になっております。処理量を減らしてパトロールを増にしてありますけれども、実際は不法投棄が増加しているので処理量を増やすのが当然ではないかと思いますが、その点について伺います。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 大変申し訳ございません。それについてちょっと把握していませんので。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員。

14番（平野 浩） 続きまして、土地の所有者は適正な管理がなされている場合においての条件付きで不法投棄物の処理に対して費用を負担する責任が発生すると思うので、その場合、税で賄うことによって負担が公平になり、個人や団体の負荷を少なくすることができると思うわけで、防止対策としてまた補償制度なども取り入れて情報提供により不法投棄者が判明した場合、報償金を支払い、衆人監視により不法投棄もまた防止できますし、抑止力にもなり、結果的に市民の不法投棄に対する啓蒙啓発につながり、旭市の目指しているきれいなまちづくりに大きな力になると考えますが、これは市長に見解をお伺いしたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

市長（伊藤忠良） 今、平野議員から提案があった件でございますけれども、早速検討してみたいと思います。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員。

14番（平野 浩） どうかよろしくお願いします。

次に、ごみのポイ捨てでございますが、これについては他人に迷惑や不快な思いをさせないなど道徳や倫理観などして守るべき最低限の社会のルールを守っていただきたいをお願いをしておきます。

不法投棄防止のため、環境関連市条例において土地の所有者、占有者及び管理者の責務というものが明記されております。果たされている責任においてもなおかつ不法投棄が後を絶たず増え続ける状況に対し、新たな防止策を講ずる必要があると思うが、伺うものでございます。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

環境課長（平野修司） 今、平野議員が言われたのは、旭市環境美化推進に関する条例の中で市の責務、それから市民等の責務、事業者の責務、あと土地管理者の責務がうたわれております。一番大きいものは、それぞれ皆さんが有機的に責務を守ってくれば不法投棄等はないわけですが、現実的に行われております。

うちの方としましては、まずポイ捨てが起こらないようにきれいにさせていただきたいということで、土地管理者等の方には通知等を出してお願いしております。どちらにしましてもみんなが守ってくれなければこの問題はなくなる問題ですから、十分そのような形で条例等の関係を含めまして、啓発等あと責務等をお願いしていったきれいな旭市をつくっていききたい、そのように考えております。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員。

14番（平野 浩） 次に、水道問題に入ります。再質問でございますけれども、水道課長より大変細かな数字でご説明をいただきました。私は水道を引きたくても経費がかかり過ぎて断念せざるを得ないというような状況が結構見られるようでございます。それで、要望等だいぶ水道課の方に提出され、それに基づいていろいろ水道事業の企業的な経営とまた市民の住民の福祉ということも考えながら判断されているようですけれども、その辺の引きたくても引けない人に対する何か方法とかそういうものは考えておるんでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

水道課長（堀川茂博） 確かに議員さんのおっしゃるとおり先ほど私の方からも申し上げましたけれども、新規に加入する場合、大変な個人負担を要してしまうというようなことで何かいい補助制度がないかということなんですけれども、当初は先ほども少し申し上げましたけれども、宅内までの工事につきましては、すべて市の方で負担して行いました。しかし、その後は旭市にかかわらず近隣におきましても同様でございますけれども、すべてが個人負担となっております。何かいい補助制度といいましても、現状ではどこにも特に講じられていないと、ただ私どもとしては、合併によりまして場所によっては水圧の解消、あるいは停滞水の解消、こういうものができるということであれば、試験してそれらについてはこれから現地を調査した上で市の方で進める方向で市長とも話しております。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員。

14番（平野 浩） 件数については個人と法人、要望件数というのは把握されているんでしょうか。水道の件数、要望件数。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

水道課長（堀川茂博） 件数につきましては、便宜上分けているだけで、実際には口径で例えば20ミリが一般的でございますけれども、40ミリであっても1件ということで、ただ個人のところでも太い管を入れる場合もあります。したがって、個々にその業種別に分けているということはありません。ただ、商店用とか工業用とかそういう分け方はしております。そちらでよろしいでしょうか。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員。

14番（平野 浩） 普及率にも関係すると思いましたので、お聞きしました。

次に、社会体育施設について再質問をさせていただきます。

私は、旧海上中学校の屋外運動場を今年の4月からは社会体育施設ではないかと考えておりました。なぜなら3月31日をもって海上中学校は移転をして、教育委員会の管理下を離れて、跡地は海上野球場ほか18施設と同等のものであり、またその設備をもってして用途に照らしてみても十分なものを兼ね備えていると思うからです。旭市条例150条に照らしてもそのように満たされております。そのようなことで、教育委員会と生涯学習課との管理の区別というんですか、その辺を聞かせていただきたいと思えます。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） それでは、お答え申し上げます。

ご案内のとおり旧海上中の体育館については、それと管理棟それにつきましては、社会体育施設ということで条例化してございまして、残る旧海上中の跡地でございます建物等につきましては、今年度に解体を予定しております。したがって、その後の活用につきましては、検討をしているところでございます。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員。

14番（平野 浩） 海上中の特別教室と体育館については、利用して残すわけですね。それ以外は解体をして19年度中に解体をする計画だということで、それは分かっておりますけれども、運動施設として野球場が5か所、テニスが4か所、スポーツ公園が1か所、ソフトボール場が1か所、コミュニティ広場1か所、スポーツ広場1か所で計13か所、それらと同等な扱いになるのではないですか、海上中学校の運動場というのは、その点を伺いたいと思えます。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） ただいまのご質問でございますけれども、他の社会体育施設につきましては、条例等で設置してございますけれども、旧海上中の先ほど申し上げました体育館とそれに付随する特別教室というのはそれに伴う会議室等として条例化してございます。それ以外のものについてはそういった条例化はしてございまして、旧海上中の跡地ということで処理をしていかなければならない、そういったところにきています。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員。

14番（平野 浩） 社会体育施設と管理体制、自分の質問の中でちょっと行ったり来たりしてあれなんですけれども、体育施設の管理に関する条例において、野球場など運動施設は教育委員会が管理するということが第4条に明記をされてはいますが、それと同じことか考えるんですか。その運動施設、私は運動場の利用は、跡地利用が決定するまでの期間、十分有効な利用が可能であると思いますので、当然社会体育施設として位置づけるべきだと思いますけれども、その点もう一度お願いします。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） お答えを申し上げます。

確かに空いている土地でございますので、社会体育の利用に供するということがひとつございますけれども、あくまでも海上中のあそこは跡地ということでございまして、いわゆる条例等で規定してございます社会体育施設ではございません。貸し出しを目的とした施設ではございまして、旧海上中学校の跡地ということでございまして、その海上中学校、新しい方と古い方両方あってもいけませんので、そちらは速やかに解体をなさいたいということになっておりますので、貸し出しを目的としている社会体育施設と旧海上中の跡地といった違いがございますということで、ご理解をいただきたいということでございます。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員。

14番（平野 浩） 私は現在の海上中の運動場がこれから地域の皆さんのいろいろな健康面においても運動をすることによって利用もできるし、また子どもたちの健全育成にも使われるし、それに供するに十分な運動場であると考えていますので、その辺をただ単に海上中学校の跡地だから市の財産として将来的には跡地が決まるわけですけども、そういう利用はしないというのはちょっともったいないような気がするんです。それぞれ利用したいとい

うような団体が恐らく皆さんの耳にも相談にも入っていると思いますので、その辺をもうちょっと柔軟な姿勢でとらえていただいたら大分有意義ではないかなと、そういった意味でこの問題を取り上げているわけでございますので、いかがでしょうか、もう一度。

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員に申し上げます。

本件に関する質問は既に4回になりましたが、会議規則第56条ただし書きの規定によって特に発言を許します。

それでは、平野浩議員の質問に対し、答弁をお願いします。

庶務課長。

庶務課長（浪川敏夫） それでは、お答えを申し上げます。

平野議員おっしゃるとおり私もいろんなご利用の声があるということは承知しております。いますけれども、今の置かれている旧海上中のグラウンドがそういった貸し出しを目的とするものとしては考えておりませんので、今後ですけれども、今後の活用については、いわゆる7万旭市民のためにどのような方法、どのようなサービスをするために活用するのかということ考えた上で検討をして決定していきたいとそのように考えております。

以上でございます。

（「ありがとうございました、以上で終わります」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 平野浩議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

議長（嶋田茂樹） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は27日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時56分

平成19年旭市議会第2回定例会会議録

議事日程（第5号）

平成19年6月27日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 議長報告事項
- 第 2 常任委員長報告
- 第 3 質疑、討論、採決
- 第 4 常任委員長請願報告
- 第 5 質疑、討論、採決
- 第 6 事務報告
- 第 7 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議長報告事項
- 日程第 2 常任委員長報告
- 日程第 3 質疑、討論、採決
- 日程第 4 常任委員長請願報告
- 日程第 5 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 発議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 質疑、討論、採決
- 追加日程第 4 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第 6 事務報告
- 日程第 7 閉 会

出席議員（24名）

1番	伊 藤 保	2番	島 田 和 雄
3番	平 野 忠 作	4番	伊 藤 房 代
5番	林 七 巳	6番	向 後 悦 世

7番 景山岩三郎
 9番 嶋田哲純
 11番 木内欽市
 13番 日下昭治
 15番 林俊介
 17番 林一雄
 19番 嶋田茂樹
 21番 高橋利彦
 24番 神子功

8番 滑川公英
 10番 柴田徹也
 12番 佐久間茂樹
 14番 平野浩
 16番 明智忠直
 18番 高木武雄
 20番 向後和夫
 22番 林正一郎
 26番 林一哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤鐵

説明のため出席した者

市長 伊藤忠良
 教育長 米本弥栄子
 病院事務部長 伊藤敬典
 秘書広報課長 加瀬寿一
 財政課長 平野哲也
 市民課長 木内國利
 保険年金課長 増田富雄
 社会福祉課長 在田豊
 商工観光課長 神原房雄
 建設課長 米本壽一
 下水道課長 山田憲明
 消防長 佐藤眞一
 庶務課長 浪川敏夫
 生涯学習課長 花香寛源
 農業委員会事務局長 小田雄治

副市長 鈴木正美
 病院事業者 吉田象二
 総務課長 高埜英俊
 企画課長 加瀬正彦
 税務課長 野口徳和
 環境課長 平野修司
 健康管理課長 小長谷博
 高齢者福祉課長 横山秀喜
 農水産課長 堀江隆夫
 都市整備課長 島田和幸
 会計管理者 木内孫兵衛
 水道課長 堀川茂博
 学校教育課長 及川博
 監査委員事務局 林久男
 飯岡荘支配人 野口國男

病院經理課長 鐫 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開議 午前10時 0分

議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 議長報告事項

議長（嶋田茂樹） 日程第1、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

過日開催されました全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として20年在職し、市政の振興に努められました功績により特別表彰の栄に浴されました故鈴木正道議員に、表彰状並びに記念品が贈呈されましたことを報告いたします。

日程第2 常任委員長報告

議長（嶋田茂樹） 議案第1号から議案第9号及び議案第12号、議案第13号の11議案と請願第1号から請願第3号までの請願3件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。

配布漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

日程第2、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、高橋利彦議員、ご登壇願います。

(公営企業常任委員長 高橋利彦 登壇)

公営企業常任委員長(高橋利彦) 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議において、当委員会に付託されました議案第4号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月20日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第4号の主な質疑について申し上げます。

条例の制定は120人であるのに対し、実際は143人いるということであるが、弾力的な運用規定があるのかとの質疑では、定数は国の許可の数であり、弾力的に動かすような規定はないが、定数確保から入学辞退、あるいは途中でやめることを見込んで、1割程度定数より多く合格者を出している。国、県においても定数を確保するためには、多少の見込みは仕方ないと判断しているが、現在見込み過ぎたということで県から指導を受けているので、今後は定数を超えないようにしていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第5号の主な質疑について申し上げます。

宿泊料の全国平均はどのくらいか、また寝具のクレームが多くあるというが、この宿泊料の設定で対応できるのかとの質疑では、全国の1泊2食付の平均は大人で7,711円、小学生が6,510円である。また、寝具については経営改善の中で取り組んでおり、計画ではすべて新しいものにすることで進めているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり2議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年6月27日、公営企業常任委員会委員長、高橋利彦。

議長(嶋田茂樹) 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇)

文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第2号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、工事請負契約の締結について、議案第9号、工事請負契約の締結についての4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月22日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第8号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、中央小学校の防水工事は何年前に行っているのかとの質疑では、平成7年度に防水工事を実施しているとの答弁がありました。

次に、2点目として一般競争入札にできなかった経緯は何かとの質疑では、現行制度を見直しているところであり、現在検討委員会を設置し、一般競争入札、ダイレクト入札、電子入札の三つをテーマにいち早くできるものは何かということで、一般競争入札の額の引き下げが割合早く取り組めるのではないかと、検討している状況であるとの答弁がありました。

最後に、3点目として、鶴巻小学校の入札はなぜ不調になったのか、また随意契約ができなかった理由は何かとの質疑では、不調になった理由はわからないが、再度入札を6月28日にやり直すということで現在準備を進めている。また、2回の入札を行った後に、随意契約の交渉を2度行ったが、予定価格に届かなかったことから、不調になったものであるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり議案第2号、議案第3号については全員異議なく原案どおり可決すべきものとし、議案第8号、議案第9号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年6月27日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

議長（嶋田茂樹） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、平野浩議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 平野 浩 登壇)

総務常任委員長(平野 浩) 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第1号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、財産の取得について、議案第7号、財産の取得について、議案第12号、専決処分の承認について、議案第13号、専決処分の承認についての5議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月25日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第6号の主な質疑について申し上げます。

車両はどのくらいの期間で更新されるのか、また今後一・二年で更新しなければならないものは何台くらいあるのかとの質疑では、通常15年から16年経過すると更新をしている。また、今後更新される車両は、本署の水槽付消防ポンプ自動車と化学車が予定されており、ほかにはしご車も対象になっているが、購入金額が高いことから触媒をつけてオーバーホールを実施し、あと6年くらいもたせる予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第7号についての主な質疑について申し上げます。

救助工作車両の活動状況はどうなっているのか、また古くなった器具や車両はどうなるのかとの質疑では、活動状況については出動件数が平成16年度で36件、17年が39件、18年が26件であり、主なものは交通事故である。また、古くなった器具については救助隊が県内、あるいは県外へ要請されたときの予備として確保しているが、車両については廃棄の予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第12号についての主な質疑について申し上げます。

法人課税信託の対象者数と税収見込額はどのくらいかとの質疑では、現在の見込みでは当市に該当者はいないのではないかと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり5議案とも全員異議なく原案のとおり可決並びに承認すべきものと決しました。

なお、所管事項の報告において、入札制度の改革ということで、建設工事の一般競争入札の対象額を現行の3億円以上としているものを1億円以上として7月以降の入札から適用さ

せ、県や他市町村の動向を見ながら、さらに段階的な引き下げを実施するとともに、ダイレクト入札を10月中の試行を目途に、また電子入札の導入についても1年前倒しをして、平成21年度に導入できるように準備を進めていくとの報告を受けましたので申し添えておきます。

以上のとおり報告いたします。

平成19年6月27日、総務常任委員会委員長、平野浩。

議長（嶋田茂樹） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第3 質疑、討論、採決

議長（嶋田茂樹） 日程第3、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

8番（滑川公英） 私は、議案第8号、第9号、工事請負契約の締結について討論させていただきます。

皆様ご存じのように、入札方式の改善ということにつきましては、昨年の12月議会、1月臨時議会、3月議会、また今議会と同僚議員から質疑やら一般質問が多く提出されました。

しかしながら、12月から数えると6か月も経過しているのに、検討します、改善しますと答弁がありながら、いまだ一向に改善されておられません。今、委員長報告にございましたが、そうであれば、議会中一般質問のときにでも答弁するべきことではなかったのでしょうか。変更されたのは、一括発注がコスト削減のためだといいいながら、朝令暮改ですぐ分離・分割発注になったことぐらいです。そんな簡単にもとに戻せるのなら、入札改善も簡単にできることではないでしょうか。

3月議会で、財政課長は一般競争入札を19年度途中からでも入れていきたいと答弁しています。また、1月臨時議会の市長の答弁で、入札に関する市の姿勢ということで、正直言ってほとんど担当者任せできましたことを大変申し訳なく思います。これまで議員方から質問があったそういったものを十分検討させていただいて、これからどのような形でやったらできるだけ安い、いい工事ができるのか、さらには市の業者の育成につながるような方法というものを議員方なども含めて検討していきたいと答弁しています。また、市当局は時間がなかった、急いでいる、地元業者育成と答弁しています。

小・中学校耐震化工事は平成22年までの継続事業です。なぜ、そんなに急がなければいけないのでしょうか。少子高齢化を見据えた複合施設とか、またコスト削減のPFI事業導入とか、長期戦略に立った改善計画を立てるべきではないのでしょうか。県営事業として旭市内で行われている公共事業は、ほとんどが80%台だそうです。県の関連機関が何年も前からこのような実績を残しております。

昨年12月、清掃工場の運転管理委託をめぐる汚職事件で市長が逮捕された成田市では、今年1月の出直し市長選で当選した小泉市長は、入札制度の改善を掲げ、建設工事は電子入札による一般競争入札を原則とし、全公共工事で導入しました。また、一般競争入札の設定金額を引き下げた千葉県や浦安市があります。千葉県は、一般競争入札の対象拡大が昨年度の10億円以上が本年度は2億円以上へ、また今年の10月からは対象を5,000万円以上へ広げる予定です。談合などの不正行為に対する指名停止期間を長くし、損害賠償額を増やすとのことです。成田市の例もありますように、市当局がやる気になれば、たったの数か月で一般競争入札に変更できます。

行動を起こさなければ、結果はついてきません。近隣の市でもダイレクト入札を取り入れましたが、2回目は同じだと副市長の答弁もあり、県から出向していながら後ろ向きの発言と感じられました。

先月30日までの小・中学校耐震工事の合計は17億1,286万5,000円で、予定価格合計の99.6%でした。また、10件のうち4件は同一事業者が落札しています。今議会の一般質問で日下議員が、落札率が下がれば、その分公共事業が増やせると発言しております。同感です。業者も仕事が増えるわけです。

公共事業は国の仕事も、県の仕事も、我が旭市の仕事も、また議員報酬も職員給与もすべてが税金で賄われているということを念頭に置かなければ、公僕とは言えないと思います。市の体質なのでしょうか。職員の資質なのでしょうか。このような観点から入札制度改革を

スタートさせない行政当局に猛省を求め、反対討論といたします。

ありがとうございました。

議長（嶋田茂樹） 続いて、林一雄議員、ご登壇願います。

（ 17番 林 一雄 登壇 ）

17番（林 一雄） 議案第8号及び第9号、工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論いたします。

議案第8号と議案第9号については、いずれも校舎の耐震化とそれに伴う大規模改造工事に係る契約議案であります。

今年の1月から始まった市内の小・中学校校舎及び体育館の耐震化と大規模改造工事は、これから行われる予定の第二中学校の校舎改築工事を含めると、わずか半年余りで実に10の小・中学校の校舎と体育館を合わせて13の請負工事契約がなされ、耐震化や大規模改築が進められることとなります。このことから、先日の文教福祉常任委員会の中でも、一議員から、よその市・町では仕事がなくて業者が困っているのに、旭市では人手が足りないくらい仕事が増えているとの話がありました。

私も全くそのとおりだと思っていますし、この少子高齢化時代にあって、次の代を担う子どもたちが育っていくために欠かすことのできない校舎、あるいは体育館の安全を最優先に整備したいとの市長の方針に基づき、有利な財源をかき集め、近隣市町に先駆け予算化を図り、実施したところによるものでありまして、子どもを持つ保護者の方々は大変喜んでいると思います。一日も早い工事の完成を願っているものではないのでしょうか。

6月9日のある新聞に、遅れる学校耐震化という見出しで、県内公立学校の耐震化が進んでいない実情が浮き彫りにされました。また、同じ新聞で6月16日の記事では、学校耐震化工事で市町村、費用面強要策とか、計画立てられぬ自治体もというような見出しがあり、財政的な問題で多くの市町村が苦慮している様子がうかがえます。中には市民債を発行し、市内の法人や市民からお金を借り入れた市の事例もありました。この市が旭市よりずっと大きな団体であることを考えても、我が市の健闘ぶりは際立っていると思います。

そんな中で、これからの工事契約方法をめぐっては、いろいろな議論がなされました。一般競争入札の範囲の拡大や、郵便による入札、電子入札も時代の流れでもあり、当然改革も必要になってくると思いますが、やはり地元の業者の育成も必要だと思いますし、何よりも地元には仕事があり、地元の雇用が守られるということ、非常に重要であるということを考えていただきまして、制度の改革を進めていただきますよう要望いたしまして、賛成の討論

といたします。

議長（嶋田茂樹） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第1号から議案第9号及び議案第12号、議案第13号の11議案について採決いたします。

議案第1号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 賛成多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第13号は承認することに決しました。

日程第4 常任委員長請願報告

議長(嶋田茂樹) 日程第4、常任委員長請願報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長

の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇)

文教福祉常任委員長(林 一雄) 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月13日の本会議において付託されました請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、請願第2号、「国における平成20(2008)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、請願第3号、「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」採択に関する請願についての請願3件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、6月22日、付託議案の審査終了後、紹介議員と参考意見を聴取するため教育委員会から教育長、担当課長の出席をいただき、本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

請願第3号の審査では、格差による教職員の質や教育レベルの低下が危惧されるが、賃貸住宅の家賃など経済的な格差があるのだから、地域格差が生じることは仕方がないとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり請願第3号については賛成多数で不採択とし、請願第1号、請願第2号については全員異議なく採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年6月27日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

議長(嶋田茂樹) 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第5 質疑、討論、採決

議長(嶋田茂樹) 日程第5、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 討論なしと認めます。

これより請願第1号から請願第3号までの3件について採決をいたします。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号、「国における平成20(2008)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」採択に関する請願について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

(「ちょっと待って」の声あり)

議長(嶋田茂樹) すみません。

賛成者多数。

よって、請願第3号は不採択と決しました。

ここで、10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

議長(嶋田茂樹) 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 発議案上程

議長（嶋田茂樹） 本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成20(2008)年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

ただいま追加日程につきまして、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、神子委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

神子委員長、ご登壇願います。

（議会運営委員長 神子 功 登壇）

議会運営委員長（神子 功） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案及び東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙の追加日程について協議をいたしましたので、私の方よりご報告申し上げます。

追加日程となる発議案につきましては、本日提出のありました発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出及び発議第2号、国における平成20(2008)年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2議案であり、また東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙については、当組合議会議員である伊藤鐵議員が去る6月11日付で辞職されたことによるものであります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成19年旭市議会第2回定例会議事日程（その2）の6月27日水曜日のとおり、この後、追加日程第1、発議第1号及び発議第2号の発議案を一括上程。追加日程第2、提案理由の説明。提案理由の説明については発議第1号及び発議第2号とも林一雄議員を予定しております。追加日程第3、質疑、討論、採決。追加日程第4、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。

以上でございます。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 神子委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号及び発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 異議なしと認めます。

よって、発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1、発議案上程。

発議第1号及び発議第2号の2発議案を一括上程いたします。

追加日程第2 提案理由の説明

議長（嶋田茂樹） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号及び発議第2号について、林一雄議員、ご登壇願います。

（17番 林 一雄 登壇）

17番（林 一雄） それでは、発議第1号及び発議第2号について提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合

については、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。政府は、教育の質的論議をぬきに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から対象項目をはずし、一般財源化してきた。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

続いて、発議第2号、国における平成20(2008)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書の案文を朗読して、提案理由の説明にかえさせていただきます。

国における平成20(2008)年度教育予算拡充に関する意見書(案)

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え・育てるという重要な使命をおっている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、いわゆる「学級崩壊」、さらには少年による凶悪犯罪、経済不況の中、失業者の増加により授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、総合的な学習の実施や選択履修の拡大に伴う経費等の確保も急務である。千葉県及び県内各市町村においても、ゆとりの中で子どもたち一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

平成19(2007)年度の文部科学省所管の一般会計予算は、前年度比2.7%増となったが、県、市町村への地方交付税交付金は削減されている。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで、以下の項目を中心に、来年

度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること。
- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を見直し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上でございます。皆様方のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 林一雄議員の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 質疑、討論、採決

議長（嶋田茂樹） おはかりいたします。発議第1号及び発議第2号の2議案は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

追加日程第3、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

発議第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

以上で発議案の質疑は終わりました。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について一括して討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(嶋田茂樹) 討論なしと認めます。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について採決いたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号、国における平成20(2008)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

議長(嶋田茂樹) おはかりいたします。東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第4、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。

これより東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員のうち、同組合同規約第6条第2項本文の規定による議員に神子功議員を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました神子功議員を同組合同規約第6条第2項本文の規定による議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、神子功議員が同組合同規約第6条第2項本文の規定による議員の当選人に当選されました。

ただいま当選されました神子功議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長（嶋田茂樹） 日程第6、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

総務課長（高埜英俊） それでは、篤志寄附を受納しましたので、ご報告いたします。

1つ、豚肉222.8キログラム（25万円相当）を、第三学校給食センターの学校給食用賄材料として、干潟地区養豚組合様から2月28日受納いたしました。

1つ、旗揚塔1基（10万円相当）を、中央第二保育所の備品として、二の2040番地、加瀬實様から3月14日受納いたしました。

1つ、豚肉200キログラム（15万6,000円相当）を、第三学校給食センターの学校給食用賄材料として、農事組合法人高木畜産様、有限会社菅井物産様、有限会社菅谷ファーム様、有限会社ブライトピック千葉様から3月16日受納いたしました。

1つ、豚肉200キログラム（16万円相当）を、第二学校給食センターの学校給食用賄材料として、有限会社菅谷ファーム様、有限会社ブライトピック千葉様から3月19日受納いたしました。

1つ、金120万円を、第二中学校音楽備品購入費として、口の829番地、伊藤實様から4月16日受納いたしました。

1つ、屋内運動場用演台一式（80万円相当）を、海上中学校の備品として、旧海上町課長会様から5月31日受納いたしました。

1つ、ショーケース1台（58万円相当）を、海上中学校の備品として、西松建設株式会社様、阿部建設株式会社様、鈴木建設株式会社様から6月12日受納いたしました。

1つ、電子黒板一式（20万円相当）を、豊畑小学校の備品として、川口582番地、鈴木好雄様から6月15日受納いたしました。

1つ、金50万円を、育英資金として、川口582番地、鈴木好雄様から6月15日受納いたしました。

以上でございます。

議長（嶋田茂樹） 事務報告は終わりました。

日程第7 閉 会

議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成19年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 嶋田茂樹

議員 林俊介

議員 明智忠直